

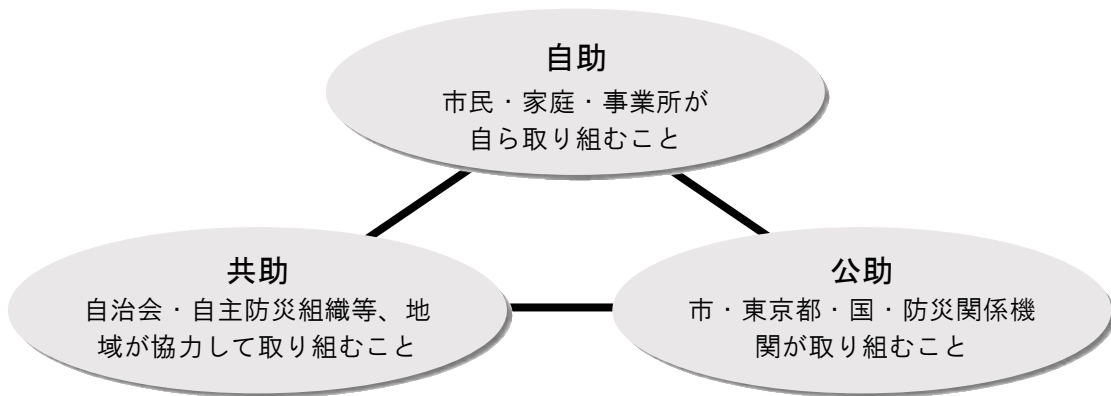
第2編 地震災害対策計画

第 1 部 災害予防計画

第1章 災害に強い人と地域社会づくり

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって、多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

市民、自主防災組織、事業所等は、「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。



第1節 防災知識の普及

〔総務部、教育部、生活環境部〕

《基本方針》

市民が、平常時から災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災意識・知識の普及啓発に努める。

1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発

福生市は、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等の防災パンフレット配布、防災展の開催、ホームページや講習会等によって、災害・防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。防災知識の普及等を推進する際には、女性及び子供、性的マイノリティ、国籍のほか、要配慮者の視点の違いに配慮し、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

特に、住宅の耐震化・出火防止対策、3日分（推奨1週間以上）の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、安否確認手段、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策等を通じて家庭での予防安全対策について普及・啓発を行う。

また、自主防災組織や市民団体等を通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。

2 学校教育・社会教育における防災教育

福生市は、防災の手引を作成するとともに東京都教育委員会発行の「防災ノート～災害と安全～」や立川防災館を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、社会教育活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

3 事業所における防災知識の普及

福生市は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、帰宅困難者対策を含む事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

また、事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に市内の経済を支える重要な企業の事業活動を早期に復旧するため、事業者団体等を通じて、事業者が災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成する事業継続計画（BCP（Business Continuity Plan））の策定を推進するよう働き掛ける。

第2節 自助による市民の防災力向上

《基本方針》

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、発災時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所又は避難所で自ら活動する、あるいは、行政等が行っている防災活動に協力するなど、防災への自助意識を高めることが求められる。

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策に努める。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水（目安として1日1人3ℓ）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 8 地震時のマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成
- 9 市や自主防災組織が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 10 町会・自治会等が行う、地域の相互協力態勢の構築への協力
- 11 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 12 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

第3節 自主防災組織等による共助の推進

〔総務部、生活環境部、教育部、福生消防署〕

《基本方針》

市民及び事業所による自主的な防災活動が、人命救助や被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の醸成など、地域における自主防災組織体制の整備に努める。

1 自主防災組織等への支援

自主防災組織は、共助の観点から、防災訓練等により地域における自主防災力の向上に努める。

福生市及び福生消防署は、地域住民による自主防災組織が行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。

自主防災力の向上	自主防災組織は、地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。なお、避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。
技術的指導	自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。
防災マップ・災害マニュアル作成の支援	地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初動期の自主防災組織による活動態勢を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。
資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。
福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援	大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。
地区防災計画の作成	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、福生市防災会議においてこの計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画をこの計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。
避難所運営連絡会の活動	地域の自主防災組織、学校関係者、市職員等で避難所運営連絡会を立ち上げて、避難所運営マニュアルを作成し、定期的に避難所運営について検討を行う。

2 事業所による自主防災態勢の整備

事業所は、従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の自主的な防災態勢の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。

利用者の保護	帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
--------	---

事業継続対策	災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。
安全確保対策	社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認態勢を整備する。
防災訓練及び地域との協力	事業所ごとに定例的な防災訓練を推進するとともに、組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。

第4節 各主体の連携

過去の災害、中でも平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されている。

こうした状況に鑑み、市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、社会の様々な主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努める。

主 体	役 割 等
福生市	住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、東京都その他の関係機関及び自主防災組織等と連携し、防災対策に関する施策の推進に努める。
市民	平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努める。
自主防災組織	災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努める。
事業者	災害発生時等において、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる態勢を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。
ボランティア	災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、福生市及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。 また、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援、活動調整を行う組織）は、その経験や専門性を生かし、行政組織、ボランティア等との連携態勢の構築を図る。

第5節 要配慮者の安全確保

〔総務部、生活環境部、福祉保健部〕

《基本方針》

福生市及び関係機関は、乳幼児、障害者、病人、寝たきり者、高齢者、妊産婦、外国人などの要配慮者の安全確保のため、社会福祉施設・民間福祉団体・NPO・社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援態勢づくりを推進する。

1 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために防災対策を推進する。

防災マニュアルの策定	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。
防災訓練の実施	円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。
施設等の安全対策	スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や附属する危険物を常時点検する。
地域社会との連携	社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など避難態勢づくりを推進する。

2 要配慮者対策

市は、民生委員や自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等の要配慮者対策を実施する。

避難行動要支援者の名簿作成	<p>災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者 名簿を提供する避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。</p> <table><tr><td>ア 福生警察署</td><td>イ 福生消防署</td></tr><tr><td>ウ 自主防災組織</td><td>エ 福生市民生委員</td></tr><tr><td>オ 福生市社会福祉協議会</td><td>カ 福生市消防団</td></tr></table> <p>(2) 名簿に掲載する者の範囲 名簿に掲載する避難行動要支援者は、次の範囲とする。</p> <table><tr><td>ア 介護保険制度の要介護3以上の者</td></tr><tr><td>イ 介護保険制度の要介護1～2で、単身世帯又は同居の家族が75歳以上の者</td></tr><tr><td>ウ 身体障害者手帳所持者で、1級、2級に該当する者</td></tr><tr><td>エ 身体障害者手帳所持者で、視覚障害又は聴覚障害3～6級に該当する者</td></tr><tr><td>オ 愛の手帳所持者</td></tr><tr><td>カ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、1級、2級に該当する者</td></tr><tr><td>キ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、3級の単身世帯の者</td></tr><tr><td>ク 75歳以上の単身世帯又は75歳以上のみの世帯の者</td></tr><tr><td>ケ 上記ア、イと同居する家族が全て75歳以上の者</td></tr><tr><td>コ 上記以外で避難の支援が必要であると市長が認める者</td></tr></table> <p>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 名簿に記載する個人情報は、次のとおりとする。情報は市関係部署等から集約するほか、同意を得た上で地域の避難支援関係者からの情報を加える。</p> <table><tr><td>ア 氏名</td><td>イ 生年月日</td><td>ウ 住所</td></tr><tr><td>エ 電話番号</td><td>オ 対象要件</td><td>カ 特記事項</td></tr><tr><td>キ 緊急時の連絡先</td><td>ク 名簿情報の提供に関する同意又は不同意</td><td></td></tr></table> <p>(4) 名簿の更新に関する事項 名簿は、原則として年1回以上更新するものとする。</p>	ア 福生警察署	イ 福生消防署	ウ 自主防災組織	エ 福生市民生委員	オ 福生市社会福祉協議会	カ 福生市消防団	ア 介護保険制度の要介護3以上の者	イ 介護保険制度の要介護1～2で、単身世帯又は同居の家族が75歳以上の者	ウ 身体障害者手帳所持者で、1級、2級に該当する者	エ 身体障害者手帳所持者で、視覚障害又は聴覚障害3～6級に該当する者	オ 愛の手帳所持者	カ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、1級、2級に該当する者	キ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、3級の単身世帯の者	ク 75歳以上の単身世帯又は75歳以上のみの世帯の者	ケ 上記ア、イと同居する家族が全て75歳以上の者	コ 上記以外で避難の支援が必要であると市長が認める者	ア 氏名	イ 生年月日	ウ 住所	エ 電話番号	オ 対象要件	カ 特記事項	キ 緊急時の連絡先	ク 名簿情報の提供に関する同意又は不同意	
ア 福生警察署	イ 福生消防署																									
ウ 自主防災組織	エ 福生市民生委員																									
オ 福生市社会福祉協議会	カ 福生市消防団																									
ア 介護保険制度の要介護3以上の者																										
イ 介護保険制度の要介護1～2で、単身世帯又は同居の家族が75歳以上の者																										
ウ 身体障害者手帳所持者で、1級、2級に該当する者																										
エ 身体障害者手帳所持者で、視覚障害又は聴覚障害3～6級に該当する者																										
オ 愛の手帳所持者																										
カ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、1級、2級に該当する者																										
キ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、3級の単身世帯の者																										
ク 75歳以上の単身世帯又は75歳以上のみの世帯の者																										
ケ 上記ア、イと同居する家族が全て75歳以上の者																										
コ 上記以外で避難の支援が必要であると市長が認める者																										
ア 氏名	イ 生年月日	ウ 住所																								
エ 電話番号	オ 対象要件	カ 特記事項																								
キ 緊急時の連絡先	ク 名簿情報の提供に関する同意又は不同意																									

	(5) 情報漏えいの防止措置 名簿提供の際には、情報漏えいを防止するために名簿取扱者の限定、保管方法、秘密の保持等について指導する。
避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成	東京都「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て、避難支援等関係者の安全確保措置に関する事項を含む避難行動要支援者支援マニュアルを作成する。また、災害時には災害対策本部要配慮者対策班への情報の一元化を図り、各対応部の活動へとつなぐ態勢を整備する。
個別避難計画の策定	避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの個別避難計画を策定する。 また、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を福祉避難所の指定を行う等、避難時に当該施設へ直接避難することを検討する。 また、要支援者には、避難支援を保証するものではないこと、避難支援等関係者が法的な責任・義務を負うものではないことの周知に努める。
防災知識の普及・啓発	要配慮者本人及びその家族等が防災に対する理解を深め、東京都「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針」等を参考に、日頃から対策を講じ、また、地域の防災訓練等へ積極的に参加できるよう知識の普及・啓発に努める。
地域における救出・救護態勢の充実	自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援態勢を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力態勢づくり」を進める。
避難情報の通知又は警告の配慮	市長は警戒レベル3「高齢者等避難」発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。また、その伝達に当たっては防災行政無線(戸別受信機を含む。)や広報車による情報伝達に努める。
安全機器の普及促進	災害時に介護支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。
医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその在り方等の検討を行う。
救急医療情報キットの配布	高齢者、障害者等に対し、救急時に必要な医療情報を入れることができる「救急医療情報キット」を配布する。
東京都と連携した緊急通報システムの整備	東京都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし高齢者や18歳以上の一人暮らし重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

3 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。

福生市は、これらの人々に対して、安心して行動できるような環境づくりに努める。

防災情報の提供・防災知識の普及	外国人向けの防災リーフレット等の配布に努める。
	ボランティア等と連携し、東京都が作成した動画を活用するなど、多言語での防災知識の普及・啓発に努める。 避難標識等のやさしい日本語及び外国語併記を推進する。
ボランティアの活用	地域での支援態勢づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。
	東京都防災(語学)ボランティアを活用し、防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

第6節 ボランティア活動環境の整備

〔福生消防署、総務部、生活環境部、福祉保健部、福生市社会福祉協議会〕

《基本方針》

東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関及びNPO等と相互に連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携態勢を構築し、ボランティアやNPOが適切に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

1 受入態勢の整備

福生市は、福生市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアの受入態勢を整備する。

受入窓口の整備	ボランティア活動の受入れ及び活動調整を行うための窓口運営について、福生市災害ボランティアセンターの設置など、福生市社会福祉協議会との連絡調整に努める。
連携の推進	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会と、迅速な派遣要請・受入れに係る連携を推進する。
ボランティアセンター設置・運営訓練	福生市社会福祉協議会等との連携による福生市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
ネットワークの構築	平常時から、福生市社会福祉協議会を通じボランティア団体等やNPOとの幅広いネットワークを構築する。

2 事前登録の推進、活動支援態勢の整備

福生市は、東京都、東京都社会福祉協議会、福生消防署、福生市社会福祉協議会等との連携の下に、ボランティアの事前登録に努めるとともに、活動支援態勢を整備する。

東京都防災ボランティア等の専門技術型ボランティア	<p>専門ボランティアとして、行政が十分には対応できない分野への協力を得る。</p> <p>(1) 災害支援ボランティア講習修了者 (2) アマチュア無線技師 (3) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等 (4) 被災建築物応急危険度判定員、土砂災害の危険度判定技術者 (5) 航空機・特殊車両等の操縦、運転の資格者 (6) 通訳（外国語、手話） (7) その他（高齢者介護、障害者福祉の経験者等）</p>
東京消防庁災害時支援ボランティア	<p>地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの協力を得るため事前に登録した東京消防庁災害時支援ボランティアの受入態勢を確立するとともに、育成指導を図る。</p> <p>登録資格者 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</p>

	(3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術を有する者 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 平常時には次の活動を実施する。 (1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、 「コーディネーター講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動
市内災害ボランティアネットワークの構築	市内のボランティア組織等との連携に努め、幅広いネットワークを構築する。
ボランティア活動に係る環境整備	福祉センターをボランティア団体等の活動拠点として指定するとともに、必要な資機材、宿泊施設及び食料の提供、ボランティア保険の加入など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

3 人材の育成

福生市は、東京都等の関係機関と連携して、災害ボランティアの取組について周知を図り、リーダー等の人材育成を促進する。

人材の育成	東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダーの養成、ボランティアコーディネーターの養成に努める。 東京都防災ボランティア制度及び東京消防庁災害時支援ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。
意識の高揚	市として防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日）の諸行事を通じ、ボランティア団体等の意識高揚を図る。

第7節 事業継続計画の実効性の確保

〔総務部、各部〕

《基本方針》

被災からの復旧・復興を迅速に実現し、市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するため、福生市は事業継続計画（BCP）について、訓練等を通じて実効性を確認し、把握した問題点や教訓等に基づき見直しを図る。

1 BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

事業継続の取組は、次の特徴を持っている。

- | |
|--|
| (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
(2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこ |
|--|

- と。
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務継続が危うくなるのかを抽出し検討すること。
 - (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
 - (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急対応の要素を含んでいること。

2 市政のBCP等の見直し

福生市は、災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、福生市事業継続計画（BCP）の不断の見直しを行う。

第2章 災害に強いまちづくり

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、災害時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

都市防災機能の強化や建築物等の安全対策、地震・火災等の予防対策を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第1節 都市の防災機能の強化

〔企画財政部、総務部、生活環境部、都市建設部、関係機関〕

《基本方針》

福生市をはじめ関係機関は、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1 防災市街地の整備

福生市は、都市計画マスタープランや緑の基本計画等に基づいて、市街地の不燃化や公園・道路等の効果的配置による都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

防災機能を高める都市施設配置	福生市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既存市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を目指した施設配置に努める。
市街地の再開発	福生駅西口地区市街地再開発により、耐震化・不燃化等を確保した避難所等の防災拠点となる施設、安全な避難を確保する道路等を整備する。
市街地の不燃化の促進	道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。
緊急輸送道路の確保	国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点と指定済みの緊急輸送道路とを結ぶ道路、既に指定済みの緊急輸送道路を連結する道路を緊急輸送道路として指定し、確保する。
広域応援活動の活動拠点の整備	救助部隊・ライフライン復旧活動のための応援部隊等のための活動拠点を想定し、迅速な救出・救助・復旧活動の基盤を確保する。

2 防災空間の確保、防災機能の強化

福生市及び関係機関は、公園・緑地、道路、河川等オープンスペースの効果的整備に努め、防災空間の確保を図るとともに、防災機能の強化を進める。

公園・緑地、広場等	近隣公園や身近な街区公園等を積極的に整備する。
	雨水排水の流出を抑制するための貯留・浸透施設の設置等を推進するとともに、耐震性貯水槽等の整備を進める。
河川	火災による延焼防止を図るため、オープンスペースの整備を推進するとともに、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。
	災害時における緊急用水の供給源や消防用水として活用できるよう努める。

道路・緑道	避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、都市計画道路の整備を推進するとともに、幅員の不十分な既存道路の拡幅を図る。 幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物の除去などバリアフリーに努める。
農地・農業用施設	農地・農業用施設については、防災空間として災害時等における一時緊急的な避難、集合の場所としても確保に努める。

3 土木構造物の耐震対策

福生市及び関係機関は、土木構造物ごとに、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

道路施設	道路のり面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の危険性を調査し、必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急輸送道路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。 一般橋りょう、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。
鉄道施設	駅舎、橋りょう、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。
河川・水路	堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに耐震性の向上に努める。
土砂災害防止施設	急傾斜地崩壊防止施設については、必要に応じて耐震対策を実施する。

4 ライフライン施設の安全化

上・下水道、電力、ガス、通信、ごみ・し尿処理などのライフライン等に関わる事業者は、各種災害による被害を防止するため、施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速な応急復旧を行うための防災態勢を整備する。

(1) 上水道

水道施設設備の強化	ア 水道施設の耐震化の着実な推進 イ 耐震継手管への取替えの推進 ウ バックアップ機能の更なる強化 エ 自家発電設備の設置、増強による電力の自立化
	震災時における安定的な給水の確保のため、浄水場や給水所等の耐震化について、重要度や更新時期を考慮し計画的に進めていく。
	水道管路の耐震継手化の取組を推進するほか、医療機関や首都中枢機関等に加え避難所や主要駅への供給ルート耐震継手化について優先的に推進していく。
	浄水場と給水所等を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化や重要な幹線の二重化を進めるなど、バックアップ機能の強化を図っていく。
水道の安定供給	震災時に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備の増強をして電力の自立化を推進するとともに、配水本管テレメータや自動水質計器の無停電化を拡充する。
	平常時はもとより、渇水時にも対応できるよう、水源の確保に努める。 大規模浄水場の更新に向けた代替浄水施設の整備、導水管の二重化及び送水管ネットワークの強化、給水所の新設・整備などを計画的に進めていく。

(2) 下水道

下水道施設の耐震化	管きょについては、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。
-----------	---

(3) 電力供給施設

電力供給施設の耐震性等の確保	発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。
電力の安定供給	電気事業法、保安関係諸規定等に基づく電気設備の維持保全並びに予防点検、常時監視を行うとともに、大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的電力供給停止と他の地域の電力供給を可能にするため、電力供給系統のブロック化と多重化を図る。

(4) ガス供給施設

ガス供給施設の耐震性等の確保	供給所等のガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
ガスの安定供給	大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。
安全器具の普及	ガス使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、マイコンメーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及・導入を推進する。

(5) 電気通信施設

電気通信施設の信頼性向上（防災設計）	電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造化や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を推進する。
都市基盤施設整備との協調	通信回線の地中化に関して、総合的な都市整備と協調した計画的な整備を図る。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備

福生市は、二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、はしご車架てい障害の排除等、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を検討する。

(7) 多様なエネルギー確保の推進

福生市は、応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する。

第2節 建築物等の安全対策の推進

〔企画財政部、都市建設部、教育部、各施設所管部、福生消防署、東京都、関係機関〕

《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、教育施設、庁舎、会館

等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

1 建築物等の耐震対策

福生市、東京都及び関係機関は、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後の建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

公共建築物の耐震化	公共施設の耐震化率は、おおむね100%を達成しており、今後は、非構造部材の耐震化等を進める。 (1) 天井の落下防止対策 (2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止 (3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保
民間建築物等の耐震化	「福生市耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。 不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても、令和7年度末までに耐震化率95%を目標として耐震化促進のための支援策を検討する。 家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。
老朽建築物等に対する調査指導	消防署、警察署の協力を得て、老朽建築物の倒壊、中高層ビルの外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止などについて現地調査を行い、著しく危険であると認める場合には、法令に基づき除去、改築、修繕等の措置を指導する。
特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、令和7年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組を促進する。
ブロック塀等の耐震化	市内の住家と避難所を結ぶ全ての道路を避難路として位置付けるとともに、避難路のブロック塀等の耐震化促進を図るため支援を推進する。

2 建築物等の防火・安全対策

福生市及び東京都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく指導・助言及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく立入検査等を行い建築物などの安全対策を推進する。また、不特定多数の人々が利用する建築物等のバリアフリー対策を促進する。

建築物災害予防知識の普及	関係機関と連携の上、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策等の災害予防知識の普及に努める。
事業所防災力の強化	消防署と連携して事業所防災計画の作成を指導する。
特殊建築物、建築設備の安全確保	不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。 火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備態勢の充実を指導する。

	地震対策を含めた自主防火管理態勢の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。 定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防火管理及び消防用設備等の機能保持・適正管理等に関する規制と指導を行う。
建築物等のバリアフリー対策	人にやさしい都市づくりの理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人にも利用しやすい建築物等の整備を促進する。
屋外広告物等の落下防止	落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の下に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。
エレベーターの早期復旧態勢の整備	東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 福生市の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。
空家対策の促進	空家の倒壊による被害を防止するため、「福生市空家等対策計画」（令和3年3月）に基づき、適正管理の促進、管理不全な空家等の除却等の促進を進める。

3 文化財の保護対策

福生市及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための配慮を行うとともに、良好な状況の下に文化財を維持管理するよう努める。

文化財保護意識の普及と啓発	文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財保護意識を高めるための啓発活動に努める。
文化財の保全態勢の確立	文化財を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、周知を図るため標識等の設置を進める。 自衛消防態勢の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、文化財の保全態勢の確立を図る。
消防用設備の整備、保存施設等の充実	消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備態勢の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。

第3節 地盤災害予防対策の推進

〔企画財政部、総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕

《基本方針》

福生市・東京都及び関係機関は、地盤の液状化等による被害の軽減を図る。

1 地盤災害の防止対策

福生市においては液状化の危険性が高い地域はないが、旧河川等を埋土した箇所や盛土などで地盤条件が変わる境界があり、強震動を受けた場合、建築物・土木構造物・地下埋設物等の被害の可能性がある。このため、福生市は、重要施設について液状化の判定、対策工法を採用し施設の安全化を図る。

第4節 出火防止対策の推進

〔福生消防署、総務部、東京都〕

《基本方針》

福生消防署及び福生市等は、火災の発生及び拡大を防止するため、消防関係法令に基づく規制や指導、立入検査を行うとともに、市民に対する防火等に関する知識の啓もうや防災行動力を高めるための訓練を推進する。

1 火気使用設備・器具の安全化

福生消防署は、地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 火災予防条例に基づく耐震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底
- (2) 火気使用設備の固定や火気使用設備・器具周囲の保有距離確保の徹底
- (3) 安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備の徹底

2 石油等危険物施設の安全化

石油等危険物施設については、地震動等によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏えいや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障を来すことから、福生消防署は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努め流出事故等の未然防止を図る。

- (1) 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
- (2) 石油等危険物施設の安全化

3 高圧ガス等施設の安全化

高圧ガス等施設については、地震動等によりその施設が損傷し、ガス漏れや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障を来すことから、東京都は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努めガス漏れ事故等の未然防止を図る。

- (1) 建物及び施設等の耐震性強化の指導
- (2) 自主防災態勢の整備
- (3) 防災資機材の整備促進
- (4) 立入検査の強化

4 化学薬品・電気設備等の安全化

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対して、東京都は、個別的、具体的な安全対策を指導し、保管適正化について次のような指導を推進する。

- (1) 化学薬品容器の転倒・落下防止措置
- (2) 化学薬品収納棚の転倒・落下・移動防止措置
- (3) 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- (4) 化学薬品収納場所の整理整頓
- (5) 初期消火資器材の整備

また、電気設備等の安全化については、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）に定め

る位置、構造及び管理に関する基準に基づき、出火防止等の安全対策の推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導し、信頼性の高い安全装置（感震コンセント等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具の普及について徹底を図る。

5 火薬類保管施設の安全化

福生市内には、大規模な火薬類を扱う施設はないが、小規模のところがあり、東京都は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づき、火薬類の販売、貯蔵、消費の各段階における指導を実施するとともに、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図る。

6 出火防止のための査察指導

福生消防署は、事業所等への立入検査や指導を行い、出火防止対策を促進する。

出火防止等に関する立入検査等	地震発生時に人命への影響が極めて高い病院や大型店舗、飲食店及び多量の火気を使用する工場等に対しては重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。 その他の事業所や一般住宅等についても立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するための安全確保要領を指導する。
危険物施設等の出火防止指導	危険物施設等に対しても、立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。
事業所防災計画の作成指導	各事業所に対して、東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

7 市民指導の強化

福生消防署は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」並びに「地震から命を守る『7つの問いかけ』」等の出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育を推進し、実践的防災訓練による市民の防災行動力の向上を図る。

出火防止等に関する備えの主な指導事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 消火器の設置など消火準備の徹底 (2) 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及 (3) 家具類等の転倒・落下・移動防止措置の徹底 (4) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底 (5) カーテンなどへの防災製品の普及 (6) 灯油等の危険物の安全管理の徹底 (7) 防災訓練への参加 (8) 住宅用火災警報器の設置促進のための啓発と指導 (9) 防火診断（要配慮者宅を中心とした各家庭訪問による防火防災上の安全性の確認）の実施
出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進 (2) 普段から地震のときは身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る習慣の徹底 (3) 地震直後の行動（①揺れがおさまってから火の始末、②出火時は落

	<p>ち着いて消火) の周知徹底</p> <p>(4) 避難等により自宅を離れる場合の出火防止の徹底(電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認)</p> <p>(5) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底</p> <p>(6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底</p>
--	---

第3章 災害に備えたシステムづくり

第1節 防災活動組織の整備

〔総務部、各部、関係機関〕

《基本方針》

福生市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員計画及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災態勢の確立に努める。

1 活動組織の整備・充実

福生市は、この計画に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を的確に実施できるよう職員の配備態勢・勤務時間外における参集ルールの整備を図る。

職員の配備基準	災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。
勤務時間外における参集ルール	緊急招集に備え、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が取れる態勢を整備する。
	迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。 被災直後から避難所における初動対応を迅速に行うため、主として市内及び周辺自治体に居住する職員を中心に参集態勢を整備する。

2 行動マニュアルの作成

福生市は、災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、各種行動マニュアルを整備する。

マニュアルの作成	災害対策業務ごとのマニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。
マニュアルの修正	福生市地域防災計画の修正、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。

3 防災拠点機能等の充実

福生市は、災害発生時に速やかに災害応急活動態勢を取れるよう、防災拠点機能等の充実を図る。

防災拠点施設等の整備	市役所等の自家発電設備、耐震性貯水槽等の整備、援助物資の集積拠点としての機能整備を図る。
	代替施設の選定などのバックアップ対策及び資機材等の整備に努める。
	市役所及び消防署間の連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。
	災害時の拠点となる施設等に自立・分散型電源を設置する。 地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡態勢を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。

	避難所、災害備蓄倉庫、災害時の応急給食施設などの総合的な機能を併せ持つ防災食育センターの活用を推進するとともに、避難所や応急給食等の訓練を実施する。
	災害対応の拠点となる施設等にランドマークとしてヘリサインを整備する。
	福生駅西口地区市街地再開発に伴い、防災拠点として非常用発電機、災害用トイレ、飲料水、防災備蓄倉庫等の設備を備え、避難者の受入機能を有する公共施設を整備する。
災害対策用備蓄及び資機材の点検	防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。

4 関係機関等との連携の推進

福生市は、関係機関との連携体制の整備に努める。

関係機関・民間団体等との連携体制	関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と福生市との協力関係を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。
	災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協定を締結し、災害時の資機材や人材等の確保に努める。協定締結に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
	災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施のため、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。
自衛隊との連携	自衛隊との連絡態勢の強化や派遣の要請手続の迅速化など、連携の推進に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。
受援計画の作成	災害時の応援の要請及び受入れを迅速かつ的確に行うため、受援計画を作成する。

5 防災訓練の実施

福生市は、この計画等の習熟、関係機関との連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。

総合防災訓練	関係機関、市民、事業所、学校等の参加を得て防災訓練を総合的に実施し、防災活動の連携強化を図る。
自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に合った防災訓練を促進する。
非常登庁訓練	迅速に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。
通信連絡訓練	平常通信から非常通信への迅速な切換え、無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。
避難救助訓練	関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難情報の発令、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、避難行動要支援者の避難誘導及び救出・救助、医療搬送、物資の輸送、給水・給食、避難所運営に関する訓練を実施する。 避難所運営訓練については、より実践的なものとするため、ゲーム形式の図上訓練（HUG等）などの手法を活用し、実施する。
水防訓練	関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、

	消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。
消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。
図上訓練	災害発生を想定して地図上に危険箇所、避難ルート、避難場所等を記入しながら対策を検討する図上訓練を実施する。

6 人材の育成

福生市は、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育として、次の事項について防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え (2) 災害対策活動の概要 (3) 災害時の役割の分担 (4) 災害時の指揮系統の確立 (5) その他必要な事項 |
|---|

7 防災に関する調査研究の推進

福生市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

被害想定等の調査研究	福生市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災対策等について調査研究を継続的に実施する。
災害復興のまちづくりの研究	地震災害や大規模市街地火災によって、市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の在り方、整備手法、土地利用計画などについて検討を推進する。

第2節 情報収集伝達態勢の整備

〔企画財政部、総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕

《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、気象・地震情報や水防情報を把握し、迅速に対応するため、情報収集システムの整備・充実に努める。また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達態勢の確立に努める。

1 情報収集システムの整備・充実

福生市は、気象・地震情報等の情報収集システムの充実を図る。

気象・地震情報収集システム	平常時から防災に係る気象・地震情報収集システムの充実を図るとともに、操作方法の習熟に努める。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システム等の導入も検討し、気象・地震情報を利用しやすい形で迅速に収集する手段を模索する。
---------------	---

2 通信手段の整備

福生市は、災害発生時の通信を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに管理

の徹底を行う。

通信系の確保	通信設備の機能を常時維持するため、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の整備を図る。
通信手段の多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、防災行政無線（移動系）等の整備充実を図り、非常時の通信を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。
東京都防災行政無線等の活用	災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報等 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム
福生市防災行政無線（固定系）の運用強化	防災行政無線（固定系）の音達エリアの改善のほか、福生市が発信する情報をSNS、福生市公式アプリ、ふっさ情報メール、ファクシミリ等の媒体へ一斉送信する機能の導入について検討する。
駅前文字表示盤の運用強化	福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用する。
市内アマチュア無線との連携	福生アマチュア無線クラブ等と連携し、災害発生時に必要な非常通信を確保する。

3 災害広報態勢の整備

福生市は、的確に市民への情報伝達ができるよう災害広報態勢の整備に努める。

市民への情報提供態勢	ケーブルテレビによる情報提供を行うほか、福生市ホームページ、福生市公式アプリ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。
	要配慮者に配慮した広報手段の確保に努める。
	SNSによる市民への情報伝達手段の多様化を図る。
	携帯電話各社が運用する緊急速報メール等により、緊急地震速報、市の災害・避難情報を確認できることについて、周知を図る。
市民への広報手段の周知	あらかじめ、市役所、消防署、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、災害情報、生活関連情報などの広報手段を定める。
災害時の広聴態勢の整備	市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴態勢の整備に努める。
報道機関等との連携	新聞社及び放送機関との協力関係を構築する。

4 災害情報共有化の推進

福生市は、災害情報を各部で共有することによって、災害応急・復旧対策を迅速に実施できるよう、東京都災害情報システム（DIS）等の地図情報システムを活用する。

第3節 消防・救助・救急態勢の整備

〔福生消防署、総務部、消防団〕

《基本方針》

福生消防署及び福生市は、災害時においても迅速な消火・救助・救急活動を実施するため消防計画を樹立し、組織と施設の整備拡充を図り、初動措置、情報収集、消火、救助・救急等の防災

活動の強化を図る。

1 市民、事業所の初期消火態勢の強化

市民及び事業所は、自助、共助の考え方により、発災時における初期消火態勢の強化を図る。

市民の防災行動力の向上	発災後の時間経過に沿った体験型の訓練を推進し、初期消火や避難誘導等を含めた地域ぐるみの自主防災力の向上を図る。
事業所の自主防災態勢の強化	保有資器材を拡充の促進、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた自主防災力の強化を図り、事業所間相互の協力や市民組織等との連携を強める。
初期消火用資器材の普及	消火器、エアゾール式簡易消火具のほか住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。

2 消防力の充実

東京消防庁（福生消防署）及び福生市は、大規模火災などに備えて、次の施策により消防力の充実に努める。

消防施設の充実	市街地内の潜在的な出火延焼危険の実態を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。
	情報の収集・伝達能力強化のための通信設備等の消防用機器の整備強化に努める。
消防水利の整備	震災時の同時多発火災に対処するため消火栓や耐震性防火貯水槽等を設置・拡充する。
	河川・用水（分水）等への集水ピットの整備検討など、地区の実情に応じた消防水利の確保を図る。 プールをはじめ、防火水槽・貯水槽、雨水貯留槽の設置等による水利の整備・活用に努める。
消防団の強化	地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。
	リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性消防団員の確保・育成、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。
	消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の充実強化を図る。
	災害時の消防団活動の明確化、消防署・自主防災組織等との連携強化を図るため、マニュアル類の整備・改定を進める。
	応急手当普及員の養成・配置を推進する。
	福生市消防団協力事業所の拡充に努める。

3 救助・救急態勢の充実

東京消防庁（福生消防署）及び福生市は、消防団員や市民への指導を通じて、救助・救急態勢の充実に努める。

救助態勢の強化	消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用資器材を増強配置するほか、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用資器材の取扱い等を指導する。
救命措置の普及	各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺そせい・応急救護技術を普及する。
	AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。

4 広域応援態勢の充実

東京消防庁は、大火災等の災害に対処するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき、消防相互応援協定締結の消防機関との連携態勢を強化するほか、受入態勢の整備に努める。

第4節 応急医療態勢の整備

〔総務部、福祉保健部、子ども家庭部、西多摩保健所〕

《基本方針》

福生市及び東京都は、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達手段の確保、医療チームの組織、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療態勢を整備する。

1 応急医療態勢の整備・拡充

福生市は、医療機関と協力し、多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合にも適切な医療が実施できるよう、医療救護態勢を平常時から整備する。

災害医療情報の収集伝達手段の確保	迅速な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。
災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡態勢の構築	福生市内の医療・救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡態勢を構築する。
	地域災害拠点中核病院（青梅市立総合医療センター）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡態勢を構築する。
	東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携態勢等について検討し、構築する。
	市内医療機関及び医療チーム等との情報連絡態勢を構築する。
医師会との協力体制の強化	西多摩医師会等との協力を強化するなど、確実な応急医療態勢を整備する。
医療チームの整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療チームの編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。
医療救護所の設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら医療救護所が設置可能な態勢を整える。
医療活動拠点の設置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療活動拠点が設置可能な態勢を構築する。

2 後方医療態勢の充実

福生市は、東京都災害拠点病院となっている公立福生病院と連携し、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療態勢の充実に努める。

協力病院の拡充	市内の病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を図る。
搬送態勢の整備	広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請への対応を円滑に実施するため、協力病院、西多摩医師会等と連携し、後方医療態勢を強化する。
-----------	---

3 医薬品等の確保の推進

福生市は、薬剤師会等と連携して、災害時に使用する医薬品・医療用資器材等の確保を推進する。

医療用資器材の確保	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達先を確保する。
医薬品等の確保	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力関係を構築する。また、備蓄の在り方についての検討を進める。 災害薬事センターの設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議する。また、発災後、卸売販売業者から医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に協定を締結する。

4 遺体の取扱い

福生市は、遺体の収容に関し、関係機関と連携して条件整備に努める。

遺体収容所の条件整備	(1) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 イ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項 ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
	(2) 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、次の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ア 屋内施設 イ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 ウ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

第5節 避難態勢の確立

〔総務部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会〕

《基本方針》

福生市は、災害時の安全な避難を行うため、避難誘導態勢の整備を進めるとともに、避難場所、避難所の選定・避難所機能の充実を図る。

1 避難誘導態勢の整備

福生市は、市民の避難誘導が迅速かつ的確に実施できるよう避難誘導態勢を整備する。

案内標識等の設置	指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置
----------	--

	<p>する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。</p>
<p>避難行動要支援者の避難誘導態勢の整備</p>	<p>高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等による避難誘導の取組を推進する。</p> <p>避難行動要支援者の避難支援態勢について、自主防災組織、福生消防署、福生市社会福祉協議会、福生市民生委員等と協議を推進する。</p>
<p>避難場所使用に関する他の区市町村との調整</p>	<p>自治体の枠を超えた広域的な避難における避難場所等の使用について、他区市町村との調整を実施する。</p>

2 緊急避難場所、避難所の指定

福生市は、市の公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所等に指定し、市民の安全な避難を確保する。

<p>一時集合場所の選定</p>	<p>一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結び付いた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。</p>
<p>緊急避難場所の指定</p>	<p>災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。</p> <p>(1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。 また、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者収容のため、施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険性を考慮する。</p> <p>(2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。</p>
<p>避難所の指定</p>	<p>避難者を必要な間滞在させ、又は自宅が被災し居住が困難となった被災者を一時的に滞在させるため、公共施設等を指定する。</p> <p>避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。</p>
<p>福祉避難所（二次避難所）の確保</p>	<p>災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。</p> <p>指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示する。</p> <p>また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、医学的ケアのための電源、居室の確保等、機能の強化等に努める。</p>
<p>水害時の緊急避難場所の検討</p>	<p>避難する時間的な余裕がない場合に、緊急的に高い建物に垂直避難するために、公共施設や集合住宅等を緊急避難場所として利用する方法について検討する。</p>

3 避難所の管理・機能強化

福生市は、避難所での生活に備えて、避難所環境の整備や避難者による自主的な運営態勢を整備する。

避難所の管理	災害時における避難所の運営を円滑に行うために、あらかじめ市をはじめ自主防災組織、施設管理者、関係団体等の協力により避難所開設・運営マニュアル等の作成を図る。
	避難所の運営に当たってプライバシーの確保、女性への配慮、要配慮者への配慮、ペットの飼育場所の確保等を図る。
	避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。
	避難所に指定されている小・中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営態勢等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。
	運営組織に、担当者を設置するなど、避難所の衛生管理対策や防火安全対策を促進する。
避難所機能の強化	マンホールトイレ、受水槽への取水口（蛇口）等の設備を整備する。
	想定避難者数に基づき、災害初期の食料、毛布等の備蓄を図るとともに搬送及び配分の方法を定めておく。また、物資等の台帳等を整備する。
	電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源設備や電池等を確保する。
	避難所施設へのスロープ、手すり等の整備などバリアフリー化を図る。
	災害対策本部と各避難所等との連絡手段を確保するため新たな通信設備の活用を図る。
	トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、下水道施設の耐震化を推進することなどにより、避難場所・避難所のトイレ機能を確保する。
	要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別にかかわらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。
避難所・避難道路周辺の水利整備を行う。	

4 応急仮設住宅等対策

福生市は、被災者の生活復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を確保するなど、住宅対策を実施する。

建設候補地の事前選定	都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じた場所とする。
高齢者・身体障害者に配慮した住宅確保	東京都と協力して、高齢者や障害者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。
民間賃貸住宅の確保	民間賃貸住宅の空き室を確保し、賃貸型応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。
疎開避難の検討	広域災害時等に備え、疎開避難対策について避難先や避難方法等を検討する。

第6節 緊急物資の供給態勢の整備、防災用資機材の調達

〔総務部〕

《基本方針》

福生市は、災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、その確保態勢を整備する。また、防災用資機材の整備充実を図るとともに、関係機関、団体

等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

1 給水態勢の整備

福生市は、断水時に飲料水を供給できるよう、搬送態勢や資機材の備蓄等の給水態勢を整備する。

応急給水拠点等の整備・充実	災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m ³ ）及び福生武蔵野台給水所（2,540 m ³ ）からの搬送態勢を整備する。
	被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する態勢の整備を図る。
	東京都水道局により指定避難所17箇所に配水管から直結して給水が可能な応急給水栓が整備されており、当該設備の維持管理及び給水態勢を整備する。
応急給水用資機材等の整備	高圧給水タンク車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

2 食料及び生活必需品の供給態勢の整備

福生市は、食料及び生活必需品を供給できるよう、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給態勢を整備する。

備蓄の推進	必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。その際には、女性や高齢者、アレルギー等に対応した備蓄について検討する。また、備蓄に当たっては、地域での迅速な活用を考慮して分散備蓄等の方法を検討する。
備蓄の管理	備蓄状況について点検を行うとともに、耐用年数や消費期限等を考慮して随時入れ替えを行うなど管理に努める。
民間業者等との協定締結の推進	民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

【食料、主な生活必需品の備蓄・調達基準】

必需物資	推計方法	必要量
食料	避難所避難者数 ^{*1} ×1.2 ^{*2} ×3食×3日	105,732食
調整粉乳	避難所避難者数 ^{*1} ×1.2 ^{*2} ×乳幼児人口比率 ^{*3} ×135g ^{*4} ×3日	53,795g
使い捨て哺乳ボトル	避難所避難者数 ^{*1} ×1.2 ^{*2} ×乳幼児人口比率 ^{*3} ×5回 ^{*5} ×3日	1,991本
災害用トイレ	避難所避難者数 ^{*1} ×1台/約50人 ^{*7}	196台
	帰宅困難者数 ^{*6} ×1台/約50人 ^{*7}	75台

*1：避難者11,517人のうち、避難所外避難者を除いた9,789人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」令和4年5月東京都による手法）

*2：避難所避難者以外からの需要を考慮するための指数（阪神・淡路大震災における被害実績による。）

*3：乳幼児（2歳未満）比率（住民基本台帳令和6年1月1日現在）

*4：生後6か月程度の乳幼児1日当たりの平均量

*5：生後3か月から1年程度の乳児1日当たりの平均的なミルク授乳回数

*6：帰宅困難者数3,755人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」令和4年5月東京都）

*7：災害時のトイレの個数（目安）（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和4年4月内閣府）

3 市民備蓄の推進

福生市は、市民及び事業所が自助として備蓄を行うよう周知する。

市民備蓄	市民は、救援が途絶した状況にも対応できるよう、最低3日分（推奨1週間以上）の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトの御飯、缶詰など）、飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）及び携帯トイレ等を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても合わせて準備しておく。
事業所備蓄	事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民も考慮しながら食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の備蓄に努める。
備蓄の呼び掛け	市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取り組むよう、啓発に努める。

第7節 帰宅困難者対策の推進

〔企画財政部、総務部、各施設所管部、各事業所〕

《基本方針》

大規模な災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルなど市内において混乱が予想される。このため、福生市は、平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインを基に、帰宅困難者対策協議会等を設置して対応策を検討し、徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する。

1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底

福生市は、東京都と連携し、ホームページ、パンフレット配布、講習会の実施等により、条例の周知徹底を促進する。

【帰宅困難者対策条例の概要】

- (1) 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- (2) 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- (3) 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- (4) 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- (5) 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- (6) 一時滞在施設の確保にむけた東京都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- (7) 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

2 駅前滞留者対策協議会の設置

東京都、福生市、福生警察署、福生消防署、JR東日本の各駅及び駅周辺事業者等は、駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- (1) 滞留者の誘導方法と役割分担
- (2) 誘導場所の選定
- (3) 誘導計画、マニュアルの策定

(4) 駅前滞留者対策訓練の実施

駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震発生時の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は次のとおりである。

【地域の行動ルール】

(1) 組織は組織で対応する（自助）

事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・来所者・学生等に対応する。

(2) 地域が連携して対応する（共助）

駅前滞留者対策協議会等が中心となって、地域の事業者等が連携し取組を行う。

(3) 公的機関は地域をサポートする（公助）

市が中心となって、東京都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

3 情報通信態勢の強化

福生市は、通信事業者の協力を得て、事業者及び帰宅困難者が安否の確認及び情報提供を受けられる態勢を整備するとともに、情報提供ツールの周知を図る。

4 一時滞在施設の確保

福生市は、市が所管する施設を一時滞在施設として指定・周知するとともに、指定管理者や事業者に対して協力を働き掛け、指定管理者や事業者との間で、一時滞在施設の開設・運営又は施設の提供に関する協定を締結するよう努める。

5 徒歩帰宅支援策の強化

福生市は、東京都と連携し、災害時帰宅支援ステーション※の拡充を図り、市民・事業者に周知する。

※災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定締結先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。
災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供である。
ただし、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第8節 ライフライン応急復旧態勢の整備

〔都市建設部、東京都、関係機関〕

《基本方針》

関係機関は、災害が発生した場合の二次災害の防止をはじめ、応急復旧を迅速に実施するため防災態勢の整備に努める。

1 上水道

東京都は、上水道の応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力関係を構築するなど防災態勢の整備に努める。

応急復旧態勢の	被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度
---------	-----------------------------------

強化	が高いと予想される施設の把握に努める。
	初動・応急復旧マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。
災害対策用資機材の整備点検	応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検を図る。
	応急復旧用資機材の調達態勢を整備する。
	(1) 首都中枢機関等への供給に関わる路線の復旧に係る配管材料は、全て東京都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、東京都が保有する。
	(2) 東京都保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給態勢を確保する。 (3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、東京都が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。
協力関係の構築	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力関係を構築する。
	都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援態勢を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧態勢の強化・充実に努める。
	復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力関係を構築する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式（技術力等審査方式）を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。

2 下水道

福生市は、下水道施設の耐震化を行うとともに、応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力関係を構築するなど防災態勢の整備に努める。

マンホール浮上抑制対策	発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。
応急復旧態勢の強化	被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
	下水道事業継続計画（BCP）や応急復旧マニュアルの整備、施設管理図書の整備により、災害時の施設管理態勢を確保する。 し尿処理のための資機材や車両、乗入ルート確保など、下水道施設の機能が停止した際の態勢を整備する。
災害対策用資機材の整備点検	応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検を図る。
	応急復旧用資機材の調達先を確保する。
協力関係の構築	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力関係を構築する。
	東京都と協力して広域的な支援態勢の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請態勢を推進する。

3 電力

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するよう態勢を整備する。

応急復旧態勢の強化	被害状況を迅速に把握する態勢やシステムの整備、対策要員の動員計画の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との連携態勢の整備を図る。
二次災害の防止	電力供給施設による感電、出火等の二次災害（応急復旧期における通電による漏電出火、残留漏えいガスへの引火等）の発生を防止するため、注意事項等の広報活動を実施する。
災害復旧用資機材の整備点検	資機材の確保、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。
協力関係の構築	災害復旧資機材を確保するため、関係機関等の協力関係の構築を整備する。

4 ガス

武陽ガス株式会社は、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施されるよう態勢を整備する。

ガス施設の災害予防対策の普及	地震災害等によって被災した家屋等において、都市ガス施設及び液化石油ガス施設による災害が発生しないよう、日頃から消費者に対して周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）を図る。
応急復旧態勢の強化	応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員計画や連絡態勢の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との協力関係の構築を図る。
災害復旧用資機材の整備点検	資機材及び代替燃料の確保とともに、消火・防火設備の充実を推進する。
協力態勢の整備	「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る態勢づくりを推進する。また、東京都高圧ガス地域防災協議会の相互応援態勢を整備する。

5 電気通信

通信事業者は、災害時における通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速な応急復旧が実施されるよう態勢を整備する。

応急復旧態勢の強化	大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、応急復旧作業や応急復旧用資機材の確保に係る態勢を確立する。 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との協力関係を構築する。
災害復旧用資機材の整備点検	平常時から復旧用資機材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。
協力関係の構築	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力関係を構築する。

6 市民への広報

各ライフライン事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の災害対応力の向上を図る。

上水道施設 下水道施設	平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等について広報する。
電力供給施設 ガス供給施設	感電、漏電、ガスの漏えい、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について平常時から広報する。
通信施設	災害時の通信ふくそう緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。

第9節 環境・衛生対策の推進

〔総務部、生活環境部、東京都〕

《基本方針》

大規模地震や風水害の発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、福生市及び東京都は、処理施設の防災対策を実施するとともに、ごみ・がれき処理活動が迅速に行われるよう処理態勢の整備を推進する。

また、防疫上の観点から、動物救護態勢を整備に努める。

1 処理態勢

福生市は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、ごみ・がれき処理が東京たま広域資源循環組合及び西多摩衛生組合の処理能力を超える場合、並びに処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町及び関係団体等と調整し、災害時の相互協力態勢を整備する。東京都は、技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援態勢の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2 災害時応急態勢の整備

西多摩衛生組合は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急態勢を整備するため、次の措置に努める。

災害時応急態勢の整備	一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
	収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
	ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

3 ごみ処理

福生市は、災害発生時のごみを処理するため、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、マンパワーや資機材に対する備えを検証する。また、東京都と協力して処理機能の確保など処理態勢を構築する。

4 がれき処理

福生市は、災害時のがれきを処理するため、がれき処理マニュアルに基づき、東京都と協力して迅速な処理態勢を整備する。

- (1) あらかじめ、一次集積場所候補地を指定する。

(2) 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。

5 災害用トイレ

福生市は、災害用トイレを確保するとともに、災害トイレの知識の普及啓発に努める。

災害用トイレの確保	(1) 避難者 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。 (2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。 (3) 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。 (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 (5) 仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 (6) 事業所及び各家庭は、3 日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水のくみ置き等により生活用水を確保する。
災害用トイレの普及啓発	(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。

6 し尿の収集・運搬

福生市は、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車や乗り入れルート等を確保する。

7 防疫態勢等の整備

福生市は、東京都及び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護態勢の整備に努める。

防疫用資器材の備蓄の推進	災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。
動物救護態勢の整備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護態勢を確立する。
ペットの飼養に関する普及啓発	災害時の動物の適正な飼養のため、ペットのための避難用品、所有者明示、しつけや健康管理等、災害の備えについて飼い主への普及啓発を実施する。

第 10 節 生活再建のための支援態勢の整備

〔総務部、市民部、福祉保健部、都市建設部、福生消防署、各事業所〕

《基本方針》

災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期再建を図るため、国、東京都、福生市及び福生消防署により、迅速な被害調査と、り災証明書の発行手続の実施、義援金の募集と迅速・適切な配分など、被災者の生活再建のための支援態勢を整備する。

1 迅速なり災証明書の発行

福生市は、住家被害認定調査や、り災証明書発行に活用する「被災者生活再建支援システム」の使用を前提とした調査手法や、り災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

2 義援金の募集・配分手続

福生市は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について必要な手続を明確にする。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる態勢を整備する。(第2編第2部第21章〈P166〉参照)

4 激甚災害指定手続等

大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及び取られた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる態勢を整備する。(第2編第2部第22章〈P169〉参照)

5 復興に備えた事前措置

被災後に一刻も早く通常の生活を取り戻すことができるよう、「震災復興マニュアル」及び「震災復興条例」の策定に努める。

第2部 応急・復旧計画

第1章 災害対策の流れ

地震が発生した場合、市、消防・警察をはじめとする関係機関、市民、事業所は、時間の経過に伴い、次の対策を行うことを想定する。

地震時の主な災害対策の流れ					
地震発生～10時間	7時間～7.2時間(3日間)	4日～1週間	2週間～1か月	2か月～3か月	
市民	初期消火活動 人命救助活動 負傷者の応急手当・緊急医療救護明への搬送 情報確認・地域での避難誘導 避難行動要支援者の安全確認の避難支援	家庭内備蓄の活用 人命救助活動 避難所の開設・避難者受入れ(避難所運営協議会) 避難行動要支援者の安全確認の避難支援	危険解除後の帰宅・自宅での生活継続 避難所生活(親戚・知人宅・ホテル・旅館を含む。)・自主運営 仮設住宅への入居		
	初期消火活動 作業員の安全確認 人命救助活動(事業所内・地域への協力)	被災者の印刷(事業所内で滞在) 事業所内備蓄の活用 人命救助活動(事業所内・地域への協力)	備蓄		
	消火活動 人命救助活動・復旧活動 被災医療救護活動	消火活動 人命救助活動・復旧活動 被災医療救護活動	被災者の心のケア 保健衛生活動・助産 必要物資の受入れ・配布 食料・生活必需品の供給、応急給水 避難所等での避難者への生活支援 福祉避難所(二次避難所)の開設・要配慮者の支援 遺体の火葬	被災仮設住宅(賃貸型・建設型)の設置 支援金等の開出・受付 住家の被害認定調査、り災証明書の発行 仮設・仮設型・仮設型 災害廃棄物の仮置き・解体撤去 災害ボランティアセンターの開設運営	
	避難所の開設 要配慮者の状況確認 一時滞在期間の開設(災害対策用)	避難所の開設 要配慮者の状況確認 一時滞在期間の開設(災害対策用)	被災者の状況確認 一時滞在期間の開設(災害対策用)	避難所の統合・閉鎖	
行政					
関係機関					

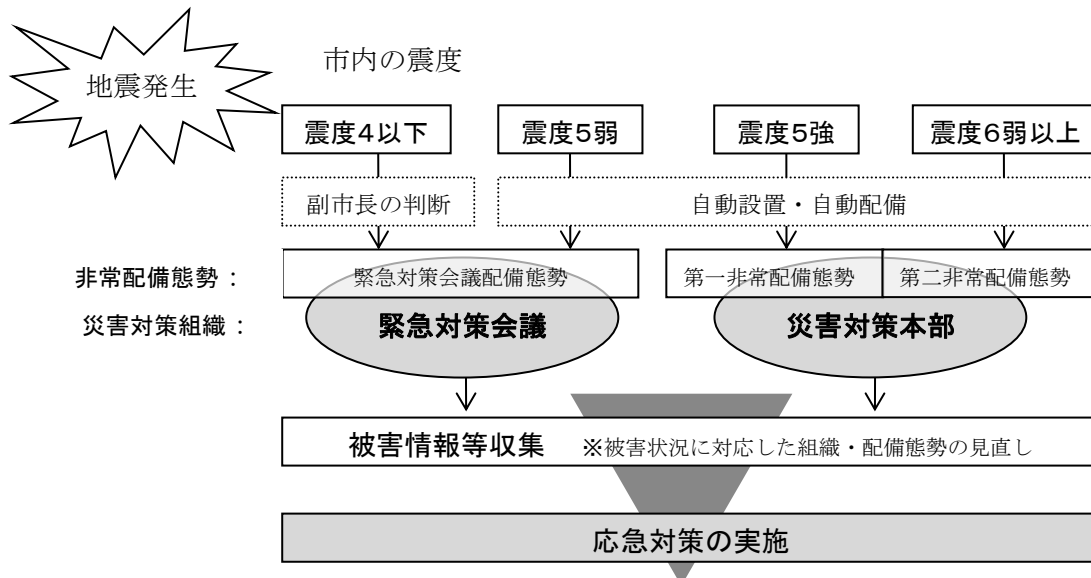
第2章 活動体制

初動（発災後おおむね72時間以内）においては、市民の生命・財産及び安全の確保のために市民、事業所、防災関係機関の連携・協力の上、地域の総力をもって災害応急対策を実施する。初動の活動がおおむね終了し、避難の長期化への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（発災後おおむね72時間以降）に復旧対応を行う。

第1節 活動体制の確立

1 組織動員

地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、福生市災害対策本部条例（昭和39年条例第42号。以下「災害本部条例」という。）及び同施行規則、福生市災害等緊急対策会議設置要綱（平成13年11月16日決定。以下「設置要綱」という。）の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。



※自動配備：本人及び家族の安全を確認した上、参集命令がなくても自動的に速やかに参集する（参集場所：市役所本庁舎）。

※災害対策組織の設置場所：緊急対策会議及び災害対策本部の設置場所は、市役所第1棟2階に設置するが、もくせい会館（代替順位第1位）、その他公共施設（代替順位第2位）を代替施設とする。

施設名	所在地
福生市役所	福生市本町5
もくせい会館	福生市本町18

2 災害対策組織の設置基準

次の場合には、災害本部条例又は設置要綱に基づく災害対策組織を設置する。

(1) 緊急対策会議の設置	ア	福生市内に震度5弱の地震が発生した場合
	イ	副市長が必要と認める場合
(2) 災害対策本部の設置	ア	福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合
	イ	緊急対策会議では対応できない状況の場合

ウ 市長が必要と認める場合

3 非常配備態勢の発令基準・参集基準

福生市内の震度階に応じ、次の非常配備態勢（自動決定）とする。（休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合も同様）

ただし、被害の状況等に応じ、副市長（緊急対策会議長）、市長（災害対策本部長）は各配備態勢の指令（変更を含む。）を発令する。

※震度階は福生市

非常配備態勢	発令基準	参集方法	配備要員	災害対策組織名	非常配備態勢発令・災害対策組織設置
緊急対策会議配備態勢	震度5弱の地震が発生	自動参集	会議部 :副市長、教育長、各部長相当職、企画財政部主幹(公共施設担当)、秘書広報課長、防災危機管理課長、消防団長 対応班 :各課長相当職、防災危機管理課	緊急対策会議	自動発令・自動設置
	副市長が必要と判断	連絡			副市長の判断 情報連絡網による参集指示
第一非常配備態勢	震度5強の地震が発生	自動参集	災害対策本部の各班50%の出動 ・市内在住職員 ・あきる野市、羽村市、昭島市、立川市、瑞穂町、青梅市、武蔵村山市、八王子市及び日の出町に居住する職員	災害対策本部	自動発令・自動設置
	市長が必要と判断	連絡			市長の判断 情報連絡網による参集指示
第二非常配備態勢	震度6弱以上の地震が発生	自動参集	全職員の出動		自動発令・自動設置
	市長が必要と判断	連絡			市長の判断 情報連絡網による参集指示

4 非常配備態勢の部及び班編成

非常配備態勢の組織は、次のとおりである。

震度4の場合	副市長の判断で緊急対策会議を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対策会議に会議部と緊急対応班を置く。 会議部は、副市長、教育長、各部長相当職、企画財政部主幹（公共施設担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、及び消防団長とする。
震度5弱の場合	緊急対策会議を自動設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応班は、災害対策本部の部制とする。なお、震災状況に応じて弾力的に運用する。 防災危機管理課は、気象庁が発表する地震情報、東京都災害情報システムによる東京都多摩西部地域の震度を絶えず収集し、災害が発生するおそれのある場合は、市長及び副市長に報告する。
震度5強以上の場合	災害対策本部を自動設置する。	災害対策本部長室と災害対応部を置く。

※災害対応部の部長及び班長・リーダーが不在の場合は、当該組織の参集者のうち上位者がその任に当たる。

第2節 災害対策本部の活動体制

1 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

◎：部長

指揮	災害対策本部長室	災害対応部	班	担当課	
本部長 (市長)		調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局	
		復興企画部 ◎企画財政部長	企画班 財政班	企画調整課 財政課	
副本部長 (副市長) (教育長)	本部長 副本部長 本部員（各部長、 防災危機管理課 長、会計管理者、 消防団長）	秘書広報部 ◎企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課	
		情報部 ◎企画財政部長	情報班	情報政策課	
		防災部 ◎総務部長	防災班	総務課、防災危機管理課、契 約管財課	
		職員部 ◎総務部長	職員班	職員課	
		出納部 ◎会計管理者	出納班	会計課	
		建築部 ◎企画財政部参事	建築班	公共施設マネジメント課、ま ちづくり計画課	
		市民相談部 ◎市民部長	市民相談班	総合窓口課、保険年金課	
		被害認定調査部 ◎市民部長	被害認定調 査班	課税課、収納課	
		物資部 ◎生活環境部長	物資班	シティセールス推進課、環境 政策課、協働推進課	
		廃棄物対策部 ◎生活環境部長	廃棄物対策 班	ごみ減量対策課	
		要配慮者対策部 ◎福祉保健部長	要配慮者対 策班	社会福祉課、障害福祉課、介 護福祉課	
		医療救護部 ◎子ども家庭部参 事	医療救護班	健康課、こども家庭センター 課	
		給水部 ◎都市建設部長	給水班	【再掲】まちづくり計画課	
		復旧部 ◎都市建設部長	復旧班	道路下水道課	
				避難所統括 班	教育総務課、教育指導課
			避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部長 教育部参事	避難所対応 班	【再掲】企画調整課、【再掲】 財政課、子ども政策課、子ども 育成課、【再掲】会計課、選 挙管理委員会事務局、監査委 員事務局、学務課、教育支援 課、小・中学校、生涯学習推 進課、スポーツ推進課、公民 館、図書館

		給食部 ◎教育部長	給食班	【再掲】学務課
		消防部 ◎消防団長	消防班	消防団

【災害対策本部長室の所掌事務】

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難情報の発令及び避難誘導に関する事。
- (4) 東京都、他区市町村その他の公共機関に対する機宜の対策又は応援の要請に関する事。
- (5) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (6) 部長会議の招集に関する事。
- (7) 災害救助法の適用要請に関する事。
- (8) 自衛隊の派遣要請に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

2 各部・各班の職務・分掌事務

(1) 各部・各班の運営

1つの任務を複数の課で行う場合には、それぞれの課長がリーダーとなり活動する。

また、必要に応じ、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため部長会議を設ける。

(2) 避難所運営職員の配置

避難所の運営支援に関しては、避難所部が主となって当たることとするが、人員の不足があるときは全職員（応援職員等を含める。）をもって人員の調整を行う。

(3) 専門性を生かした職員の配置

災害対策業務に活用できる資格（保健師等）又は技能を有する職員は、その旨を職員班に申告することとする。

職員班は、班の人員の多寡や各職員が有する資格又は技能等を勘案し、災害対策業務全体の効率化のため、柔軟に職員配置を行う。

なお、各班は、専門性を持った職員の応援を職員班に要請できる。

災害対応部	本部員 (◎部長)	担当課	所掌事務
共通事項			1 本部長の特命事項に関する事。 2 避難所の運営支援に関する事。
調整部	◎議会事務局 長	議会事務局	1 本部長室及び本部の庶務に関する事。 2 市議会に関する事。
復興企画部	◎企画財政部 長	企画調整課、財政課	1 災害復興計画に関する事。(企画班) 2 災害予算に関する事。(財政班)
秘書広報部	◎企画財政部 長	秘書広報課	1 災害広報に関する事。 2 報道対応に関する事。 3 災害視察及び見舞者の対応に関する事。
情報部	◎企画財政部 長	情報政策課	情報システムに関する事。
防災部	◎総務部長	総務課、防災危機管理課、契約管財課	1 避難情報の発令に関する事。 2 情報の収集及び集約に関する事。 3 災害記録に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 4 災害コールセンターに関すること。 5 帰宅困難者に関すること。 6 庁舎の維持管理に関すること。 7 災害対策車両及び燃料の確保に関すること。 8 国及び東京都その他防災関係機関への報告、連絡及び調整並びに応援要請に関すること。 9 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
職員部	◎総務部長	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員及びその家族の安否に関すること。 2 職員の配置に関すること。 3 職員の活動支援に関すること。 4 受援に関すること。
出納部	◎会計管理者	会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 現金の出納に関すること。 2 災害義援金、見舞金等の受入れ及び保管に関すること。
建築部	◎企画財政部参事	公共施設マネジメント課、まちづくり計画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 宅地の危険度判定に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。 4 住宅の解体撤去に関すること。 5 応急仮設住宅に関すること。
市民相談部	◎市民部長	総合窓口課、保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> 1 人的被害の情報に関すること。 2 安否情報に関すること。 3 被災者相談に関すること。 4 被災者台帳に関すること。 5 被災者生活再建支援に関すること。 6 外国人の支援に関すること。 7 遺体の収容、安置及び処理に関すること。 8 火葬に関すること。
被害認定調査部	◎市民部長	課税課、収納課	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家被害認定調査に関すること。 2 被災証明書等の交付に関すること。
物資部	◎生活環境部長	シティセールス推進課、環境政策課、協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び運営に関すること。
廃棄物対策部	◎生活環境部長	ごみ減量対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関すること。 2 し尿の収集処理に関すること。
要配慮者対策部	◎福祉保健部長	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 福祉避難所に関すること。
医療救護部	◎子ども家庭部参事	健康課、こども家庭センター課	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び助産に関すること。 2 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。 3 医療施設の確保に関すること。 4 被災者の健康に関すること。 5 衛生管理及び防疫に関すること。
給水部	◎都市建設部長	【再掲】まちづくり計画課	応急給水に関すること。
復旧部	◎都市建設部長	道路下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう及び下水道施設の被害調査並びに復旧に関すること。 2 障害物の除去に関すること。 3 避難路及び緊急輸送道路に関すること。
避難所部	◎教育部長 子ども家庭部長 教育部参事	【再掲】企画調整課、【再掲】財政課、子ども政策課、子ども育成課、【再掲】会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の統括に関すること。（避難所統括班） 2 避難所の開設及び運営支援に関すること。（避難所対応班） 3 避難者の把握に関すること。（避難所対応班）

		教育総務課、教育指導課、学務課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館	
給食部	◎教育部長	学務課	1 防災食育センターの運営及び管理に関すること。 2 応急給食に関すること。
消防部	◎消防団長	消防団	1 消火及び救助に関すること。 2 行方不明者の捜索に関すること。 3 避難支援に関すること。 4 危険箇所の警戒に関すること。

3 地震直後の活動

地震直後においては、おおまかな被害状況を把握し、市の対応だけでは困難な場合、応援要請を行う。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施する。

勤務時間内（市役所開庁時）の行動	ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。（各課で事前に誘導員を決めておく。） イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。 ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を防災班に報告する（災害対策本部設置前は防災危機管理課に報告）。 エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。 オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。
勤務時間外の行動	参集者は、地域の被害状況を防災班に報告する。 ※その他は勤務時間内の対応と同じ。

第3節 災害対策本部の運営

1 災害対策本部の廃止基準

- | |
|--|
| (1) 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。
(2) 本部長が福生市の地域内において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合。
(3) 調査の結果、市域内に大きな被害がないと本部長が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制に移行する。 |
|--|

※緊急対策会議は、災害対策本部が設置された場合又は災害が終息した場合は解散する。

2 設置及び廃止の通知

防災部長は、市防災行政無線及び電話等を用い、防災班を通して、次に掲げる者のうち、必要と認める者に対し、災害対策本部の設置又は廃止を通知する。

- | |
|--|
| (1) 災害対策本部の部長等
(2) 福生市防災会議委員
(3) 知事（東京都総務局総合防災部）
(4) 各防災関係機関の代表
(5) 市民 |
|--|

3 職務・権限の代行

- | |
|---|
| <p>(1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、災害本部条例の規定により副本部長が代行する。</p> <p>(2) 緊急対策会議の議長は副市長が当たり、議長不在時、又は議長に事故があるときは、副議長（教育長）が代行する。</p> <p>(3) 各部長及び班長の代行は、あらかじめ指名されている者が当たる。</p> |
|---|

4 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告

- | |
|--|
| <p>(1) 災害対策本部の各部長は、本部連絡員を指名する。</p> <p>(2) 本部連絡員は、災害対策本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。</p> <p>(3) 各部が体制の確立を完了したときは、直ちに防災班を通じ本部長に報告する。</p> |
|--|

5 動員状況の報告及び各部・各班別の動員要請

- | |
|--|
| <p>(1) 各班長は参集した職員の氏名、時刻等を職員班に報告し、職員班は、本部長に報告する。</p> <p>(2) 災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに忙閑のアンバランスが生ずる場合、各部長は必要に応じ応援職員の要請を本部長に行う。</p> |
|--|

6 災害対策本部の運営

本部の指揮は、本部長の指示の下、防災班がつかさどる。

また、調整班は、各部・各班との調整、本部員会議の開催、外部機関との調整等の災害対策本部運営に当たっての庶務を行う。

7 災害対策活動の維持

職員班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化への対処、及び他の区市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の実を図る。

宿泊及び仮眠施設	宿泊及び一時的な仮眠施設は、公共施設、民間宿泊施設等を随時借上げによって確保する。
宿泊施設の確保	宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理、調整を行う。
食料等の調達	災害対策従事者への食料等は、協定締結団体等から調達し、被災者への救援物資、給食等の配送と合わせ、輸送の合理化を図る。

第3章 情報の収集・伝達・広報

地震発生直後から、東京都及び関係機関との連携協力の下、直ちに防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用し、災害情報、被害情報の把握及び応急対策の実施のための情報連絡態勢を確立する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 情報連絡態勢の確立	防災班、情報班、各部・各班
第2節 災害情報の収集・伝達	防災班、各部・各班
第3節 広報・広聴	秘書広報班、市民相談班

第1節 情報連絡態勢の確立

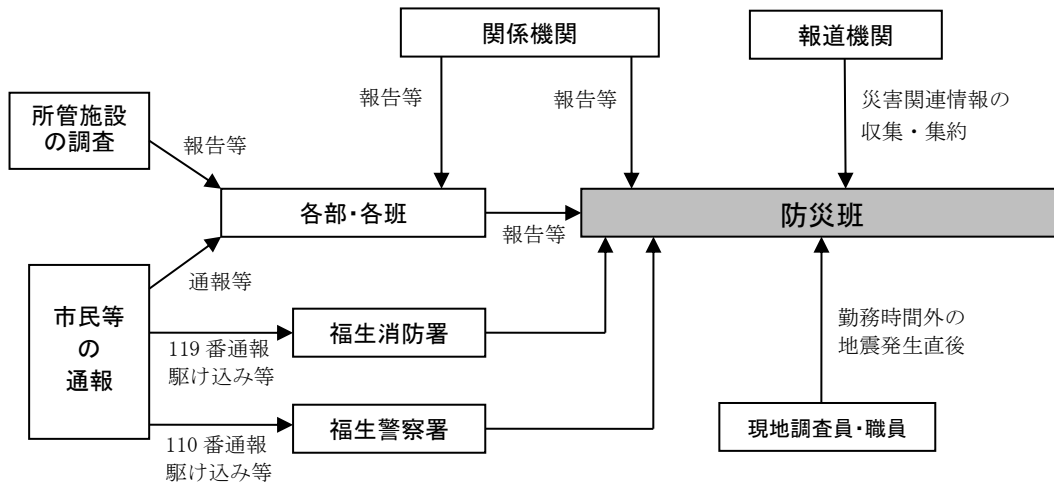
1 情報の収集・連絡態勢

情報班は、各部及び関係機関の間で迅速に伝達・報告できるシステムを確保するため、情報通信機器の点検・復旧を行い、情報収集連絡態勢を確立する。

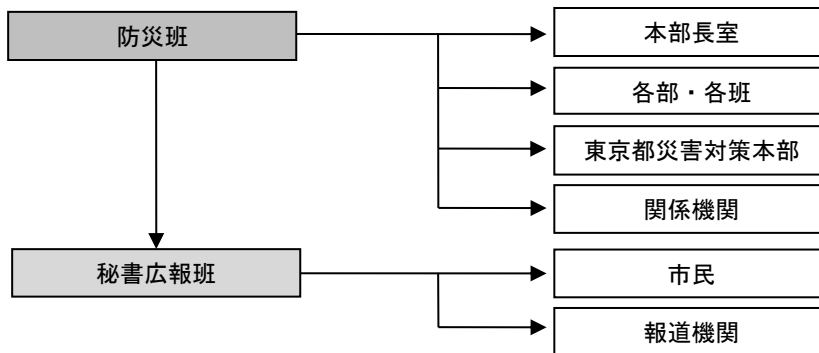
【情報連絡手段】

情報連絡手段	連絡先
福生市防災行政無線（移動系）	市役所内各班、福生市消防団、避難所、帰宅困難者一時滞在施設、緊急医療救護所、医療救護所、ボランティアセンター、福生警察署、福生消防署
庁内内線電話	市役所内各班
東京都防災行政無線、東京都災害情報システム	東京都災害対策本部
モバイルルータによる総合行政ネットワーク（LGWAN）接続	市役所内各班
電話、携帯電話、ファクシミリ	各防災関係機関
ホームページ、SNS、情報メール等の通信手段	各防災関係機関、市民等
自転車等を用いた伝令	各防災関係機関

【情報収集系統】



【情報伝達系統】



2 通信の確保（障害発生時への対応）

通信連絡を迅速に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、緊急通信を確保する。

(1) 防災行政無線の通信統制

情報班は、重要情報を優先し収集・伝達するため、必要に応じ福生市防災行政無線の通信統制を行う（移動局相互の通話を禁止し、災害対策本部との通話に限定する等）。

(2) 電話の優先利用

緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話により通信を確保するが、ふくそうなどにより利用が制限される場合、東日本電信電話株式会社等から指定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。

なお、情報班は、東日本電信電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。

(3) 有線電話途絶時の措置

情報班は、有線電話途絶のため、連絡に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

東京都、近隣市町との連絡	主として東京都防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じあらゆる通信手段を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。
--------------	---

関係機関との連絡	関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。
消防電話等の利用	ほかに通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専用回線の利用を要請する。
非常無線通信の利用	有線電話が途絶し、かつ、防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等

第2節 災害情報の収集・伝達

1 地震に関する情報収集

防災班は、東京都災害情報システム（DIS）等を用いて、地震に関する次の情報を収集する。

【地震に関する情報】

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は津波注意報を公表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

2 地震発生直後における被害の概況調査

各部・各班は、地震発生後、応援要請の必要性等を判断するために、直ちに被害の概況調査を実施し、収集した情報は防災班に集約する。

また、概況調査に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報などの入手に努める。

【実施担当班等と収集すべき概況情報】

担当班等	調査項目
防災班	(1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認
秘書広報班	市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集
職員班	市職員等の被災状況等の把握
避難所統括班	市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等
医療救護班	市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等
要配慮者対策班	市内福祉施設の被害状況、受入可能状況
復旧班	緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等、下水道施設等の被害状況等
建築班	住宅等の建物被害状況
給水班	水道施設の被災状況・応急給水施設の確保状況等
給食班	給食機能の被害状況等
市民相談班	行方不明者等の状況 死者、負傷者の概数等
消防班	市内の出火や延焼火災の状況等
学校等及び公共施設管理者	施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等

【各防災関係機関等からの情報収集】

機関名	情報収集項目
福生消防署	(1) 火災発生状況及び活動状況 (2) 救助・救急発生状況及び活動状況 (3) 避難道路及び橋りょうの被災状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (5) 救急告示医療機関等の診療状況 (6) その他消防活動上必要ある状況
福生警察署	(1) 家屋の倒壊状況 (2) 死者・負傷者等の状況 (3) 主要道路・高速道路・橋りょう及び交通機関の状況 (4) 住民の避難状況 (5) 火災の拡大状況 (6) 堤防・護岸等の破損状況
各防災関係機関	(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他各機関にて把握した情報等

3 被害情報収集

各部・各班は、次のように情報を収集する。

なお、次の調査項目以外の市の施設における被害や復旧状況については、平常時に所管してい

る部署が担当する。

【実施担当班と収集すべき情報】

担当班	調査項目	
防災班	東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報
	近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等
	ライフラインの被害	電力施設の被害、停電状況、復旧状況等
		ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等
		通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等
帰宅困難者の状況	市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況	
避難所統括班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等
医療救護班	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等
市民相談班	火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況
復旧班	道路の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等
給水班	ライフラインの被害	上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等
給食班		給食機能の被害状況、復旧状況等
復旧班		下水道施設の被害、その支障、復旧状況等
市民相談班	人的被害・安否情報	死者数、負傷者等の市民の安否情報
建築班 被害認定調査班	建物被害	住家・非住家の被害数
建築班	施設被害	公共施設被害の状況
消防班	火災関連の状況	出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等

4 情報の集約と報告

(1) 情報の集約と共有

情報の集約は、防災班で実施する。また、各部・各班については、情報の内容に応じて共有を図る。

(2) 東京都への報告

防災班は、東京都に対する被害状況等を東京都災害情報システム（DIS）に入力して報告する。ただし、DISによる報告ができない場合には、防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。

人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

※東京都に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を国（総務省消防庁）に変更する。

※一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に119番通報が殺到したときは東京都と合わせて国（総務省消防庁）に報告する。

※報告は、東京都の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第53条第1項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。

【報告すべき事項】

ア	災害の原因
イ	災害が発生した日時
ウ	災害が発生した場所又は地域
エ	被害状況（資料-16 被害状況等報告基準〈P278〉に基づき認定）
オ	災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置
カ	災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他必要な事項

【報告の種類・期限等】

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	・発災情報
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	・災害総括 ・被害状況、措置情報
要請通知	即時	・要請情報
確定報：災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	・災害総括
確定報：各種確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	・被害情報、措置情報
災害年報	4 月 20 日	・災害総括

(3) 関係機関への情報提供

防災班は、福生市で入手・集約した情報を必要があると認めた機関等へ電話等によって提供する。

第3節 広報・広聴

1 広報

情報不足による混乱の発生防止や初期消火・救助の協力、適切な避難を図るため、関係機関と協力の上、市民に対して随時正確な情報を提供する。

(1) 即時対応期の広報内容

秘書広報班は、関係機関と協力の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

【広報の内容】

ア 地震発生直後の広報	地震に関する状況（震度・規模等） 火気使用厳禁（都市ガス漏えい等） 感電事故防止の呼び掛け 被害家屋からの野外待機等安全措置 余震警戒の呼び掛け
イ 緊急措置の広報	火災発生等二次災害発生状況 一時避難の呼び掛け 市民の取るべき措置の呼び掛け（ガス栓閉止、車両使用の自粛等） 自主防災組織の立ち上げ、初期消火・救出の呼び掛け
ウ 避難情報・救護等に関する広報	避難情報及び避難方法 避難行動要支援者（安否確認・避難支援）の呼び掛け 避難の際の安全措置の呼び掛け（ブレーカー遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼び掛け及び搬送先の情報 学校等の措置状況
エ 被害状況・応急対策に関する広報	家屋倒壊、延焼被害等の状況 警戒区域設定等情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況） 道路交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
オ 支援情報等の広報	市民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 災害用伝言ダイヤルの利用 デマ情報の防止、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼び掛け

	避難所における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況 帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況 ライフラインの途絶等被災状況 臨時休校の情報等 その他市民が必要としている情報
--	--

(2) 復旧対応期の広報

秘書広報班は、市民へ随時、生活情報等を中心に広報を行う。

<p>主に市が実施する災害対策に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）。 イ 医療救護所に関すること。 ウ 救援物資の配布に関すること。 エ 給水・給食・入浴に関すること。 オ 安否情報に関すること。 カ 防疫・健康維持に関すること。 キ 被災者相談窓口の設置に関すること。 ク 被災者に対する援助、助成に関すること。 ケ その他市民生活に必要なこと。 <p>ライフライン復旧情報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 上水道、下水道及び道路の状況及び復旧に関すること。 イ 電気・ガス、交通機関等の復旧に関すること。 ウ 電話の復旧に関すること。 エ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること。
--

(3) 広報手段

広報で活用する手段は、次のとおりである。

【広報手段】

防災行政無線	屋外子局による同時放送を行う。
広報車	ア 原則として市の所有する車両を使用する。 イ 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
その他広報手段	ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。
避難所における広報	避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。
放送機関	(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照

(4) 要配慮者への広報

秘書広報班は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ（文字放送や手話）、ファクシミリ、テレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

(5) 報道機関への放送要請・情報発表等

秘書広報班は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して東京都・報道機関と連携して避難指示等の緊急情報を報道する。また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。

ア 避難指示等の報道要請

福生市及び各防災機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、東京都と報道機関が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、東京都を通じて報道機関に対しテレビ・ラジオ等による放送要請をする。

※ 東京都との通信途絶など特別な事情がある場合は、報道機関に直接要請する。

イ 災害情報の提供

各部からの災害情報を、秘書広報班で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

福生市災害対策本部からの発表	秘書広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。
情報提供の主な項目	(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること。

2 広聴

市民相談班は、災害による家や財産の滅失、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、市民相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報紙等で市民へ周知する。

(1) 市民相談窓口の開設

被災者等から家族の安否の確認、緊急な要望事項に対して、その後の復旧対応期には、市民からの問合せや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携した上、必要に応じて市役所等に市民相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。

なお、相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なることに留意する。

※各部の相談内容等の詳細は、第2編第2部第16章「第8節 被災者相談」(P153)に掲載

(2) 要望の処理

市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図るよう努める。

第4章 受援

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに東京都及び他区市町村並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入態勢を整備し、災害応急対策に万全を期する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 応援要請と応援の受入れ	防災班、職員班、各部・各班
第2節 行政機関との相互応援協力	防災班
第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	防災班、各部・各班
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	防災班、職員班
第5節 被災自治体への応援	職員班
第6節 在日米軍との相互支援	防災班

第1節 応援要請と応援の受入れ

1 応援要請

(1) 総合的な応援要請

本部長は、市内の被害概況、職員の参集状況・被害状況、各部・各班からの応援要請などを勘案し、東京都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊等への市を代表して行う総合的な応援要請の実施について判断する。応援要請は、防災班が行う。

(2) 専門的な応援要請

各班は、それぞれの応急・復旧活動の実施に当たり、東京都各局、民間事業者・団体等の専門分野に関する応援要請の実施について判断し、応援要請を行う。

2 受援の調整

各班は、外部への応援を担当する受援担当者を配置する。

職員班は、各班の受援担当者からなる受援調整会議を開催し、総合的な応援要請、受入れに関する部内調整、各班からの要請による応援者の適正配置等の調整を行う。

3 応援の受入れ

(1) 作業計画の作成と準備

各部・各班は、応援職員に対して、応援を求める作業に関する計画を作成する。また、作業に必要な資器材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解、感染症等に対する健康管理、適切な作業スペース等の確保等の準備を進める。

職員班は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。

(2) 受入拠点の確保

職員班は、応援要員の受入拠点を、原則、次のとおり確保する。

応援要員	施設名	所在地
自衛隊	福生市営福生野球場	福生市牛浜162
その他	子ども応援館	福生市北田園2-5-7

(3) 食料・資機材等の確保

職員班は、応援職員の食料・資機材等について、原則として応援側で確保するよう要請する。

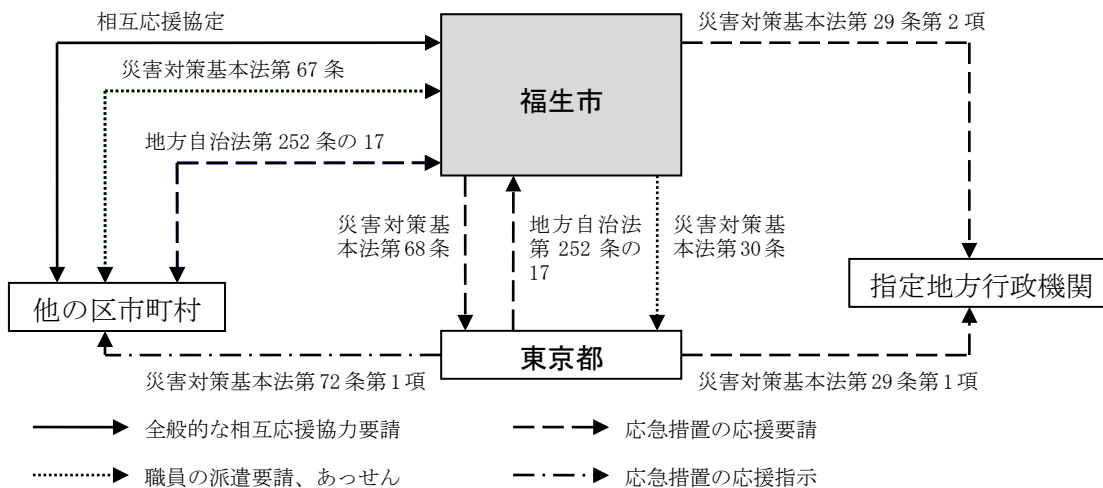
(4) 宿泊施設の確保

職員班は、宿泊施設について、原則として応援側で確保するよう要請する。また、可能な範囲で公共施設等を提供する。

第2節 行政機関との相互応援協力

東京都への応援要請及び他区市町村との相互応援・協力は、防災班が窓口となり応援協力を求め、職員班が各部・各班と連絡・調整の上、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 東京都への応援要請

福生市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあっせんに要請する。また、本部長は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

防災班は、上記の要請については、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、取り急ぎ口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

【要請の事項】

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
(災害の状況及びあっせんに求める場合はその理由)
- (2) 応援を希望する機関名等
- (3) 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

2 他の区市町村への応援要請

防災班は、多摩地区市町村で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」及び新都市連絡協議会で締結した「災害時における相互応援協定」等の協定に基づき他の区市町村に応援を要請す

る。

また、災害対策基本法第67条の規定に基づきその他の区市町村に受援を求める。

3 指定地方行政機関等への受援要請

防災班は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣、あつせんを求める。

【指定地方行政機関等への受援要請の内容】

内容	根拠法令
指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん	災害対策基本法第30条
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第124条第1項の規定による職員の派遣	災害対策基本法第30条

4 撤収要請

本部長は、復旧作業等の進捗状況を把握した上で、受援職員の撤収要請を行う。

第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

福生市は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

1 指定公共機関・民間団体等への協力要請

各部・各班は、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

【要請の方法】

対象	受援協力要請の方法
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から防災班を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施
協定締結団体等	担当部から直接協力要請の後、防災班へ報告

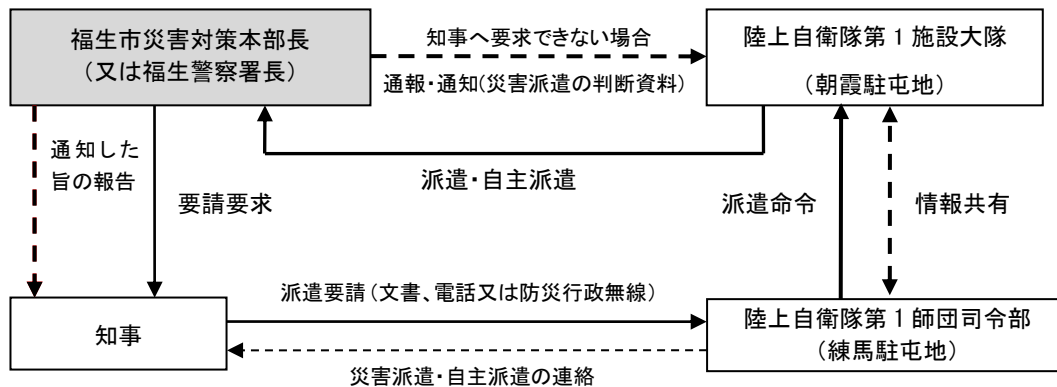
2 撤収要請

本部長は、復旧作業等の進捗状況を把握した上で、受援要員の撤収要請を行う。

第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し災害派遣要請を要求する。派遣要請を要求した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

【派遣要請系統図】



1 災害派遣要請の手続

防災班は、本部長の判断により、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明らかにして知事（総務局総合防災部）に派遣要請の要求を行い、福生警察署長にも通知する。

【災害派遣の要請事項】

- | |
|--|
| (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となる事項 |
|--|

2 緊急の場合の連絡先

防災班は、通信の途絶等により知事へ要請できない場合には、その旨及び災害・被害の状況を関係部隊に直接通知し、速やかに知事に通知する。

3 災害派遣部隊の受入態勢

職員班は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- | |
|---|
| (1) 自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
(2) 必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
(3) 派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿営地域又は宿舎等必要な設備について、被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。なお、活動拠点については、原則、福生市営福生野球場とする。
(4) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
(5) 作業実施期間中は責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。 |
|---|

※ヘリコプター発着予定地については資料-13（P269）を参照

4 活動内容

自衛隊の救援活動は次の項目とする。

(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送
(3) 遭難者等の捜索援助	(9) 給食、給水及び入浴支援
(4) 水防活動	(10) 救援物資の無償貸付又は譲与
(5) 消防活動	(11) 危険物の保安及び除去
(6) 道路又は水路の啓開	(12) その他

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として福生市が負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた市とで協議する。

6 撤収要請

本部長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、知事と派遣部隊の長と協議する。

第5節 被災自治体への応援

1 応援要請の受領と派遣の判断

市長は、他の自治体からの応援要請を受領した場合、派遣について協議を実施する。

2 派遣部隊の編成と職員の勤務体制の検討

派遣が決定した場合、職員班は派遣部隊を編成するとともに、派遣に伴う職員の勤務体制の検討を併せて実施する。

第6節 在日米軍との相互支援

防災班は、災害時に人命又は財産を保護するため、「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」（平成25年12月4日締結）に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。

第5章 警備・交通対策

震災時における市民の生命・身体・財産の保護及び各種犯罪の防止・取締り並びに交通機能の確保・維持を図ることにより、被災地の治安について万全を期する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 警備	福生警察署
第2節 交通対策	復旧班、秘書広報班、福生警察署

第1節 警備

1 警備態勢の確立

福生警察署長は、福生警察署に現場警備本部を設置する。災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編制し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置を取る。

2 警備活動

福生警察署は、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の捜索及び調査
- (5) 遺体の調査等及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通対策

1 道路交通情報の把握

復旧班は、市内の道路の被害及び交通状況について、災害対策本部への情報収集のほかに、各防災関係機関との連携等により把握する。

2 交通規制

(1) 交通規制の実施

ア 第1次交通規制（災害発生直後）

震度6弱以上の大地震が発生した場合は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動を最優先するため、次の交通規制が行われる。

(ア) 環状7号線から都心方向への一般車両の通行は禁止とする。なお、環状7号線はう回路として通行は可能とする。

(イ) 人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するため、指定されている次の7路線を「緊急自動車専用路」に指定し、一般通行車両の通行を禁止する。

・国道：4号（日光街道 他）、17号（中山道、白山通り 他）、20号（甲州街道 他）、

246号（青山通り・玉川通り）
・都道：目白通り、外堀通り
・高速道路：高速自動車国道・首都高速道路

イ 第2次交通規制

復旧活動に必要な物資の輸送、ライフラインの補修などの車両の通行を確保するため、被災状況に応じて災害対策基本法に基づき「緊急交通路」が指定される。

(ア) 「緊急交通路」は、前記アの「緊急自動車専用路」を優先的に指定するとともに、被害状況等を踏まえ、必要に応じ、代表的な31路線の中から指定されるが、福生市内では、五日市街道（国道16号重複区間を含む。）、新奥多摩街道が指定される路線となっている。

(イ) 「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する緊急通行車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）しか通行できない。

(2) 緊急通行車両等の確認事務等

福生警察署は、事前届出をしていない緊急通行車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。

(3) 緊急通行車両の種類

緊急通行車両の種類は、次のとおりである。

- ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する9項目の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するために使用中の車両
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機を積載した状態の車両）
- (オ) 災害応急対策等に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するために使用中の2輪の自動車又は原動機付き自転車
- (カ) 災害応急対策等に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- (キ) 緊急の手当てを要する負傷者又は病院の搬送のために使用中の車両
- (ク) 歩行が困難なもの又は介護を必要とする者の搬送のために使用中の車両
- (ケ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- (コ) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車登録番号標を有している車両
- (サ) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

(4) 広域応援の車両

広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付又は事前交付を受ける。

(5) 交通規則除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。

(6) 緊急交通路等の実態把握

復旧班は、緊急交通路（五日市街道、新奥多摩街道）等の交通情報について、警察が行う視察

等による情報収集及び福生消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により把握する。

(7) 交通規制の実効性を確保する手段・方法

福生警察署は、次の方法で交通規制を行う。

ア 主要交差点への規制要員の配置

国道16号及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

イ 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、交通安全推進委員会等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

ウ 装備資機材等の効果的な活用

交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資機材を効果的に活用する。

エ 交通管制センターをはじめ、交通管制システム等を適切に運用する。

(8) 広報活動

秘書広報班と福生警察署は連携して、交通規制の実施について広報する。福生警察署は、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者の取るべき措置について広報を行う。

【運転者の取るべき措置】

- | |
|--|
| <p>ア 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。</p> <p>イ 現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。</p> <p>ウ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。</p> <p>(ア) あわてずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを切る。</p> <p>(イ) カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。</p> <p>(ウ) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみで走りしない。</p> <p>(エ) カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。</p> <p>エ やむを得ず車両を道路上において避難するときは、次の原則を守る。</p> <p>(ア) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。</p> <p>(イ) エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。</p> <p>(ウ) 窓を閉め、ドアはロックしない。</p> <p>(エ) 貴重品を車内に残さない。</p> |
|--|

第6章 緊急輸送対策

災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、福生市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送を実施する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 緊急輸送ネットワーク	物資班
第2節 緊急輸送道路の確保	復旧班
第3節 車両輸送	防災班 物資班
第4節 航空輸送	防災班

第1節 緊急輸送ネットワーク

1 基本的な考え方

東京都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第1次（区市町村、他県との連絡）、第2次（主要初動対応機関との連絡）、第3次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

また、福生市では東京都が設定する緊急輸送道路を補完するため、福生市緊急輸送道路を設定する。（資料-12〈P268〉参照）

さらに、緊急輸送の実効性を担保するため、交通規制が実施される「緊急自動車専用路」及び「緊急交通路」（警視庁が交通規制を実施する路線）や、「緊急道路障害物除去路線」（道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う路線）が確保される。

2 緊急輸送ネットワークの分類と市内の指定拠点

緊急輸送ネットワークの分類と各ネットワークにおける市内の指定拠点は、次のとおりである。

【緊急輸送ネットワーク】

分類	目的	説明	市内の指定拠点
第1次緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路	・福生市役所
第2次緊急輸送ネットワーク	第1次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。	第1次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路	・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地
第3次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路	（無し）

※福生市が指定する地域内輸送拠点

物資班は、東京都などからの緊急物資の集積場所として、次の地域内輸送拠点を指定する。

【地域内輸送拠点】

優先順位	施設名	所在地
1	防災食育センター	福生市熊川1606-1
2	福生市民会館	福生市福生2455

第2節 緊急輸送道路の確保

1 緊急道路障害物除去路線等の選定

東京都は、緊急交通路等の交通規制を行う路線等を緊急道路障害物除去路線として指定する。

復旧班は、道路の被害状況から障害物を除去する区間を指定する。

2 緊急道路障害物除去等

(1) 障害物除去

緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行い、関係機関（国土交通省相武国道事務所及び東京都建設局西多摩建設事務所）及び関係業界が有機的かつ迅速な協力関係を確立して対応する。

復旧班は、福生市建設防災協力会等の協力を得て市道の障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても福生市建設防災協力会等から調達する。また、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。

(2) 放置車両の移動等

道路管理者は、車両の通行が停止・停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずる。車両等の占有者等が措置をとらない場合や現場にいない場合は、車両の移動等の必要な措置を取る。

復旧班は、管理する市道について上記の措置を実施する。

第3節 車両輸送

1 車両・燃料の確保

(1) 福生市が所有する全ての車両は、防災班が集中管理を行う。（資料-6〈P258〉参照）

(2) 物資班は、車両が不足する場合、西多摩運送株式会社、一般社団法人東京都トラック協会等に協力を要請する。また、それでも不足する場合は、東京都財務局へ調達あっせんを要請する。

- (3) 防災班は、燃料を協定締結団体から確保するとともに、不足する場合は業者から緊急に調達するものとする。

2 車両の運用

防災班は、次のように車両の運用を行う。

- (1) 各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。
- (2) 各部からの車両の請求に当たっては、次の事項を明示し、請求する。
 - ・車種
 - ・台数
 - ・日時及び引渡場所
 - ・使用目的及び必要とする車載機材
- (3) 緊急車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。
- (4) 配車の輸送記録、燃料の受け払い等について記録するものとする。

3 緊急通行車両等の確認

防災班は、緊急通行車両等の確認を次のように行う。

(1) 事前届出済の車両

事前届出がされている車両については、標章及び緊急通行車両確認証明書を車両に備え付ける。

(2) 地震発生後の届出

民間借上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を福生警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

4 交通規制除外車両

緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公的上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行規制から除外される。

5 緊急輸送活動の実施

物資班は、主に災害用備蓄倉庫等から災害応急対策に必要な資機材等を輸送するとともに、災害対策上必要な物資の輸送を実施する。

輸送に当たっては、調達する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定め、地域内輸送拠点を選定し、東京都に報告する。

第4節 航空輸送

1 輸送手段の確保

防災班は、東京都に航空機による輸送を要請する。

2 輸送基地の確保

防災班は、消防、警察、自衛隊等と協議し、開設する災害時臨時離着陸場を指定し、障害物の有無等、利用可能状況を東京都へ報告する。

【災害時臨時離着陸場指定の留意点】

- (1) 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）。
- (2) 地面斜度が6度以内のこと。
- (3) 2方向以上からの離着陸が可能であること。
- (4) 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと。
- (5) 車両等の進入路があること。
- (6) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

※ヘリコプター発着予定地については、資料-13（P269）を参照

第7章 消防・危険物対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関・市民と連携し、地域の総力をあげ迅速に消防活動及び危険物対策を行い、人命救助・救出活動を実施する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 消防対策	消防班、福生消防署、福生警察署
第2節 危険物施設等の応急措置	防災班、消防班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都保健医療局、各施設管理者

第1節 消防対策

1 災害発生状況の把握

福生消防署は、福生警察署及び福生市と連携して、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

情報の収集	市民から通報等によって、情報把握に努める。
東京都等への報告	地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生した場合、その状況を直ちに東京都及び総務省消防庁等に報告する。

2 震災時の消防活動

(1) 福生消防署の活動

福生消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。

震災非常配備態勢	気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し必要と認めた場合は「震災第一非常配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度6弱以上の場合には、「震災第二非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。
活動の基本	ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用	ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 イ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防対策システムによる効率的な部隊運用を図る。
情報収集	ア 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果や、119番通報、高所見張、情報活動隊、参集職員等から積極的に災害情報収集を行う。 イ 各防災関係機関（福生市役所等）へ職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報交換を行う。

(2) 消防班の活動

消防班は、地域に密着した消防機関として、「福生市消防団震災時における活動態勢」に基づき、警戒態勢及び非常配備態勢を確保し、福生市災害活動応援隊（福活隊）及び市民と協力して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。

出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び掛ける。必要により自ら初期消火を行う。
情報収集活動	火災の発見・通報、道路障害、救助事象等を収集し、分団本部等へ報告する。
消火活動	分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮の下、連携して延

	焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。
救出・救護	地域住民との協働による救出活動や負傷者に対する応急措置、搬送を行う。
避難路・避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに避難誘導を実施し避難路及び避難場所周辺の防護活動を行い、避難者の安全を確保する。

(3) 福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動

福生市災害活動応援隊（福活隊）は、消防班と連携して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。

(4) 事業所等の活動

事業所等は、地震発生直後に、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカーの遮断等の措置を講ずるとともに、火災が発生した場合には、消火器、水、可搬ポンプ等を利用して初期消火活動を実施する。

3 救助活動

福生消防署及び消防班は、警察等との密接な連携の下に、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福生警察署と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の下に行う。 (3) 作業用重機は協定締結団体等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
活動の要領	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。

4 応援の要請

東京消防庁は、現有消防力を結集しても不足が見込まれる場合は応援を要請する。

消防応援	方面応援隊、消防相互応援協定に基づく応援隊及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等を要請し、これらの応援を受けて消防の任務を遂行する。
救助応援	対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の応援を要請し、迅速な救助活動の実施に努める。

5 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、初期消火・救助作業を実施し、福生消防署及び消防班が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、福生消防署及び消防班は、市民、自主防災組織等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

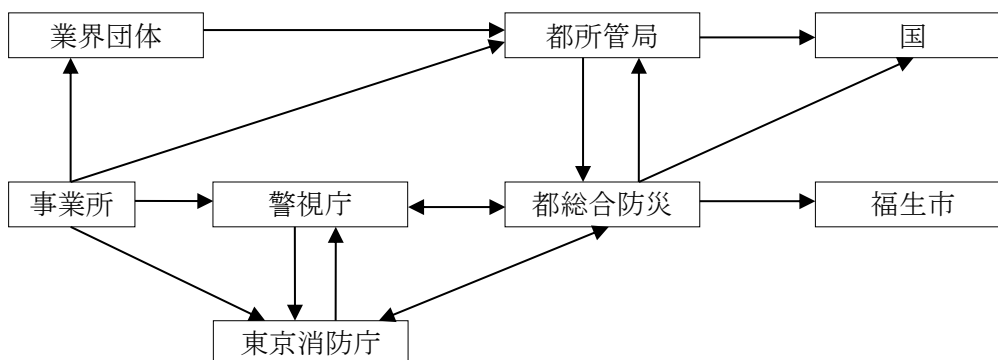
第2節 危険物施設等の応急措置

爆発、漏えい等の二次災害を防止するため福生消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設・放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置を講じるよう指導・命令する。

1 事故発生時の市の応急措置

危険物施設等に被害が発生した場合、防災班は、必要に応じ市民に対する避難指示等の措置を実施する。

【一般的な事故報告等の流れ】



2 石油类等危険物保管施設の応急措置

福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 <ol style="list-style-type: none"> 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の緊急点検と出火等の防止措置 混触発火等による火災の防止措置と初期消火並びにタンク破壊等による流出、危険物の異常反応及び浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 災害状況の把握及び状況に応じた従業員・周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動 発災等の場合、速やかに関係機関への連絡と消防活動の実施・火災警戒区域の設定 必要に応じて、応急措置命令等を実施
福生市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

3 液化石油ガス(プロパンガス)消費施設の応急処置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 被害情報の収集、関東東北産業保安監督部に報告 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示
福生市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

4 火薬類保管施設の応急措置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険防止措置を指導 ・ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部に報告 ・ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
福生市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険防止措置の監督又は指導 ・ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施 ・ 緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示 ・ 実情を把握し、適切な指示、命令等を実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

5 高圧ガス取扱施設の応急処置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ・ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ・ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ・ 必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を命令
福生市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
福生警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関等との連絡通報 ・ 市長の要求等により、避難を指示 ・ 避難区域内への車両の交通規制 ・ 避難路の確保及び避難誘導
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報 ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及び市へのその内容の通報 ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ・ 災害応急対策の実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

6 毒物・劇物取扱施設の応急措置

東京都保健医療局 (健康安全研究センター、西多摩保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ・ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ・ 災害情報の収集・伝達
福生市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施 ・ 復旧班は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。
福生警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関等との連絡通報 ・ 市長の要求等により、避難を指示 ・ 避難区域内への車両の交通規制 ・ 避難路の確保及び避難誘導
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報 ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及び市へのその内容の通報 ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ・ 災害応急対策の実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

7 化学物質関連施設の応急措置

東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質対策 市と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 P C B (※) 対策 市との連絡調整により、保管事業者に関する情報収集
福生市	必要に応じ、事業者に応急措置を指示
事業者等	危険が想定される場合等は、市等関係機関に連絡、応急措置を実施

(※) P C Bとは Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称で、主に人工的に作られた油状の化学物質のこと

8 放射線使用施設の応急処置

福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> 放射線源の露出・流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置を取るよう使用者に要請する。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
東京都保健医療局及び西多摩保健所	R I (※) 使用施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施
福生市	関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施

(※) R Iとは Radio Isotope (放射性同位元素) の略称

9 危険物輸送車両の応急対策

福生警察署	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況把握及び市民に対する広報 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と密接な情報連絡を行う。 災害応急対策の実施
福生市	必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施
事業者等	危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

第8章 医療救護対策

福生市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、各関係機関等との連携の下に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。また、被災者の心身両面での健康を維持し、感染症、食中毒の予防のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

なお、医療救護対策は、「災害時医療救護活動ガイドライン（東京都保健医療局）」に基づき行うものとする。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入態勢が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

※ 東京都地域防災計画による。

【主な医療救護活動】

区 分	主な活動内容
0 発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集・集約 ○緊急医療救護所の開設・運営 ○福生市災害薬事センターの設置 ○傷病者等の市域外等への搬送
1 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都医療チーム等の受入れ ○医療救護所の開設・運営 ○医薬品等の供給
2 急性期	<ul style="list-style-type: none"> ○他県医療チーム等の受入れ ○避難者の定点・巡回診療
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

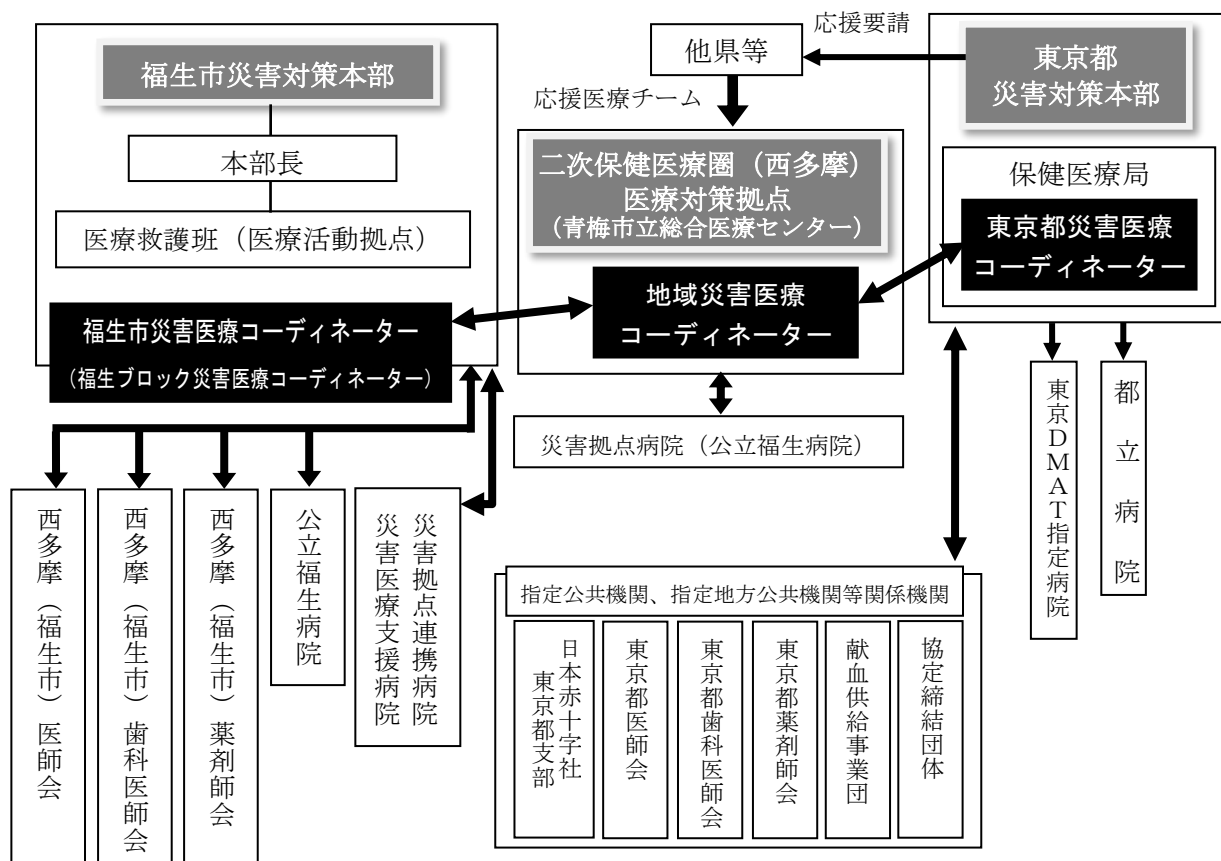
活動項目	活動を担う組織
第1節 初動医療態勢	医療救護班、要配慮者対策班 西多摩医師会、福生消防署
第2節 医薬品・医療資器材の確保	医療救護班
第3節 医療施設の確保	医療救護班
第4節 防疫態勢の確立	医療救護班
第5節 食品衛生管理	医療救護班

第1節 初動医療態勢

1 医療情報の収集・伝達

医療救護班は、西多摩医師会及び福生市災害医療コーディネーター等と連携し、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局等医療機関の被災状況や活動状況等について把握し、福生市が設置する医療救護所の情報を含め、圏域内医療対策拠点・地域災害医療コーディネーターに報告する。この際、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知する。

【発災直後の連携イメージ】



【東京都災害拠点病院等（西多摩二次保健医療圏）】

区分	病院名	所在地	病床数	備考
災害拠点病院	青梅市立総合医療センター	青梅市東青梅4-16-5	529	三次救急・へリ
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	309	
	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	316	
災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺5-18-19	180	
	目白第二病院	福生市福生1980	160	
	大聖病院	福生市福生871	116	

災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院

災害拠点連携病院：主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院

災害医療支援病院：主に専門医療、慢性疾患への対応等を行う病院（上記を除く全ての病院）

2 医療救護活動

医療救護班は、福生市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。要配慮者対策班は、医療救護活動を支援する。

(1) 緊急医療救護所の設置

発災後 24 時間以内に公立福生病院に緊急医療救護所を設置し、医師会等の協力を得てトリアージ、軽症者への治療等の対応を行う。

【緊急医療救護所の役割】

[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所	
(ア)	トリアージ
(イ)	軽症者（慢性疾患等を含む。）に対する治療
(ウ)	（必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療
(エ)	搬送までの応急処置

(2) 医療活動拠点

医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整するため、福生市保健センターに設置する。

(3) 医療救護態勢

医療チーム等の体制と業務は、次のとおりである。

医療チーム等が不足する場合には、二次保健医療圏（西多摩）の医療活動拠点に応援を要請する。

【医療救護班の体制】

班 編 成	ア 医療チーム等 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。
	イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。
	ウ 歯科医療チームは、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。

【医療チーム等の業務】

医療チーム等は、多数の負傷者に対応するトリアージを行い、傷病者を災害拠点病院等へ搬送する。

医療チーム	ア 傷病者の応急措置 イ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ〈負傷者選別〉の実施） ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 エ 助産救護 オ 死亡の確認及び遺体の検案への協力（死因その他医学的検査）
歯科医療チーム	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ウ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師チーム	ア 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ウ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

	エ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
--	---------------------

3 負傷者等の搬送態勢

医療救護班は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。傷病者の災害拠点病院等への搬送は、消防等関係機関と連携し、車両・ヘリコプターにより行う。

また、福生市が派遣する医療スタッフの搬送は、原則として福生市が関係機関等と調整する。

【負傷者の搬送】

搬送方法の順位	次の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療チームの自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送
傷病者の搬送	福生消防署は、医療救護班、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。
医療救護所からの傷病者の搬送	医療救護所からは福生市災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、災害拠点病院又は連携病院に搬送する。
広域搬送	市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。

4 避難者への医療活動

(1) 医療救護所の設置

医療救護班は、発災後24～48時間以内に福生市保健センターに医療救護所を設置し、避難所の巡回医療の拠点とする。医療救護所の設置場所は、次のとおりとする。

【医療救護所の設置場所】

施設名	所在地
福生市保健センター	福生市福生2125-3

【医療救護所の役割】

避難所の巡回医療の拠点として設置される医療救護所で、主に避難者の健康状況の把握、応急措置、搬送の手配等の確認を行う。 ア 軽症者（慢性疾患等を含む。）に対する治療 イ 受入可能な医療機関までの搬送手配 ウ 避難者等に対する健康相談 エ 助産救護
--

(2) 医療救護態勢

医療救護班は、医師会等に協力を要請し、医療チーム、歯科医療チーム、薬剤師チーム等を編成する。

医療救護活動は、各避難所に医療救護スペースを確保して行う。

また、次項に示す保健衛生活動と連携を図る。

4 保健衛生活動

医療救護班は、要配慮者対策班と連携し、保健活動を実施する。

(1) 保健活動

保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成し、被災住民に対する健康に

関する相談を行う。なお、応援が必要な場合には、東京都保健医療局に応援要請を行うとともに、受入・搬送態勢を確立し、活動拠点を確保する。

(2) こころのケア

必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケアの実施態勢を確立し、被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）に応援要請を行うとともに、受入・搬送態勢を確立し、活動拠点を確保する。

(3) 在宅難病患者への対応

在宅難病患者の状況把握に努めるとともに必要に応じ、東京都に対し在宅難病患者の搬送及び救護態勢の支援を要請する。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、できるだけ在宅療養が継続するよう支援する。

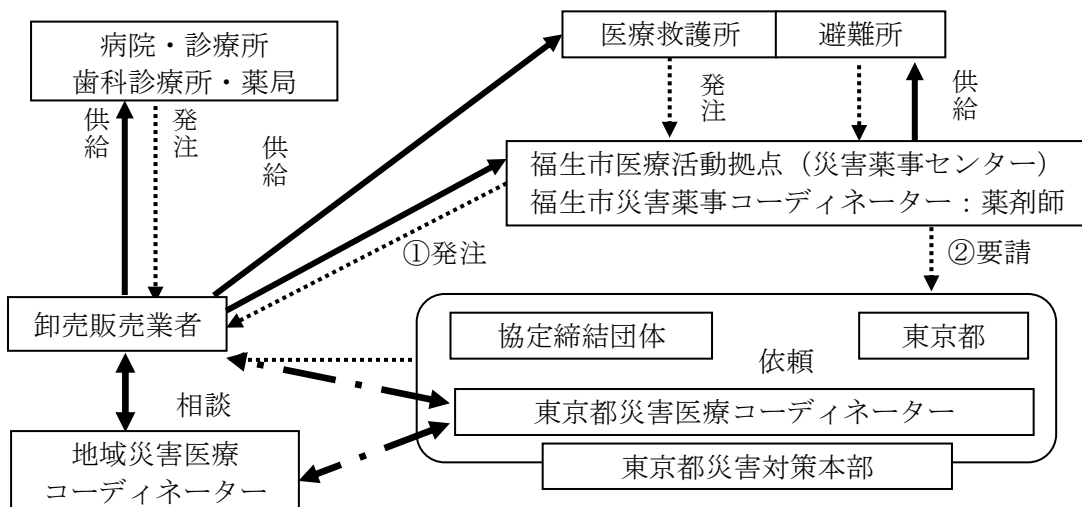
(5) 透析患者等への対応

透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対して情報提供できる態勢を取る。

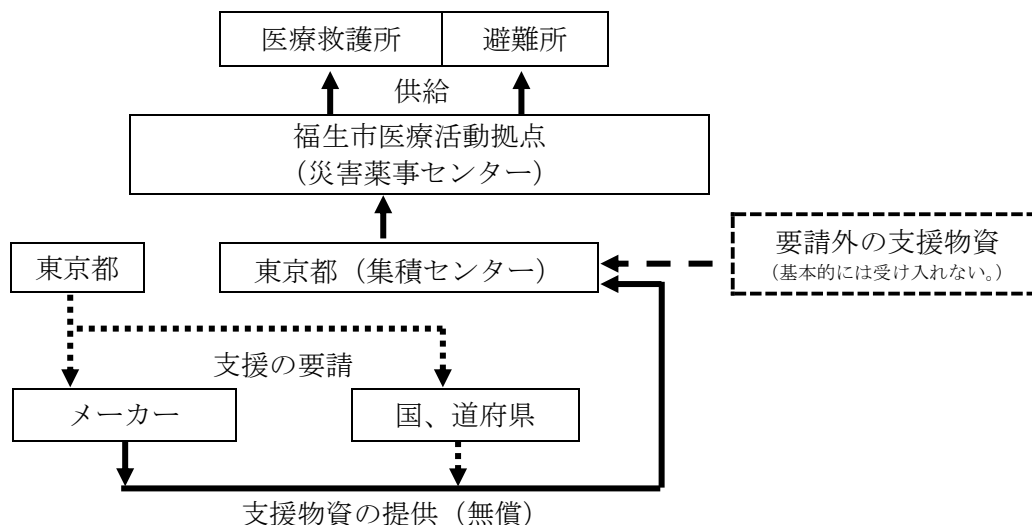
第2節 医薬品・医療資器材の確保

医療救護班は、東京都、医療機関、地域災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。

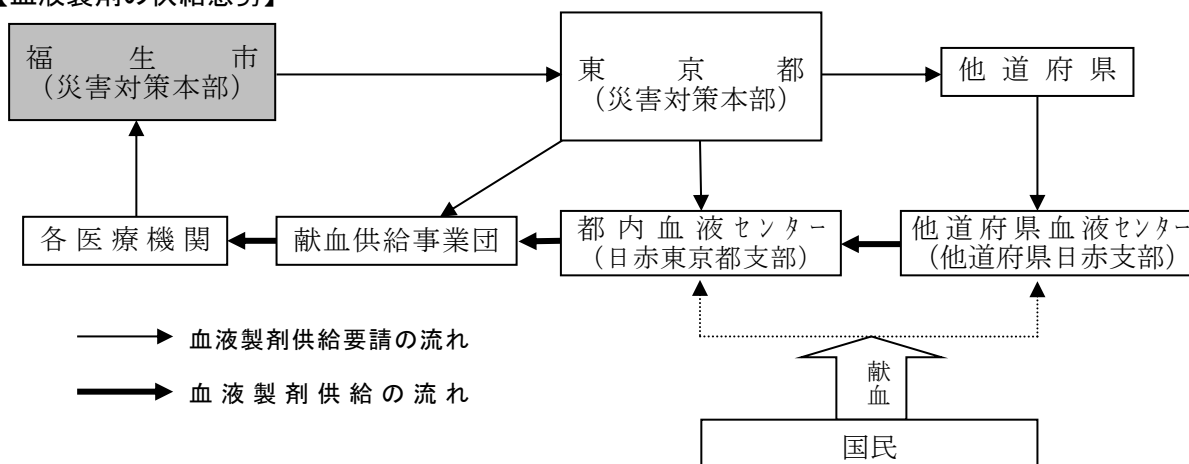
【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給態勢】



1 災害薬事センターの設置

医療救護班は、西多摩薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを設置する。福生市災害薬事コーディネーターは、薬剤師会から選任する。

また、福生市災害薬事コーディネーターは、福生市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2 市が使用する医薬品の業務手順

災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。

卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

(1) 福生市の備蓄品を使用する

災害発生時には医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、福生市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。



(2) 東京都の備蓄品を使用する

福生市の備蓄が不足する場合に、東京都に対し、東京都の備蓄を供出するよう協力を要請する。東京都の備蓄は、東京都が配送する（状況に応じて、東京都への備蓄供出要請の前に、(3)に示す卸売販売業者からの調達を行う。）。



(3) 市が卸売販売業者から調達する

卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターが取りまとめて行う）。
【福生市での調達が不可能な場合】東京都に対し調達を要請する。東京都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



(4) 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、福生市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は福生市の災害薬事センターへ納品する。）。

第3節 医療施設の確保

災害時には、多くの傷病者等に対応するため、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図ることが必要である。このため、医療救護班は、必要に応じ二次保健医療圏内の医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

なお、二次保健医療圏内の医療機関で収容不可能な場合は、地域災害医療コーディネーターは他圏域の地域災害医療コーディネーターに協力を要請する。

重症者及び中等症者については、福生市災害医療コーディネーターを通じて各医療機関に収容を要請する。

【二次保健医療圏外の医療機関】

病院名	所在地
東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1

第4節 防疫態勢の確立

医療救護班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、保健活動チームを編成し、東京都が派遣する環境衛生指導班と連携して防疫活動を実施する。

【防疫活動】

消毒	被害の状況によって、被災家屋、下水、その他必要な場所を消毒するよう消毒薬を配布し指導する。
ねずみ族、昆虫等の駆除	速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
感染症の予防	被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所

	と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都保健医療局（西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
避難所の防疫・指導	避難所のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。
報告	西多摩保健所を経由して東京都に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、西多摩保健所を経て東京都に提出する。

第5節 食品衛生管理

医療救護班は、衛生上の徹底を推進するなど、西多摩保健所の活動に協力する。

【食品衛生管理の方法】

食中毒の防止	西多摩保健所は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全確保を図る。 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 2 食品集積所の衛生確保 3 避難所の食品衛生指導 4 仮設店舗等の衛生指導 5 その他食料品に起因する危害発生の防止 6 食中毒発生時の対応
食中毒発生時の対応方法	医療救護班は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第9章 避難者対策

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。また、家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れる避難所を開設し、それぞれ運営組織を設置し、避難所の運営に当たる。

活動項目	活動を担う組織
第1節 避難の基本	
第2節 避難情報	防災班、情報班、秘書広報班、消防班
第3節 避難所の開設・管理運営	避難所統括班、避難所対応班、要配慮者対策班
第4節 被災者の他地区への移送	防災班
第5節 避難における避難行動要支援者への対策	防災班、避難所統括班、避難所対応班、要配慮者対策班

第1節 避難の基本

1 地震時の避難行動

地震時は、次の避難行動を行うことを基本とする。

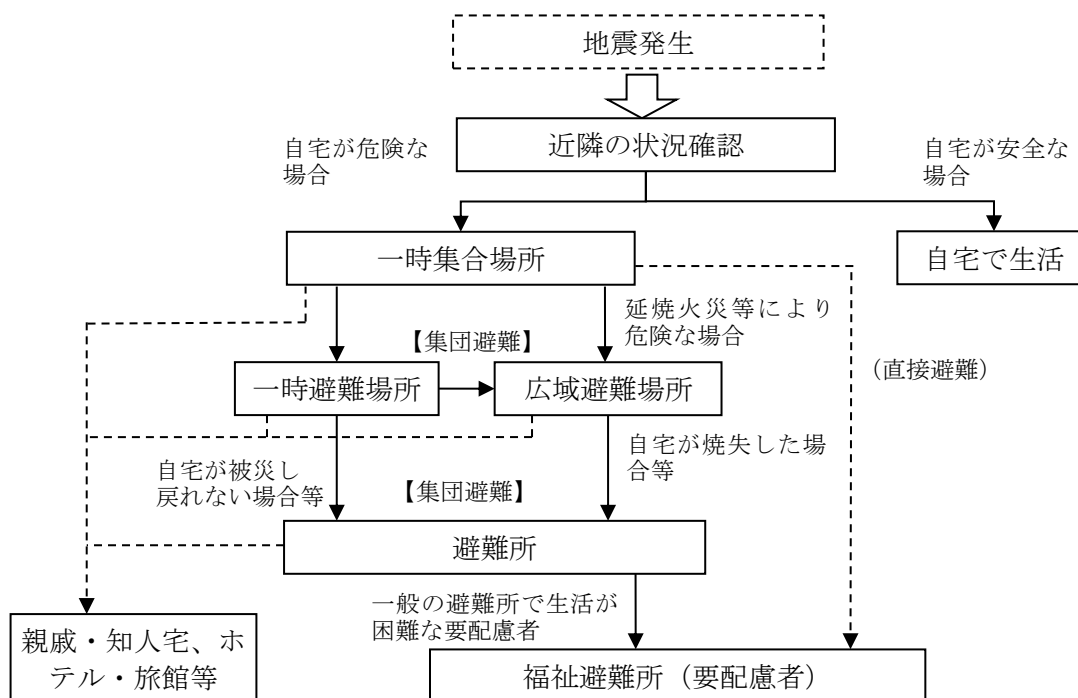
- (1) 地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。
- (2) 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。
- (3) 自宅等の被害、延焼火災、崖崩れ等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行い、一時避難場所又は広域避難場所に避難する。
- (4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。
- (5) 自宅等の被害で居住することができない場合は、避難所のほか、親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活する。

2 避難先

地震直後の避難先は、一時避難場所又は広域避難場所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。

【避難の流れ】



第2節 避難情報

防災班は、地震の発生によって、延焼火災、崖崩れ等の危険性がある地域の住民に対し、警察署・消防署等関係機関と相互に連絡を取りながら、速やかに避難の指示を行い、避難誘導を行う。

1 避難情報

本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示（避難指示）する。

防災班は、避難指示を行う場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都に報告する（解除の場合も同様とする。）。

【地震における避難情報の基準】

避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼び掛ける行動
避難指示	(1) 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。 (2) 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。 (3) 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。 (4) 土砂災害が発生し、余震や降雨により拡大することが予想されるとき。 (5) がけ地に変状等が発見され、今後、余震や降雨により土砂災害が発生することが予想されるとき。	・避難場所の確認 ・自宅の水道、ガス、電気の遮断 ・避難行動要支援者の支援 ・非常持出品の持参

【発令権者】

災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。

実施責任者	要件	根拠
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	災害対策 基本法第60条
警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策 基本法第61条
知事	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策 基本法第60条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいないとき。	自衛隊法 第94条

2 避難指示の伝達

情報班及び秘書広報班は、次のように避難指示の伝達を行う。

(1) 伝達の内容

避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を明らかにする。

ア	避難対象地域（町丁名、施設等）
イ	避難先（避難場所の名称）
ウ	避難経路（避難場所への安全な順路）
エ	避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
オ	その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

(2) 伝達の方法

避難指示を行う場合、次の手段を用いるものとする。

ア	福生市防災行政無線（防災行政無線塔・文字表示盤・戸別受信機）
イ	ふっさ情報メール
ウ	福生市公式アプリ
エ	SNS
オ	広報車
カ	Lアラート（報道機関からの報道）
キ	エリアメール
ク	消防団等による呼び掛け

3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。

【警戒区域の設定権者及び要件】

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策 基本法第63条

警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき。	消防法第28条 消防法第36条

(2) 規制の実施

防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置を取る。

ア 警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
イ 警戒区域を設定した場合、消防署、関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置を取る。
また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

4 避難誘導

避難誘導は、原則として、消防班が自主防災組織や避難支援者等と協力して行うものとする。

【避難誘導方法】

指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導	避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難場所）や指定避難所に避難する。
	地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、一時避難場所・広域避難場所への直接避難も行う。
	高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の避難支援者の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
学校、事業所等における誘導	指定避難所等が火災等で危険と判断された場合、福生市災害対策本部が別に指定する広域避難場所や他の避難所へ移動する。
	学校・幼稚園・保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。また、交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

5 自主避難

避難指示が発令されていない状況にあっても、市民は災害の危険が身に迫ったと判断したときは、自主的に避難する。

6 避難に当たっての留意点と方法

防災班は、避難に当たり、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難に際しては、ガス栓の閉鎖、電気のブレーカーの遮断、火気・危険物等の始末等二次災害の防止を必ず完全に行う。
- (2) 事業所は、設備等の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。
- (3) 非常持ち出し品等は最小限にとどめる。

第3節 避難所の開設・管理運営

1 避難所の開設

(1) 開設の方針

震度5強以上の地震が発生した場合、避難所運営連絡会構成員は、避難所に自主的に参集し避難所の開設を行う。

ア 市内に震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。

イ 同様に震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

(2) 避難所の開設

避難所対応班は、施設管理者や自主防災組織等と連携し、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。平時の管理を指定管理者が行う場合、指定管理者は避難所の開設・運営に協力する。

【避難所開設の流れ】

安全点検・設備稼動状況の確認	避難所対応班は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。
避難所の開設方法	安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。避難所の状況は、避難所統括班に報告する。
関係機関への通知	防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。

【参考】

避難所の開設基準	次の開設基準に基づき、本部長の意思決定により速やかに避難所を開設する。（資料-8 指定避難所・福祉避難所・一時避難場所・広域避難場所一覧〈P262〉） (1) 福生市に震度5強以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。（※） (2) 同様に、震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。 (※) 人員不足により避難所の開設や運営が困難な場合や、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
----------	---

2 福祉避難所（二次避難所）の開設

要配慮者対策班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、協定に基づき福祉避難所を開設し、不足する場合は社会福祉施設、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

福祉避難所（二次避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、東京都及び福生警察署、福生消防署等関係機関に連絡する。

3 避難所が不足する場合の対応

(1) 避難所の指定

避難所統括班は、指定避難所だけでは不足する場合は、中央図書館を始めとする他の公共施設及び民間施設の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

また、一時的に被災者を受け入れるため野外に受入施設を開設する。なお、野外受入施設を開設する資材が不足するときは、東京都に調達を要請する。

指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設する。

(2) 親戚・知人宅への避難促進

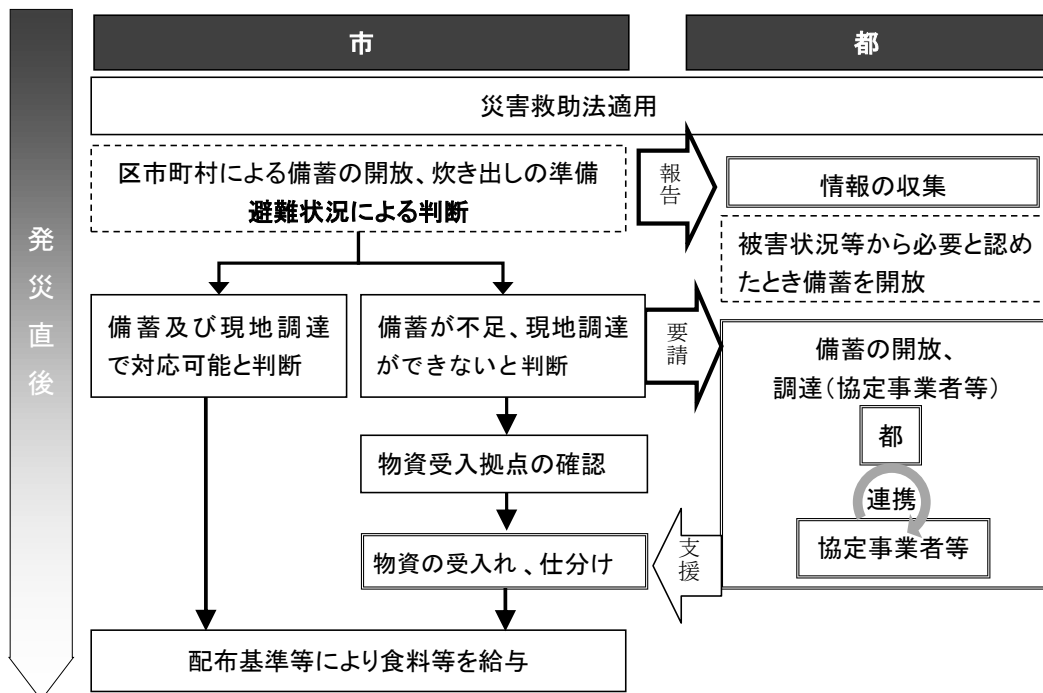
避難所対応班は、市指定の避難所だけでなく親戚・知人宅、旅館、ホテル等の各自で確保した避難先への避難を呼び掛ける。その際に、所在を市に連絡するよう要請する。

4 食料・生活必需品等の供給・貸与

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

- (1) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、福生市及び東京都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- (2) 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

【避難所における物資供給のスキーム】



5 運営

避難所対応班は、自主防災組織等を中心とした住民組織を主体とした避難所運営組織を設置す

るなど、避難所内避難者やボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の運営に当たる。

各避難者の状況、避難所で必要な設備等の状況は、避難所統括班に報告する。

また、福祉担当、食料・物資担当、医療担当等の関係班で構成する避難所運営の専門チームを本部内で編成し、定期的なミーティングによる情報共有、避難者支援の問題点の解決を図る。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、あらかじめ任命する市職員とする。

(2) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営できるよう、自主防災組織の代表、学校等施設管理者、教職員、ボランティアの代表、市職員等が参画する「避難所運営協議会」又は避難者を主として組織する「避難所自治組織」（総称して「避難所運営組織」）を立ち上げる。なお、避難所運営組織には女性を含めるものとする。

また、福生市は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう情報共有に努め、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

(3) 避難所の運営

避難所の運営方法は、次のとおりである。

【避難所の運営方法】

避難者受入記録簿の作成	避難所運営組織は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。
食料、生活必需品の調達・配布	ア 避難所運営組織は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、避難所統括班に報告する。 イ 避難所統括班は、各避難所の必要数を取りまとめ、物資班に調達、配送を要請する。 ウ 避難所運営組織及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。
清掃・衛生対策	ア 避難所運営組織及び管理責任者はごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ 避難所運営組織は、避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃態勢を確立する。
トイレ機能の確保	ア 避難所運営組織及び管理責任者は学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ 避難所運営組織及び管理責任者は水洗トイレが不足する場合は、災害用トイレ等を確保し、対応する。
プライバシーの保護	避難所運営組織及び管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。
女性の視点での避難所運営	避難所運営組織及び管理責任者は、避難所運営組織への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

避難者への情報の提供	避難所運営組織及び管理責任者は、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版（かわら版）の配布、インターネット、ファクシミリ等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段を取る。
情報の把握、報告	福生市は、避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告する。
ボランティアの派遣要請	福生市は、避難所ごとにボランティアのニーズを調査し、福生市災害ボランティアセンター等に対して、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。
その他運営に関する取組	<p>ア 避難所運営組織及び管理責任者は、立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。</p> <p>イ 避難所運営組織及び管理責任者は、避難の長期化等必要に応じて、避難者や運営スタッフ等の健康状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 避難所運営組織及び管理責任者は、避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>エ 避難所運営組織及び管理責任者は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症予防（手洗い、うがい等）の励行の周知及び患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。</p> <p>オ 管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。</p>

（４） 新型インフルエンザ等感染症などの感染症対策

避難所統括班は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症が流行している場合、医療救護班と連携して、次の事項に留意して避難所の開設、運営を行う。

ア 健康状態の確認

避難受付時に検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者等を判別し、保健所に連絡する。感染の疑いがある者は、隔離し、医療機関等への移送等の措置を保健所に要請する。

イ 専用スペースの確保

感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレの指定等、専用スペースを確保するとともに、施設内での動線を区分する。

ウ 衛生環境の確保

手洗いの実施、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等を励行する。

エ 自宅療養者の受入れ

自宅療養等を行っている軽症者は、専用のスペースへの受入れ又は保健所と連携して専用施設等への搬送を行う。

6 避難所以外に滞在する避難者への支援

（１） 所在の把握

避難所対応班は、避難所以外の場所（自宅ガレージやテント等）で避難生活を送る避難者について、市職員、自主防災組織、地域の消防団、保健活動チーム等から所在に関する情報を収集する。

（２） 避難所以外の避難者への支援

避難所対応班は、情報提供や避難所での物資等の提供、保健師等の巡回等により健康管理を図

るなど、必要な支援を行う。

7 避難所の集約及び閉鎖

避難所統括班は、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を図る。

- (1) 本部長から集約及び閉鎖の指示があった場合は、避難所運営組織を通じ、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所統括班に報告するとともに、施設管理者（校長等）にも報告する。

第4節 被災者の他地区への移送

1 広域避難

防災班は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、市内で避難所確保が困難となった場合、都内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、東京都に報告した上で、自ら他の道府県内の市町村に協議する。

2 広域一時滞在

防災班は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、都内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。

3 他地区への移送の措置

防災班は、被災者の他地区への移送について、次の対応を取る。

- (1) 移送先の避難所管理者の指定
他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を指定して、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- (2) 移送された被災者の避難所の運営は、受入区市町村の協力を得て、市が行う。
- (3) 福生市が、東京都の指示により他区市町村から避難者を受け入れる場合は、受入態勢を整備するとともに、避難所の運営管理に協力をする。

第5節 避難における避難行動要支援者への対策

1 避難行動

(1) 災害情報の提供

防災班及び要配慮者対策班は、災害発生時又はそのおそれがある場合は、迅速な避難を促すために、各々の避難行動要支援者が理解できる手段によって、情報提供を行う。また、高齢者等避難が発せられた場合にも同様の措置を取る。

(2) 避難行動支援

地域の自主防災組織、福生市民生委員・児童委員、福生警察署、福生消防署、福生市消防団、福生市社会福祉協議会などの避難支援者は、避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難行動を支援する。

なお、個別避難計画等に基づき、日頃から利用している施設を福祉避難所として開設した場合は、当該施設に直接、避難することとする。

2 避難所生活

(1) 避難状況の調査

管理責任者及び要配慮者対策班は、保健活動チーム、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を調査し、人数や障害の程度、災害による被害程度などの状況を把握する。

また、健康状態等について聞き取り調査を行う。なお、調査に当たっては、個人情報取扱いに十分に配慮するものとする。

(2) 避難所での支援上の留意点

- ア 情報の提供に当たっては、要配慮者の状況に応じた提供手段を工夫する。
- イ 避難所内で要配慮者に配慮したスペースの配分や避難所環境を整備する（段差解消、プライバシー確保など）
- ウ 要配慮者に配慮した食事を提供する。
- エ 被災によって破損・紛失等した福祉用具などを確保する。
- オ 介助ボランティアを確保し、避難所生活の負担を極力軽減する。

(3) 相談窓口の設置

避難所統括班及び避難所対応班は、避難所に要配慮者が避難所生活を送る上でのニーズを把握する窓口を設け、各々の負担を軽減するように努める。

3 福祉避難所での支援

要配慮者対策班は、福祉避難所を開設した場合、心身双方の健康状態に配慮し、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、避難所から福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

第10章 帰宅困難者対策

大地震により交通機能が停止した場合、市内に滞在する滞留者47,835人のうち帰宅できない帰宅困難者は3,755人発生することが予想されている（「首都直下地震等による東京の被害想定」令和4年5月東京都）。このため、帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段等の確保について定める。

活動項目	活動を担う組織
第1節 駅周辺の混乱防止対策	防災班、秘書広報班 J R東日本、福生警察署、事業者
第2節 一時滞在施設の確保	防災班 施設管理者
第3節 学校・事業所等における対策	学校・事業所等の管理者
第4節 帰宅支援	防災班 J R東日本、バス事業者

第1節 駅周辺の混乱防止対策

交通機能の停止に伴い鉄道駅を中心に、多くの外出者が滞留することが予想される。このため、防災班は、情報提供や誘導先の確保等、外出者の安全確保のための対策を実施する。

1 駅周辺の混乱防止

防災班及び秘書広報班は、次のとおり帰宅困難者に情報を提供する。

- (1) J R東日本、バス事業者と協力して交通機関の復旧状況、臨時輸送状況等を掲示し、交通手段の情報提供を行う。
- (2) 福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺に設置した文字表示盤を活用して帰宅困難者等に交通情報や誘導場所等の情報を提供する。
- (3) 家族や職場との安否確認手段に災害伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等の活用を図るよう広報する。
- (4) 扶桑会館、福生市民会館、防災食育センターを一時滞在施設として開放し、誘導、受け入れ、管理運営を行う。

2 集客施設及び駅等における利用者保護

集客施設及び鉄道事業者は、次の対応を行う。

- (1) 施設の安全性の確認及び利用者を施設内の安全な場所で保護する。
- (2) 保護した利用者を、関係機関等と連携して一時滞在施設へ誘導する。
- (3) 利用者保護に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 利用者に対する情報提供を行う。

第2節 一時滞在施設の確保

帰宅が可能になるまで待機する場所がない者が一時的に滞在する施設として公共施設を確保する。

1 一時滞在施設の開放

防災班は、駅周辺の混乱を防止するため、施設管理者と協力して必要に応じて次の施設を帰宅困難者の一時滞在施設として開放するとともに、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成27年2月20日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）に基づき一時滞在施設の運営を行う。

【一時滞在施設施設】

施設名	所在地	備考
扶桑会館	福生市本町92-5	会議室
福生市民会館	福生市福生2455	集会室
防災食育センター	福生市熊川1606-1	研修室、食育展示・見学ホール

2 施設管理者の対応

施設管理者は、一時滞在施設開設の要請等により、管理する施設の安全を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設の開放を行う。

3 帰宅困難者への支援

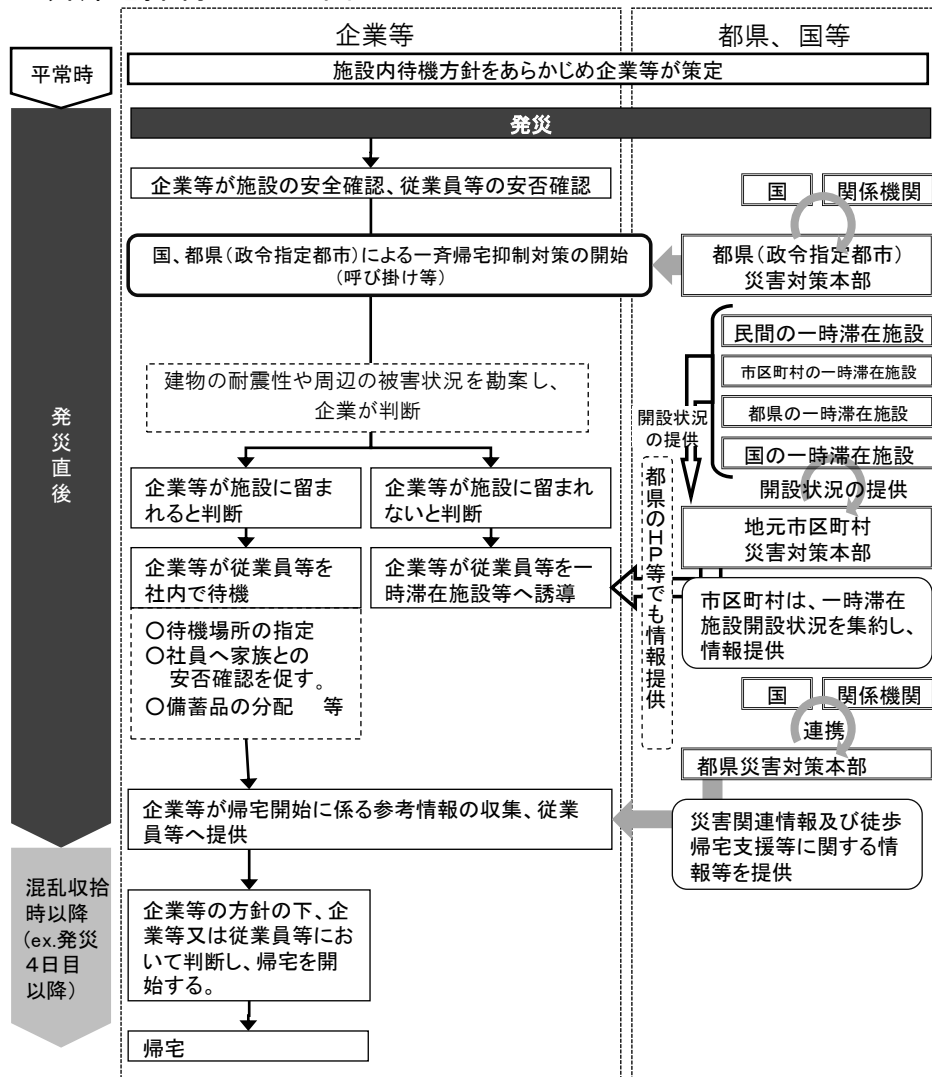
防災班は、一時滞在施設の収容した帰宅困難者に対して、水、食料、毛布などの支援物資の配布に努める。

また、周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅に関する情報の提供を行う。

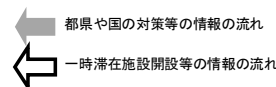
第3節 学校・事業所等における対策

学校・事業所等の管理者は、発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。

一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



1 事業所等における安全の確保

(1) 事業所による従業員等の施設内待機

事業所は、施設の安全を点検し、国や東京都の一斉帰宅抑制呼び掛け後は、従業員等を施設内等の安全な場所に待機させる。

(2) 施設内に待機できない場合の対応

事業所は、一時滞在施設等へ従業員を誘導する。

(3) 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動に努める。

(4) 情報提供態勢の確保

事業所は、待機させる従業員等に対する情報を提供する。

2 学校等の対応

学校等は、児童・生徒を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒の安否等について、事前に定めてある手段により、保護者へ連絡する。

保護者が帰宅困難者となり、児童・生徒を帰宅させることができない場合は、学校に留め置き、保護をしながら保護者への連絡を行う。

第4節 帰宅支援

1 代替輸送手段の確保

J R東日本、バス事業者は、代替輸送手段の確保に努める。

また、各事業者は、その旨の広報を実施する。

2 徒歩帰宅者への支援

福生市（防災班）、東京都、日本赤十字社等は、徒歩帰宅者に対して次の支援を行う。

【各機関の実施する帰宅支援対策】

福生市の支援	一時滞在施設への誘導 福生市が開設した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。 道路状況、鉄道等の交通機関の状況等に関する情報提供により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
東京都の支援	協定によるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、及び都立学校等において情報、休憩場所等を提供する。
日本赤十字 東京都支部の支援	登録ボランティアとの協力により、徒歩帰宅者支援のために、主要な道路にエイドステーションを設置し、炊き出し、飲料水の提供、応急手当等の支援を行う。
日本郵便株式会社 の支援	集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
災害時帰宅支援 ステーション	指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設であり、店舗には、協定締結先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。 ※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第11章 緊急物資の供給対策

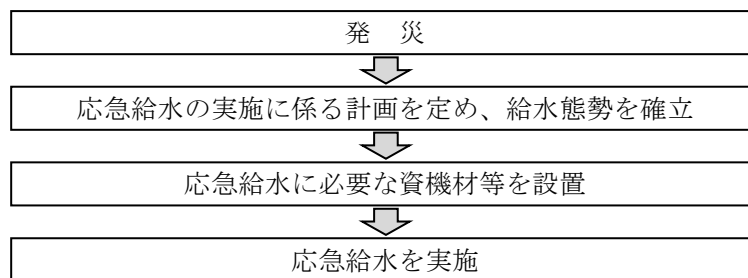
家屋の倒壊や滅失等又は避難生活によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

活動項目	活動を担う組織
第1節 飲料水の供給	給水班
第2節 食料の供給	物資班、給食班
第3節 生活必需品の供給	物資班

第1節 飲料水の供給

1 業務手順

給水班は、関係機関と協力し、必要に応じて応援を要請しながら、速やかな給水に努める。



2 給水計画の立案

東京都は、次の情報を収集・集約して応急給水計画を立案する。

<p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握</p> <p>(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況</p> <p>(3) 給水班の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。)</p> <p>(2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p>
--

3 給水活動の基準

(1) 応急給水の方法

給水班は、次のとおり給水活動を行う。

ア 応急給水槽※1、避難所及び浄水場(所)・給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)※2で応急給水を行う。

※1 応急給水槽

地震等の災害に備え、都民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

※2 災害時給水ステーション(給水拠点)

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション(給水拠点)には、応急給水用資器材を配備している。

【災害時給水ステーション（給水拠点）】

施設名	所在地	有効貯水量
福生武蔵野台給水所	福生市武蔵野台2-32	2,540m ³
明神下公園震災対策用応急給水槽	福生市南田園1-12-1	1,500m ³

イ 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所では、東京都及び市が確保した給水車により避難所等を給水ポイントに指定し応急給水を行う。

ウ 各自主防災組織は、配備されている消火栓スタンドパイプ、給水用・消火用ホース等の資機材を活用して、自らが地域で応急給水を行う。

エ 避難者（避難所運営組織）は、避難所に整備されている配水管直結の応急給水栓を活用して給水する。

(2) 医療施設等への応急給水

給水班は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設への給水を東京都に要請する。

(3) 災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都及び福生市の役割分担

ア 応急給水槽及び避難所においては、市が応急給水に必要な資機材等の設置及び住民等への応急給水を行う。

イ 給水所等においては、東京都及び福生市が応急給水に必要な資機材等を設置し、福生市が住民等への応急給水を行う。

ウ 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所等においては、東京都が区市町村により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。

(4) 飲料水の給水基準

飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

(5) 給水態勢

給水班は、次のように給水態勢を確立する。

ア 震災が発生した場合は、東京都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。

イ 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。

ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション（給水拠点）において、東京都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と福生市が連携して、迅速な応急給水を実施する。

エ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急給水用資器材を活用する。

オ 飲料水の輸送は東京都に要請するが、福生市は、災害時応援協定を締結した自治体、自衛隊の災害派遣部隊等に要請し、給水車を確保する。

(6) ペットボトル等の確保

給水班は、給水が可能となるまでの間は、ペットボトル等の飲料水の確保に努める。

(7) 水の安全確保

給水班は、次のように水の安全を確保する。

- ア 東京都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。
- イ 応急給水を実施する際、市又は東京都水道局は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。また、確認後は、市民が自主的に消毒を行えるよう消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ウ ライフライン復旧後は、必要に応じ環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について適正に周知する。

4 給水活動

給水班は、応急給水計画に基づき、速やかに実施する。また、福生市のみでは給水活動が困難な場合は、東京都水道局及び他区市町村に応援を要請する。

また、上水道の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う給水の需要の変化を把握し、適宜対応する。

5 市民への広報

給水班は、給水場所、給水時間、給水方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

第2節 食料の供給

1 食料の供給計画の立案

物資班及び給食班は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、食料の応急供給計画を立案する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被災人口・家屋等の把握(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況(3) 備蓄物資の状況(4) 協定締結団体の被災状況と当該団体による確保の見通し(5) 給食班の被害状況 |
|---|

2 供給計画の基準

供給計画の基準は次のとおりとする。

(1) 供給の対象者

災害救助法に基づき、次を対象に供給する。

- ア 避難所に避難している者及び避難所以外に滞在する被災者
- イ ライフラインの遮断による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 帰宅困難者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 供給方法

供給方法は、次のとおりである。

- ア 備蓄：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。
 東京都が福生市に事前に配置してある備蓄物資は、東京都の承認を得て、福生市が輸送し、被災者に給与する。
- イ 調達：協定締結団体等から調達する。また、東京都に調達を要請する。
- ウ 炊き出し：防災食育センター、自衛隊への要請により炊き出しを行う。その場合、食物アレルギー、栄養バランス等に配慮した献立を栄養士等が検討する。
- エ 救援物資：市町村、企業、団体等からの救援物資を受け入れ活用する。
- オ 調達食料の搬送：原則として、協定締結団体等によって避難所等への直接搬送を行う。

(3) 優先供給の必要性とその方法

- ア 自力で供給を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
- イ 病院や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に供給する。

3 供給活動

物資班及び給食班は、次のように食料の供給活動を行う。

- (1) 応急供給計画に基づき、速やかに実施する。また、福生市のみでは供給活動が困難な場合は、搬送を輸送業者に要請する。
- (2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。
- (3) 東京都食品衛生指導班と連携し、次の点に留意し、食品の安全を確保する。
 - ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - イ 食品集積所の衛生確保
 - ウ 食中毒発生時の対応
- (4) 食料の供給に当たっては、避難所運営組織の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。

4 市民への広報

給食班は食料供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

5 応急給食

おおむね4日目以降は、米飯による応急給食を実施する。給食班は、応急給食の手配を行う。

【応急給食の実施方法】

応急給食の方法	(1) 応急給食は、自主防災組織、民間協力団体等の協力を得て実施又は自衛隊に要請する。 (2) 応急給食の実施については、避難状況、ライフライン復旧状況を勘案して決める。
応急給食の場所	(1) 応急給食は、防災食育センター等を利用して実施する。 (2) 避難所への輸送は、給食班と物資班が協力して行う。

応急給食物資の確保	<p>(1) 主食料の確保のほか、副食、調味料、燃料その他応急給食に必要な物資等は、市内の関係機関、生産者、販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。</p> <p>(2) 確保できないときは、近隣市町村又は東京都に確保、輸送あるいはあつせんを要請する。</p>
-----------	---

第3節 生活必需品の供給

1 生活必需品の供給計画の立案

物資班は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、生活必需品の応急供給計画を立案する。

- | |
|---|
| <p>(1) 被災人口・家屋等の把握</p> <p>(2) 供給が必要な生活必需品目と予測供給量</p> <p>(3) 協定締結団体の被災状況と当該団体による確保の見通し</p> <p>(4) 物資班の被害状況</p> |
|---|

2 供給計画の基準

供給計画の基準は次のとおりとする。

(1) 供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 供給品目

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- | |
|--|
| <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等）</p> <p>イ 日用品（石けん、歯みがき、トイレトペーパー等）</p> <p>ウ 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等）</p> <p>エ 光熱材料（プロパンガス等）</p> |
|--|

(3) 供給方法

供給方法は、次のとおりである。

- ア 備蓄品：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。
- イ 調達：協定締結団体等から調達する。また、東京都に調達を要請する。
- ウ 救援物資：区市町村、企業、団体等からの救援物資を受け入れ活用する。
- エ 調達必需品の搬送：原則として、協定締結団体等によって避難所等への直接搬送を行う。

(4) 優先供給の必要性とその方法

- ア 自力で供給を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
- イ 病院や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に供給する。

3 供給活動

物資班は、次のように生活必需品の供給活動を行う。

- (1) 応急供給計画に基づき、速やかに実施する。また、市のみでは供給活動が困難な場合は、搬送を輸送業者に要請する。

- (2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。
- (3) 配布は、避難所運営組織の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。

4 市民への広報

物資班は、物資供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。

5 救援物資の受入れ・配分

(1) 集積拠点の設置・管理

物資班は、救援物資を受け入れるため、地域内輸送拠点を設置し、物資の受入れ、保管、仕分けを行う。市で困難な場合は、物流業者に委託する。

【地域内輸送拠点】

優先順位	施設名	所在地
1	防災食育センター	福生市熊川1606-1
2	福生市民会館	福生市福生2455

(2) 受入ルール

物資の受入れは、自治体、企業・団体等からのまとまった数量のものを対象とし、本部長の意思決定により必要かつ保存可能なものについてのみ供給を受ける。

第12章 環境・衛生対策

し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速な災害復旧活動を促進するため、「福生市災害廃棄物処理計画」に基づいて適切な処理を実施する。

なお、災害廃棄物の種類は、次のとおりである。

- ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）
- ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
- ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物
- ・被災施設の災害用トイレからのし尿
- ・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。）
- ・その他災害に起因する廃棄物

※通常生活で排出される生活ごみ又は避難所で排出されるごみは災害廃棄物ではなく、通常のごみとして取り扱う。

活動項目	活動を担う組織
第1節 し尿処理	廃棄物対策班
第2節 災害廃棄物処理	廃棄物対策班
第3節 動物愛護対策	廃棄物対策班
第4節 環境保全対策	物資班（環境政策課）、廃棄物対策班

第1節 し尿処理

1 対応方針

上水道が断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、水洗機能の復旧を図る。

下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において避難者数等を把握し、仮設トイレ等の必要数等の計画立案を行う。

2 し尿収集処理計画の立案

廃棄物対策班は、次のようにし尿収集処理計画を立案する。

(1) 災害用トイレの設置計画及び処理

ア 上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における避難者数等から災害用トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握し、災害用トイレの設置計画を立案する。

イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに災害用トイレを設置する。

エ 災害用トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行う。

(2) 設置の基準

災害用トイレの設置基準は、次のとおりとする。

【災害用トイレの基準】

災害発生当初	避難者約50人当たり1基
避難が長期化した場合	避難者約20人当たり1基

※災害時のトイレの個数（目安）（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和4年4月内閣府）

（3） 災害用トイレの調達

災害用トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡を取るとともに、東京都に協力を要請する。また、トイレトーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。

3 災害用トイレの管理及びし尿処理

廃棄物対策班は、次のように災害用トイレの管理及びし尿処理を行う。

（1） 災害用トイレの管理

関係業者等と協力し、災害用トイレの管理を行う。

ア し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

イ 避難所運営組織に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

（2） し尿処理

ア し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の態勢を確定する。

イ 各避難所の避難者数、災害用トイレの設置数及び設置場所、し尿収集車両台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、青梅市し尿処理場へ搬入・処理する。

ウ し尿収集車が確保できない場合には、東京都に応援を要請する。

4 応援要請

廃棄物対策班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。

第2節 災害廃棄物処理

1 処理態勢の確立

廃棄物対策班は、災害対策本部の決定により、福生市災害廃棄物対策本部を設置し、災害廃棄物処理態勢を確立する。

また、必要に応じて西多摩衛生組合及び組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部を組織する。

2 災害廃棄物処理実行計画の策定

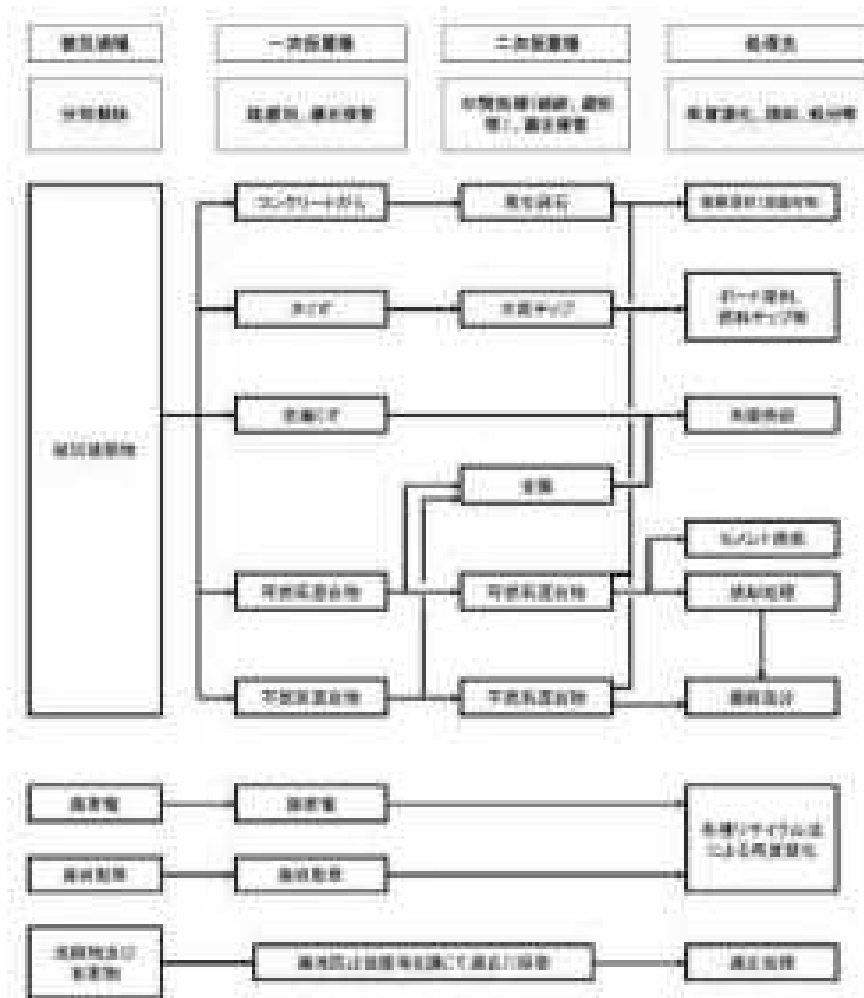
廃棄物対策班は、福生市災害廃棄物処理計画や国の指針等に基づき、災害廃棄物の発生量要処理量、処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針等を決定し、福生市災害廃棄物処理実行計画を策定する。

3 災害廃棄物の処理

(1) 処理のフロー

廃棄物対策班は、次の災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）により、被災建築物を分別解体するとともに、仮置場を設置し、選別、適正保管等を行い災害時においても再資源化を行う。

また、被災した家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）及び自動車については、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物については、適正な保管、処理を行う。



※出典：東京都災害廃棄物処理計画

(2) 仮置場の設置

廃棄物対策班は、被災状況に応じて、災害廃棄物を一時的に集積する一次仮置場を設置する。

二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携も考慮して設置を検討する。

ただし、多摩川緑地福生南公園、多摩川中央公園及び多摩川緑地福生かに坂公園については、河川敷であるため台風や集中豪雨などによる河川の増水により仮置き場として適さない場合を考慮する必要がある。

【仮置場の候補地】

施設名	所在地
多摩川緑地福生南公園	福生市南田園1-1-1
多摩川中央公園	福生市北田園1先
多摩川緑地福生かに坂公園	福生市福生1185-15
武蔵野台公園	福生市武蔵野台1-30
福東グランド	福生市熊川1608

(3) 広報

廃棄物対策班は、市民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、市広報、ホームページ、アプリ、防災行政無線、広報車等を活用して適切な情報を周知する。

- ・発災後の生活ごみの分別、収集方法、収集頻度
- ・避難所における避難所ごみの分別方法
- ・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法
- ・災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等）
- ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止

(4) 東京都への報告

廃棄物対策班は、廃棄物処理施設の被害状況、がれき発生量、災害廃棄物処理事業費等について、東京都環境局へ報告する。

(5) 災害廃棄物処理の進行管理

災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行う。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。

また、把握した情報は、福生市災害廃棄物対策本部や災害廃棄物合同処理本部へ報告するほか、東京都と情報共有を図る。

4 応援要請

廃棄物対策班は、市単独でのがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じて東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。

また、協定に基づき、廃棄物収集運搬委託業者、中間処理委託業者に協力を要請する。

第3節 動物愛護対策

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関して、東京都や東京都獣医師会等関係団体との協力関係を構築する。

1 被災地における動物保護

廃棄物対策班は、東京都や東京都獣医師会等関係機関をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

盲導犬、介助犬等を除いた動物の避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。

また、同行避難した動物は、飼養者自らが持参したケージ、餌等による自己管理を原則とする。廃棄物対策班は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

- (1) 同行避難動物の飼養場所等の確保
- (2) 避難所等における動物の飼育飼養状況の把握及び東京都・関係団体への情報提供
- (3) 避難所への資材の提供、獣医師の派遣等
- (4) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (5) 避難所等における動物の適正飼養の指導等
 - ア 避難所でのペットの適正管理、衛生管理に注意する。
 - イ 避難所運営組織でペットの管理について、協議し、ルールを定めるように努める。
 - ウ 避難所内に盲導犬、介助犬、身体障害者補助犬等と滞在可能なスペースを確保する。
 - エ 逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によって、飼い主への返却を進める。

3 動物愛護の活動

- (1) 東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。
- (2) 東京都では、東京都動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」が配置され、発災後72時間を目途に体制の充実が図られるので、市では東京都と連携して、被災住民への動物愛護に関する情報の提供、被災動物の保護等を実施する。

4 へい獣の処理

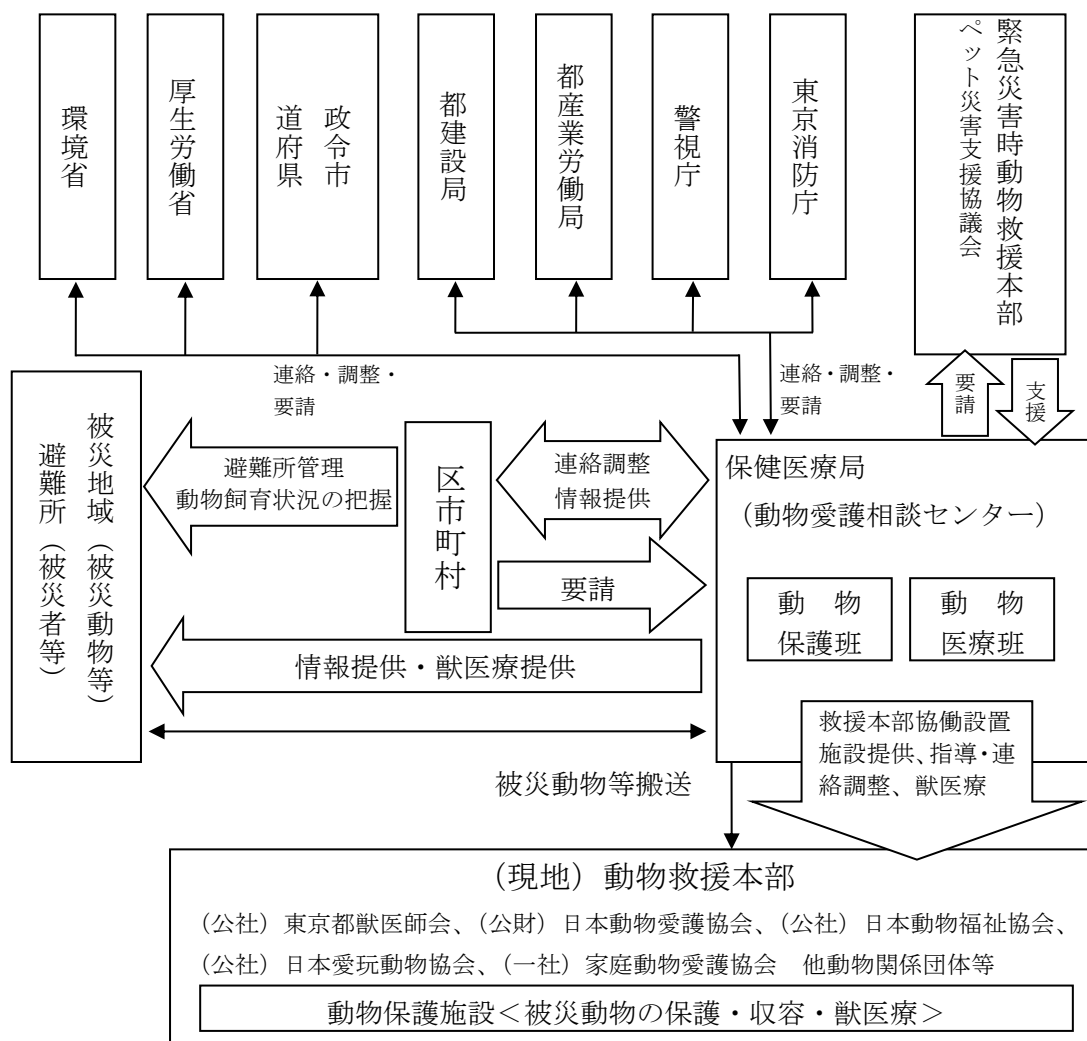
廃棄物対策班は、へい獣発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。収集されたへい獣は、定めた方法に基づき処理する。

5 危険動物逸走時の応急対策

廃棄物対策班は、事故時には、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 住民に対する避難指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設
- (4) 避難住民の保護
- (5) 住民に対する情報提供
- (6) 危険動物逸走の通報受理及び東京都保健医療局への通報
- (7) 関係機関との連絡

【業務の体系】



第4節 環境保全対策

1 初期対応

廃棄物対策班は、被災によって有害物質が漏えいした場合、関係機関への電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 粉じん飛散防止対策

物資班(環境政策課)は、廃棄物対策班と協力して、建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉じん飛散防止対策を指導する。

(2) がれき等の搬出時の飛散防止対策

廃棄物対策班は、がれき等の搬出を行う車両について、運搬時の荷台シートカバーを義務付け

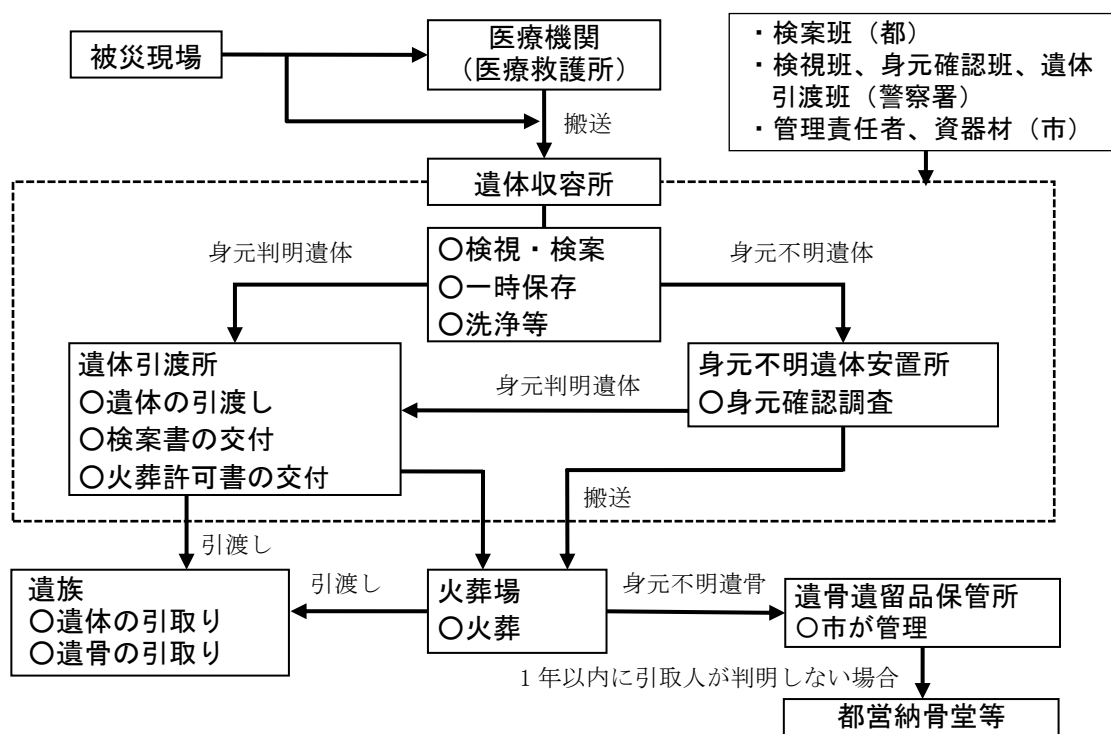
るとともに、水で湿らせる等の飛散防止対策や、その他知事が定める作業基準が守られるよう、必要な措置を講じる。

第13章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

行方不明者や死亡者が発生したときは、捜索、遺体の収容及び火葬等の各段階において、関係機関と連携の上、必要な措置を講じる。また、死者の尊厳に十分配慮した適切な取扱いに留意する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署 市民相談班
第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署 市民相談班、消防班
第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署 市民相談班
第4節 遺体の処理	市民相談班
第5節 火葬	市民相談班

【遺体取扱いの流れ】



第1節 行方不明者の捜索

1 行方不明者の把握

福生警察署と市民相談班は協力して、行方が分からない市民に関する問合せや、捜索依頼届出の受付を行い、行方不明者名簿の作成を行う。名簿作成に当たっては、次の項目について可能な限り詳細に聴き取り、記録する。

【聴き取り項目】氏名、住所、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴

2 行方不明者の捜索

市民相談班は、行方不明者の捜索について災害の規模等の状況を勘案して、消防部、福生警察署、福生消防署、関係機関等の協力、必要に応じボランティアの協力を得て実施する。

3 行方不明者の発見

行方不明者が発見された場合は、福生警察署から捜索依頼者へ連絡する。

4 不明者情報の扱い

市民相談班は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者について、福生警察署、福生消防署等から情報収集を行う。

また、東京都、福生警察署、福生消防署等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより行方不明者の絞込みに努める。

第2節 遺体の捜索・収容

遺体の捜索、収容は、福生警察署及び福生消防署等の関係機関と協力し、実施する。

1 遺体の捜索

福生警察署は、次のように遺体を捜索する。

- (1) 福生消防署、消防班と協力して、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
- (2) 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
- (3) 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。

2 遺体の搬送

市民相談班は、福生警察署及び福生消防署等の関係機関と連携して、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への搬送を行う。

3 遺体の収容

市民相談班は、S & Dフィールド福生（福生市営競技場）管理棟その他の公共施設に遺体収容所を開設する。開設した場合は、東京都及び福生警察署に報告するとともに、住民に周知する。

【遺体収容所候補地】

施設名	所在地	備考
S & Dフィールド福生（福生市営競技場）	福生市福生3232	管理棟

第3節 検視・検案、遺体の身元確認

医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

1 検視・検案態勢の確立

市民相談班、東京都及び福生警察署等は、検視・検案態勢を確立する。

- (1) 東京都は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。
- (2) 福生警察署は、検視班を遺体収容所に派遣し、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。
- (3) 福生市医師会・福生市歯科医師会の医療チーム等は、福生市の要請に基づき、必要に応じ遺体の検視・検案に協力する。

2 現場指揮

検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については、警察署等の検視責任者、検案活動については、東京都の検案責任者の指揮に基づいて行う。

3 遺体の身元確認

福生警察署は身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に福生市に引き継ぐ。

第4節 遺体の処理

1 遺体の処理

市民相談班は、関係機関等の協力を得て、次の遺体の処理を実施する。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 資機材等や車両の調達

なお、ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材を、葬祭業者から調達するほか、東京都に要請する。

また、納棺作業等についても葬祭業者等に要請する。

2 遺体の身元確認

福生警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

市民相談班は、警視庁遺体引渡班の指示に従って、身元が確認された遺体を遺族に引き渡す。

3 遺体の引取り

市民相談班は、検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特例許可書を発行する。

一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は火葬し、身元が判明し次第引き渡す。

第5節 火葬

災害時は、瑞穂斎場において火葬を行うが、被災により斎場等の機能が低下するなどの場合も考慮し、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

1 火葬に関する相談窓口の開設

市民相談班は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、遺体収容所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬手続等の相談に応じる。

遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。

2 火葬許可書の発行

市民相談班は、火葬許可書は、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう態勢を整える。通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

3 広域火葬の実施

市民相談班は、瑞穂斎場等の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。

- (1) 市民に対し、都内全域が広域火葬態勢にあることを周知し、理解と協力を求める。
- (2) 東京都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、東京都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

4 身元が判明しない遺体への対応

市民相談班は、1年以内に遺骨の引取手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。

第14章 ライフラインの応急復旧

ライフラインの機能維持又は早期復旧は、各種復旧活動や被災生活に大きく影響することから、被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施するとともに、各事業者は市民に対して復旧状況等についての情報を提供する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 ライフライン被害状況の把握	防災班 各ライフライン事業者
第2節 上水道	東京都水道局、給水班
第3節 下水道	復旧班
第4節 電力	東京電力パワーグリッド
第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者
第6節 通信	通信事業者

第1節 ライフライン被害状況の把握

防災班は、ライフライン事業者から報告を受け、次の情報を把握する。

- 1 発災直後においては、被害の概況
- 2 初動期においては、被害の状況、復旧作業の見込み
- 3 応急復旧期においては、被害の復旧状況と復旧の見込み

第2節 上水道

東京都水道局は、水道施設の応急復旧を実施する。

1 震災時の活動方針

(1) 給水対策本部の設置

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(2) 情報連絡活動

復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

(3) 復旧活動

ア 首都中枢機関及び災害拠点病院等への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。

ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、

あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

オ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

カ 必要に応じて福生市への技術支援を実施する。

(4) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、福生市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

(5) 広報活動

福生市（給水班）は、東京都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

2 応急対策

(1) 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を行う。

3 復旧対策

(1) 管路の復旧計画

復旧に当たっては、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、順次、復旧作業を進める。なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(2) 給水装置の復旧活動

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

ウ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。

エ なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第3節 下水道

復旧班は、下水道施設の応急復旧を実施する。

1 活動体制

下水道施設の二次災害が発生するおそれがある場合又は拡大が予想される場合は、直ちに施設

の稼働の停止又は制限を行う。

復旧班は、保有する資機材等で応急復旧を実施し、必要に応じ東京都、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

2 応急復旧対策

- (1) 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 下水道施設の被害状況を迅速に調査し、応急復旧を実施するとともに、汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

3 広報

復旧班は、秘書広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供し、市民に対しても公共下水道及び流域下水道の被害状況、復旧状況、施設の被害に伴う下水道の使用自粛についての広報活動に努める。

4 東京都下水道局の対策

東京都が管理する流域下水道幹線・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、関係部署の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。また、東京都下水道局流域下水道本部等との連携により、被害、復旧、下水道の使用自粛及びし尿処理態勢などの広報活動を行う。

第4節 電力

東京電力パワーグリッド株式会社は、電力施設の応急復旧を実施する。

1 震災時の活動体制

(1) 非常態勢の組織

非常態勢の組織は、本社及び本社が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として編制し、非常態勢の発令に基づき設置する。

なお、供給区域内（東京都の島しょは除く。）で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

(2) 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本（支）部に参集する。なお、供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(3) 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合又は供給区域内で震度6弱以上の地震の発生により、非常災害対策本（支）部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策本（支）部の下で行う。

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関等相互の流用又は本社対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保することを原則とする。

イ 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約している業者の車両、船艇、ヘリコプター等により行うことを原則とする。

(2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
通信設備	可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

3 広報

市災害対策本部に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても感電事故防止のための周知、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第5節 都市ガス等

武陽ガス株式会社は、都市ガス施設の応急復旧を行う。

1 活動体制

地震が発生した場合、社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力の下に災害応急対策を実施する。

2 二次災害防止措置

都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがある場合は、ブロック単位でガス供給を停止する等の危険防止措置を講じる。

3 応急復旧対策

ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策に当たる。

- (1) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- (2) 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- (3) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管の設置等により対応する。

4 広報

福生市災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

5 LPガス

各LPガスの供給業者は、LPガスの被害調査及び復旧作業を実施する。

また、震災により、都市ガス施設に被害が生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力してLPガスを救援物資として避難所等への供給する際には、福生市もこれに協力するよう努める。

第6節 通信

通信事業者は、通信施設の応急復旧を実施する。

1 震災時の活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、市本部、東京都等の各防災関係機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

また、各社は災害時の安否確認等のサービスの運用を開始する。

3 復旧対策

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

4 広報

各社は、市災害対策本部に通信施設の被害状況、ふくそう状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第15章 公共施設等の応急・復旧対策

各施設の管理者は、災害対策の実施や市民生活の復旧のため、管理する公共施設等の応急・復旧対策を推進する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 道路等の緊急点検	復旧班
第2節 道路・橋りょう	復旧班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 関東地方整備局相武国道事務所
第3節 河川	関東地方整備局京浜河川事務所
第4節 危険箇所等	復旧班 防災班
第5節 鉄道	J R 東日本
第6節 社会公共施設	建築班、各施設管理者

第1節 道路等の緊急点検

復旧班は、地震発生後、公共施設等の緊急点検を実施する

1 道路・橋りょう

緊急点検	道路・橋りょうの被害、障害物等の状況、上水道漏水による道路陥没箇所など通行不能箇所を把握する。
他の道路管理者への通報	市道以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、当該道路管理者（相武国道事務所、東京都建設局西多摩建設事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。
道路交通の確保	危険箇所が発生した場合、直ちに福生警察署に連絡の上、交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。
障害物除去	被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去等の緊急措置を講じる。また、市道以外の道路については、事態が緊急を要する場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じ、当該道路管理者にその旨を報告する。

2 河川、水路等

被害状況の把握及び通報	護岸の被害、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる障害物など二次災害が懸念される危険箇所の早期発見に努める。
河川管理者、水路管理者への通報	所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所、東京都建設局西多摩建設事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。
応急復旧	事態の緊急性に応じ障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

3 危険箇所等

がけ崩れ、土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難指示、道路通行規制及び応急措置を講じる。

第2節 道路・橋りょう

復旧班は、被害を受けた道路・橋りょう施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、市

民に対して復旧状況等についての情報を提供する。また、道路・橋りょうの交通機能の維持・回復に努める。

1 市道

(1) 活動概要

被災した道路について、優先度の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策

ア 道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

被災状況の把握を行い、道路・橋りょう等の応急復旧方法を検討する。

イ 応急復旧工事

復旧範囲を決定した上で、補修・補強等の応急復旧工事を協定締結団体等の協力によって実施する。

ウ 道路上の障害物の除去及び処理

緊急車両の通行及び応急活動に支障を来す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

エ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集

東京都、関東地方整備局、福生警察署と道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

2 都道

東京都建設局西多摩建設事務所は、都道及び緊急道路障害物除去路線等の応急復旧を実施する。

(1) 応急措置

都道や緊急道路障害物除去路線に指定された区市町村道について、東京都建設防災ボランティアなどと連携して被災状況や交通状況などを調査し、必要に応じて点検を行う。

被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

(2) 応急復旧対策

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき実施する。作業内容は、逐次道路の被災箇所において、放置すると二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。そのため、平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、使用できる建設機械等の把握を行う。

3 国道

関東地方整備局相武国道事務所は、国道16号等の応急復旧を実施する。

(1) 応急措置

被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所におけるパトロールカー等による巡視や、ヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努め

る。それら入手した情報を元に、応急復旧並びに必要な応じて迂回道路の選定等の処置を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

パトロールによる巡視結果等を基に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

第3節 河川

関東地方整備局は、多摩川の河川施設の応急復旧を実施する。

1 災害時の応急措置

発災後直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所への被災の発見に努め、破損等の被害を受けた場合には、特に、多摩川の氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

一方、東京都及び福生市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

2 緊急に復旧すべき施設

- (1) 堤防等の被災で堤内地側の民家等に被害が及んでいる箇所
- (2) 被災により計画高水位以下となった堤防の被災箇所
- (3) 水位観測所等の河川管理施設
- (4) その他甚大な被害箇所

第4節 危険箇所等

1 応急措置及び応急復旧対策

復旧班は、崖崩れ、土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難指示、道路通行規制を実施し、応急的な安全対策を講じ、二次災害の防止に努める。

2 情報収集・報告

防災班は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告する。

第5節 鉄道

JR東日本は、鉄道施設の応急復旧を実施する。

1 災害時の活動

防災業務計画に基づき、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送などの災害対策活動を実施する。

2 発災時の安全確保

- (1) 災害対策本部を設置し活動体制を確立するとともに、情報通信連絡態勢を確保する。
- (2) 列車及び旅客の安全を確保するために運転規制を実施する。

- (3) 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- (4) 駅利用者に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた安全な場所まで誘導する。
- (5) 列車内の乗客に対しては、駅長（運転司令）と連絡の上、安全な場所へ誘導する。
- (6) 踏切の遮断による道路交通の混乱を防ぐため、運転規制や踏切での誘導など、必要な措置を講じる。

3 事故発生時の救護活動

事故が発生した場合は、関係機関と協力し、負傷者の救護を優先に実施する。また、併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずる。

4 復旧計画の作成

速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。そして、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

5 広報

市災害対策本部に各施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

第6節 社会公共施設

1 社会公共施設等の応急危険度判定

応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等の管理者は、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

(1) 市有の公共建築物

建築班は、市有の建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

また、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

(2) 市有以外の社会公共施設

各施設の管理者は、社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その際、判定が困難な場合は、東京都又は市に判定実施の支援を要請する。

2 各医療機関

各医療機関の施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命確保を最重点に対応する。また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取るなど万全を期する。

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等の責任者は、施設の応急復旧を実施する。

- (1) 被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、市等関係機関に連絡し援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

4 学校施設

(1) 応急対策

校長は、次のとおり発災時に応急対策を実施する。

ア 児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

イ 自衛消防隊など、防災に係る組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

エ 学校施設が、避難所になった場合は、「避難所運営マニュアル」に則り、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置を取る。

オ 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 復旧対策

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、校長及び東京都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断が生じないように努める。

5 文化財施設

(1) 応急対策

文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに教育委員会に通報するとともに被害の拡大防止に努める。文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会に報告する。

また、関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

(2) 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、東京都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等は、修復等について協議を行う。

第16章 応急生活対策

震災後の被災者の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、東京都と協力して速やかに被災住宅の応急危険度判定、住宅の確保対策の実施、被災者の生活再建支援、義援金の受入れ、各種支援制度の活用などを図る。

活動項目	活動を担う組織
第1節 応急危険度判定の実施	建築班
第2節 住家等被害認定調査・り災証明書等の発行	被害認定調査班
第3節 住居障害物の除去	復旧班
第4節 被災住宅の応急修理	建築班
第5節 応急仮設住宅の供給	建築班
第6節 災害弔慰金等の支給	市民相談班、福生市社会福祉協議会
第7節 義援金の受入れ・配分	出納班
第8節 被災者相談	市民相談班
第9節 各種支援制度の活用	関係各班
第10節 職業のあっせん	
第11節 租税等の徴収猶予及び減免等	

第1節 応急危険度判定の実施

1 被災住宅の応急危険度判定

建築班は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき建築物の応急危険度判定を実施する。

【応急危険度判定の実施方法】

応急危険度判定作業の準備	(1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画 (2) 応急危険度判定員受入名簿への記入と判定チームの編成 (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 (4) 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	応急危険度判定員有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。
応援要請	福生市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により周知を図る。

2 被災宅地の危険度判定

建築班は、二次災害防止のため、崖崩れ等の危険がある場合、東京都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。判定結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙等により、居住者・歩行者に周知を図る。

第2節 住家被害認定調査・り災証明書等の発行

1 住家被害認定調査

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者生活再建支援の基礎となる。被害認定調査班は、「住家被害認定調査実施マニュアル」に基づき、適正な判定を実施する。

調査の区分は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査員が不足する場合は、東京都を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

なお、調査結果は、被災者生活再建支援システムで管理するとともに、東京都に報告する。

【調査区分と内容】

区分	内容
第1次調査	・外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	・第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 ・外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	・第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合に実施する。 ・依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

2 り災証明書の発行

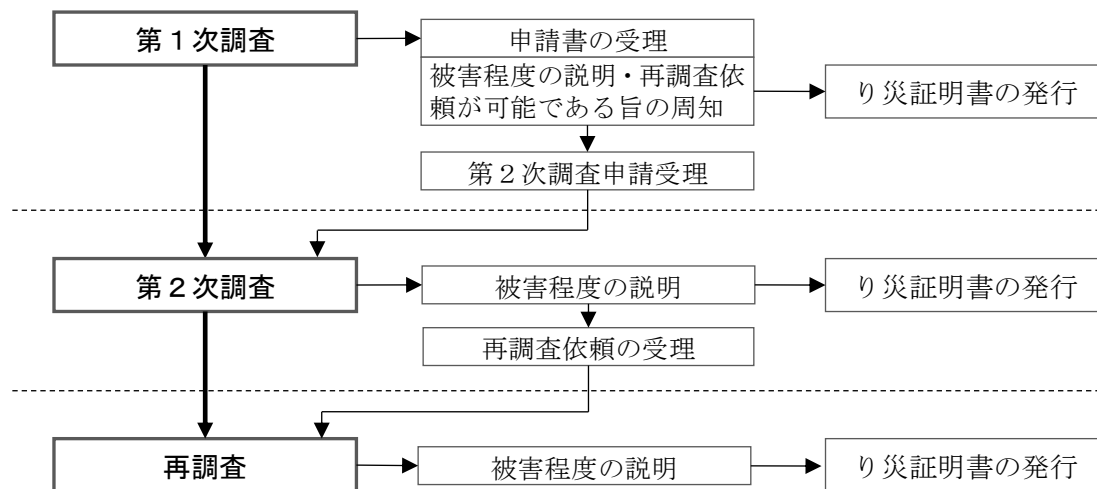
(1) 発行の流れ

被害認定調査班は、被災者生活再建支援システムを活用し、被災者からの申請に基づきり災証明書を発行する。

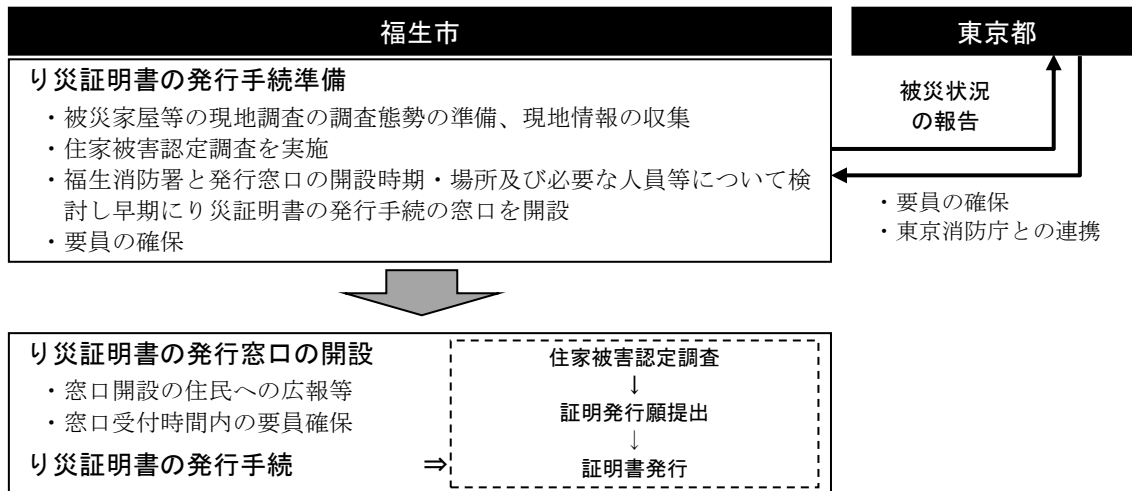
発行態勢について、福生消防署に情報提供するとともに窓口支援を依頼する。

また、福生消防署は火災による被害状況調査の情報について福生市と可能な範囲で共有する。

【調査から発行までの流れ】



【発行態勢】



(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所
(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明 イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 中規模半壊、(エ) 半壊、(オ) 準半壊、 (カ) 準半壊に至らない(一部損壊)、(キ) 流失、(ク) 床上浸水、 (ケ) 床下浸水	

(3) 証明手数料

手数料は免除する。

(4) り災証明書様式

り災証明書の様式は、「資料-18 り災証明書〈P284〉」のとおりとする。

3 被災届出受理証の発行

被害認定調査班は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、住家の附帯物（雨どい、カーポート、塀、門扉等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災届出受理証を発行する。

また、居住していない住家の所有者からの申請についても、同様の措置を取る。

被災届出受理証の様式は、「資料-19 被災届出受理証〈P285〉」のとおりとする。

第3節 住居障害物の除去

復旧班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。

【住宅障害物除去の方法】

除去の対象者	1 崖崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障を来している者 2 自らの資力をもってしては除去できない者
除去作業	1 復旧班は、協定締結団体等の協力の下に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の

	復旧活動に支障を来さない範囲とする。
応援要請	協定締結団体等の資機材及び人材が調達・あつせんできない場合は、防災班を通じ東京都へ要請する。

第4節 被災住宅の応急修理

建築班は、福生市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。

【被災住宅の応急修理の方法】

応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
対象者の調査及び選定	東京都の委任により、福生市で行う被災者の資力その他生活条件の調査及びり災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。
修理の方法	<p>1 修理 東京都が、次の協定を締結した団体があつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、福生市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人東京建設業協会 ・全国建設労働組合総連合東京都連合会 ・一般社団法人災害復旧職人派遣協会 <p>2 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。</p> <p>3 期間 原則として災害発生の日から3か月以内に完了する。</p>
応急修理後の事務	応急修理を実施した場合は、東京都及び福生市は必要な帳票を整備する。

また、「住宅の緊急の修理」として、住宅が被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、福生市は、被災者からの申込みに基づき、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼する。

第5節 応急仮設住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者に一時提供型住宅（公的住宅の活用）、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）又は建設型応急住宅による応急的な住宅を供給する。

2 応急仮設住宅の供給

（1）公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給

福生市に災害救助法が適用された場合、建築班は、東京都と協力し、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

【公的住宅の要請方法】

提供可能戸数の把握	福生市の公的住宅の空き住戸で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。
-----------	---------------------------------------

必要住宅戸数等の把握	住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数等必要な事項を把握する。
援助要請	都営住宅、独立行政法人都市再生機構・東京都住宅供給公社、他区市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。

(2) 賃貸型応急住宅の供給

建築班は、東京都が関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供することに協力する。

(3) 建設型応急住宅の供給

東京都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設型応急住宅の供給方法】

建設候補地の確保	福生市は、応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に従って決定する。 ア 当面利用目的が決まっていない公共用地 イ 都市公園 ウ 民間の遊休地
建設地	東京都は建設候補地の中から建設地を選定する。 行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通を行う。
構造及び規模等	平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、建設型応急住宅の供給に努める。
建設工事	災害発生の日から20日以内に着工する。 東京都は、次の協定を締結した団体があっせんする建設業者に建設工事を発注する。必要に応じ他の建設業者に発注する。 ・一般社団法人プレハブ建築協会 ・一般社団法人東京建設業協会 ・一般社団法人全国木造建設事業協会 ・一般社団法人日本木造住宅産業協会 工事の監督は、東京都が行う。これによりがたい事情がある場合には福生市に委任する。
その他	福生市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して指導を行う。

3 入居資格

入居対象者は、災害時において福生市に居住し、次の各号の全てに該当するもののほか、東京都知事が必要と認めるものとする。

- | |
|--|
| (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者
(2) 居住する住家がない者
(3) 自らの資力では住家を確保できない者 |
|--|

4 入居者の募集・選定

入居者の募集・選定は、次のように行う。

- (1) 東京都は、入居者の募集計画を策定し福生市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募

集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通し合うものとする。

- (2) 建築班は、東京都から住宅の割り当てを受けて、被災者に対し募集を行う。
- (3) 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき建築班が入居者の選定を行う。

5 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- (1) 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- (2) 建築班は、入居者の管理を行うとともに、入居者について必要な帳票を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

第6節 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金・災害見舞金の支給

市民相談班は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、福生市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第43号）等により、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

2 災害援護資金等

市民相談班は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害において災害援護資金を貸し付ける。

福生市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には、低所得者層を対象に生活福祉資金を貸し付ける。

3 被災者生活再建支援金の支給

市民相談班及び東京都は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第7節 義援金の受入れ・配分

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入態勢を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

1 受入窓口の決定等

(1) 窓口の決定

出納班は、東京都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 受入れ及び管理

福生市に直接義援金が贈られた場合、出納班は贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

2 配分

(1) 義援金配分委員会

福生市は、東京都及び日赤東京都支部等と協議の上、福生市町会長協議会、福生市民生委員・児童委員、福生市社会福祉協議会、福生市等の代表で構成する福生市義援金配分委員会(以下この項において「市委員会」という。)を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

(2) 配分

市委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮し、配分の対象、金額、時期、方法等の基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として福生市が行う。

3 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金の取扱い

(1) 義援金の募集・受付

東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会(以下この項において「都委員会」という。)に報告するものとし、出納班が都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

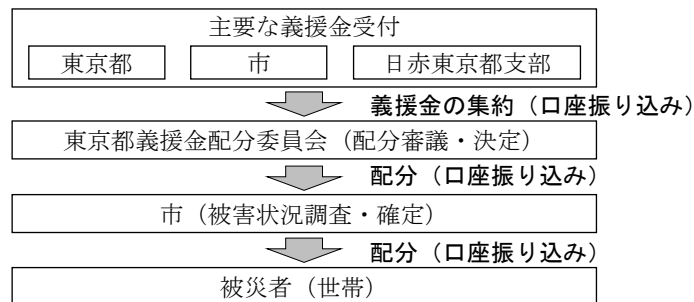
(2) 義援金の配分・受入れ

出納班は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。

(3) 義援金の支給

出納班は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

【義援金受付・配分の流れ】



第8節 被災者相談

被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

1 相談の実施

(1) 被災者総合相談窓口

市民相談班は、市役所に被災者総合相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。

【各班の相談内容】

班名	相談内容
企画班	○ 都市・生活復興計画に関する事。
避難所統括班	○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関する事。
要配慮者対策班	○ 被災者救護、要配慮者支援に関する事。 ○ 要配慮者の安否確認に関する事。
医療救護班	○ 被災者の医療・健康管理等に関する事。 ○ 衛生管理・防疫等に関する事。
物資班・復旧班	○ 救援物資の受入れ・保管、生活道路の確保、物資の搬入・搬送に関する事。
廃棄物対策班	○ ごみ・がれきの収集に関する事。
給水班・給食班・復旧班	○ 応急復旧活動に関する事。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関する事。
建築班	○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関する事。
市民相談班	○ 遺体の安置に関する事。 ○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関する事。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 ○ 避難者情報、安否情報の提供に関する事。 ○ 行方不明者等の捜索等に関する事。
被害認定調査班	○ り災証明書発行に関する事。

(2) 避難所等における相談

市民相談班は、必要に応じて避難所等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望、苦情等の聞き取りを行う。なお、女性からの相談を受けられるよう配慮する。

また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。

2 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

市民相談班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、被災者生活再建支援システム上に構築し、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

市民相談班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 福生市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

3 安否情報の提供

市民相談班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

4 警察署、消防署、ライフライン等各防災関係機関の相談

防災関係機関は、次のとおり被災者相談を行う。

【相談内容】

福生警察署	相談所の開設等による困りごと相談等の受理に当たる。
福生消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。
ライフライン事業者	必要に応じて電気、ガス、JR等の交通機関に対して、市の相談窓口へ担当者を派遣し、災害相談業務に当たるよう協力を要請する。

第9節 各種支援制度の活用

福生市は、国、関係機関が所管する様々な制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再建を支援する。

【被災者への支援制度】

区分	支援制度
経済・生活面の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活福祉資金制度による各種貸付 ○ 小・中学生の就学援助措置 ○ 児童扶養手当等の特別措置 ○ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免・猶予等 ○ 国民年金保険料免除申請の受付 ○ 雇用保険の失業等給付など
住まい確保・再建のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活再建支援制度 ○ 災害復興住宅融資等独立行政法人住宅金融支援機構の融資 ○ 公営住宅、特定優良賃貸住宅への入居 ○ 宅地防災工事資金融資など
中小企業・自営業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業の再建資金 天災融資制度、(株)日本政策金融公庫による資金貸付 ○ 中小企業の再建資金 災害復旧貸付、高度化事業（災害復旧貸付） 経営安定関連保証4号（セーフティネット保証4号）、災害関係保証 ○ 再就職支援 職場適応訓練費の支給

第10節 職業のあっせん

国（東京労働局）及び東京都と連携し、被災者に対する職業のあっせんと迅速に実施する。このため、福生市は、被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

第11節 租税等の徴収猶予及び減免等

国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。このため、福生市は、

市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

第17章 要配慮者対策

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。また、社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、福祉施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 要配慮者の被災状況の把握	要配慮者対策班
第2節 被災した要配慮者への支援活動	要配慮者対策班、医療救護班 市民相談班
第3節 社会福祉施設の応急対策	施設の管理者

第1節 要配慮者の被災状況の把握

1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

要配慮者対策班は、自主防災組織、福生市民生委員・児童委員、福生市消防団、福生市社会福祉協議会、ボランティア、ケアマネジャー等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿等の活用により、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに被災状況の把握に努める。

また、在宅療養者、保護者を失う等の要保護児童の早期発見、保護に努める。

2 避難における要配慮者への対策

第2編第2部第9章第5節「避難における避難行動要支援者への対策」(P113)による。

第2節 被災した要配慮者への支援活動

1 福祉ニーズの把握

要配慮者対策班は、被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。

2 在宅福祉サービスの継続的提供

要配慮者対策班は、次のとおり福祉サービスを継続する。

- | |
|---|
| (1) 被災した高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
(2) デイサービス、デイケア、ショートステイ等の早期再開を支援し、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。 |
|---|

3 要配慮者の施設への緊急入所

要配慮者対策班は、居宅、避難所等で生活が困難な高齢者、障害者等について、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続を実施する。

4 情報提供

要配慮者対策班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

5 在宅療養者への対応

要配慮者対策班及び医療救護班は、在宅療養者の状況を把握し、医療機関、関係団体、事業者等と連携して、バッテリーの確保、医療機関への搬送等の措置を取る。

6 外国人への情報提供・相談窓口の設置

市民相談班は、市内公共施設に災害時外国人支援センターを設置し、外国人への情報提供及び生活相談を実施する。相談に当たっては、東京都外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。

また、福生市災害ボランティアセンター、防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステム等を活用して語学ボランティアを要請する。

第3節 社会福祉施設の応急対策

社会福祉施設の管理者は、平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保などを図る。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、要配慮者対策班に報告する。(2) 施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、応急仮設施設の建設又は、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を利用する。 |
|---|

第18章 応急教育・応急保育対策

市立学校、保育園等では、災害時には児童・生徒、園児等の安全を確保し、適切に保護・引渡しを行う。また、被災後は、安否確認や施設の確保を行い、速やかに教育活動及び保育活動の再開を図る。

活動項目	活動を担う組織
第1節 応急教育	福生市、教育委員会
第2節 応急保育等	福生市
第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場	福生市

第1節 応急教育

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置を取る。

1 学校の応急対策

福生市及び福生市教育委員会は、平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置を取る。

- | |
|--|
| (1) 福生市教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
(2) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。 |
|--|

2 応急教育の実施

福生市及び福生市教育委員会は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。

【応急教育の内容】

応急教育の実施	(1) 校長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、福生市教育委員会に連絡する。 (2) 福生市教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 (3) 福生市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。 (4) 福生市教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。 (5) 校長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。 (6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。 (7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。 (8) 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
---------	---

	<p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援態勢について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援態勢について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p>
健康管理等	被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、東京都教育委員会等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。
学校給食の措置	<p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食センターで応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 学校給食センターが被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p>

3 学用品等の給与

学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小・中学校の児童・生徒に対する給与は福生市が行う。なお、知事が職権を委任した場合は、市長が教育委員会及び校長等の協力を得て、調達から給与までの業務を行う。

【学用品等の供給内容】

給与（支給）の対象	住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小・中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。
学用品給与の方法	<p>(1) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。</p> <p>(2) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。</p>
学用品給与の費用限度	<p>(1) 教科書（教材を含む。）の実費</p> <p>(2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額</p>

4 学校納付金等の減免

福生市は、被災した児童・生徒に対する給食費、教材費等の学校納付金について減免の適用を図る。

第2節 応急保育等

1 保育園

(1) 園児、職員の安全確保

被災後、園長は園児、職員の安否確認を行い、必要に応じて園児等の救護、保護、避難措置を実施する。また、速やかに保護者へ連絡し引渡し準備を実施する。

(2) 応急保育の区分

各保育園等は、災害によって施設が損傷し、通常の保育が実施できない場合は、福生市と連携し、施設の応急復旧の状況、保育士・保育園児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案して、応急保育を実施する。

(3) 施設、職員の確保

各保育園等は、施設や保育士の被災等によって通常の保育が実施できない場合は、次の方法をもって応急措置を講じる。

- | |
|--|
| <p>(1) 保育園長は、災害対策本部と連携して、公共施設等に応急保育の実施場所を確保する。</p> <p>(2) 防災班は、保育士の不足により応急保育の実施に支障がある場合は、他の保育園との連携、応急職員の緊急派遣を東京都に要請する。また、必要に応じてボランティアの要請を検討する。</p> |
|--|

(4) 健康管理等

各保育園等は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 幼稚園

幼稚園は、保育園に準じた安全確保等を実施する。

第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場

1 児童、学童の安全確保

被災後、職員は児童、学童の安全を確保するとともに必要に応じて避難所等の安全な場所に誘導する。被災の状況により、児童、学童を帰宅させることが危険であると認めるときは、保護者への引渡しが可能となるまでの間、施設に待機させ、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備を行う。また、状況に応じて職員が引率し帰宅させる。

2 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場の再開

市は、学校の応急教育の開始、児童館、学童クラブの応急復旧、活動実施場所の確保等を踏まえて児童館活動、学童クラブ及びふっさっ子の広場の再開に努める。

第19章 ボランティアの受入対策

福生市及び福生市社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」(以下この章において「協定」という。)に基づき相互に連携するとともに東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関及びNPO等と協力し、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた協力関係を構築して、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

活動項目	活動を担う組織
第1節 一般ボランティアの受入れ	要配慮者対策班、福生市社会福祉協議会
第2節 登録ボランティアの受入れ	職員班
第3節 専門的なボランティアの確保	職員班

第1節 一般ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ

福生市社会福祉協議会は、協定に基づき福生市福祉センターに福生市災害ボランティアセンター(以下この節において「ボランティアセンター」という。)を設置し、次の活動を行う。

【ボランティアセンター設置場所】

優先順位	施設名	所在地
1	福生市福祉センター	福生市南田園1-13-1
2	さくら会館	福生市牛浜163

【ボランティアセンターの内容】

設置基準	(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき。 (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき。 (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき。
活動内容	各部は、次のような活動内容についてボランティアの協力を得る。 (1) 被災者に対する炊き出し (2) 救援物資の仕分け・配布 (3) 高齢者・障害者など要配慮者の介助 (4) 避難所内における給食・清掃などの運営補助 (5) 要配慮者などのニーズ把握や安否確認 (6) その他被災者に対する支援活動
人材の確保	要配慮者対策班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。
ボランティアの派遣	ボランティアセンターは、要請等に基づき、避難所等で活動するボランティアを派遣する。

2 活動支援態勢

要配慮者対策班は、次の支援を行う。

【ボランティアセンターへの支援】

活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。
災害情報の提供	防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及

	び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
情報の共有	地元や被災地外からのNPO・NGO等のボランティア団体と情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
調整事務の経費の負担	災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時間外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。

第2節 登録ボランティアの受入れ

職員班は各部と調整し、東京都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティアの派遣要請・受入れを行う。語学ボランティアについては、防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステムを活用する。

また、東京都（総務局総合防災部）を通じて国土交通省関東地方整備局（企画部防災課）へ防災エキスパートの支援要請を行う。

なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行う。

【東京都防災ボランティア等】

登録ボランティア	活動内容	東京都の所管
応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。	都市整備局
被災宅地危険度判定士	災害対策本部が設置される災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し危険度を判定する。	都市整備局
語学ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を生かし被災外国人等を支援する。	生活文化スポーツ局
建設防災ボランティア	東京都建設局所管施設の点検・管理業務支援、公共土木施設等の被災状況の把握等	建設局
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置等を実施	警視庁

【防災エキスパート】

活動内容	所管
災害復旧の経験者を災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、迅速な災害復旧事業の促進に寄与する。	国土交通省 関東地方整備局

【東京消防庁災害時支援ボランティア】

活動内容	所管
東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防活動への支援を行う。	東京消防庁

【赤十字ボランティア】

分類	活動内容
赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート

赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援
赤十字エイドステーション (帰宅支援ステーション)	都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション(支援所)を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う。

第3節 専門的なボランティアの確保

職員班は、各部からの要請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを要請するとともに、福生市ホームページ等を活用して募集する。

【必要とされる専門ボランティアの例】

活動区分	技能・資格
医療救護	看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等
保健・福祉	栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等
災害相談	弁護士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等

第20章 応急公用負担等

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるとき、一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用又は収用し、さらには、区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

活動項目	活動を担う組織
第1節 実施責任者	防災班、消防班
第2節 応急公用負担等の要領	防災班、消防班
第3節 損失補償及び損害補償等	防災班、消防班

第1節 実施責任者

- 1 応急公用負担等の権限の行使は市長が行う。
- 2 市長若しくは、市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- 3 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防職員又は消防団員が行う。
- 4 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者が行う。

第2節 応急公用負担等の要領

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

市長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域内の住民、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。 2 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。 3 区域内の他人の土地、竹木、その他の物件を使用又は収用し、処分すること。
消防職員・団員等	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員・消防団員 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの土地を使用し、処分又は使用を制限すること。 (2) 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助その他の消防活動に従事させること。 2 消防署長 <p>延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。</p> 3 水防管理者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水防現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは、器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。 (2) 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民、又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

第3節 損失補償及び損害補償等

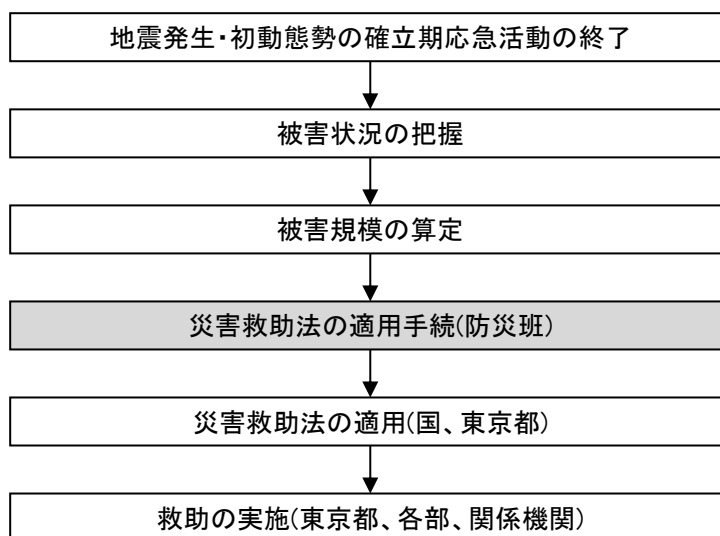
- 1 区域内において物的公用負担により通常生ずべき損失があった場合は、損失補償を行う。
- 2 区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させたことにより、死傷等をしたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の定めに従い損害補償する。

第21章 災害救助法の適用

被害状況を詳細に把握・報告するとともに、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

活動項目	活動を担う組織
第1節 詳細被害状況の調査	防災班
第2節 被害状況の報告	防災班
第3節 災害救助法の適用手続	防災班、関係各部

【応急対策の流れ】



第1節 詳細被害状況の調査

1 被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

- | |
|--|
| (1) 各部・各班は、所管の被害状況を調査し、防災班へ報告する。
(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに防災班へ報告する。 |
|--|

2 把握する内容

防災班は、緊急対応が終了した段階から、平常時の各部・課と連携し、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

【被害情報の内容】

区分	把握する内容
人的被害	(1) 死者、行方不明者の状況 (2) 負傷者の状況
住家被害	(1) 全壊・半壊・一部損壊の状況 (2) 応急危険度判定
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）

その他被害	(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、橋りょうの被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
被害金額	(1) 公共文教施設の被害金額 (2) 農業施設の被害金額 (3) その他公共施設の被害金額 (4) 農林、商工の被害金額

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

防災班は、救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票を作成する。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法について習熟する。

第2節 被害状況の報告

1 被害状況等報告

防災班は、災害救助法に基づく「災害報告」として、災害発生の時間経過に併せ、東京都に対して発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となる。

報告の方法	東京都災害情報システム、東京都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
-------	---

2 収集・報告に当たって留意すべき事項

<p>(1) 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。</p> <p>(2) 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。</p> <p>(3) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、東京都等に応援を求めて実施する。</p> <p>(4) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。</p>

3 救助実施状況の報告

防災班は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、東京都に報告する。

第3節 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用基準

福生市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 福生市の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、福生市の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

※被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流出等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。

2 災害救助法適用手続

福生市長は、福生市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、東京都に災害救助法の適用手続を行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなるが、関係各班は防災班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

- (1) 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- (2) 適用申請（福生市長から東京都知事へ）
- (3) 適用（災害救助法による救助の実施）通知（東京都知事から福生市長へ）
- (4) 災害救助法による救助の実施指示（福生市長〈本部長〉から関係各部へ）

3 救助の実施者

災害救助法適用後の救助業務は、東京都知事が実施者となり、福生市長は、東京都知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

なお、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく東京都知事による救助を行うことができないときは、福生市長が自ら救助に着手し、その状況を直ちに東京都知事に報告し、その後の処理について東京都知事の指示を受ける。

4 救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具若しくは資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の搜索及び処理

5 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は「資料-17 災害救助法による救助の内容等〈P280〉」のとおりとする。

第22章 激甚災害の指定

市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この章において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

活動項目	活動を担う組織
第1節 激甚災害の調査	企画班
第2節 激甚災害指定の手続	企画班
第3節 特別財政援助の交付（申請）手続	企画班

第1節 激甚災害の調査

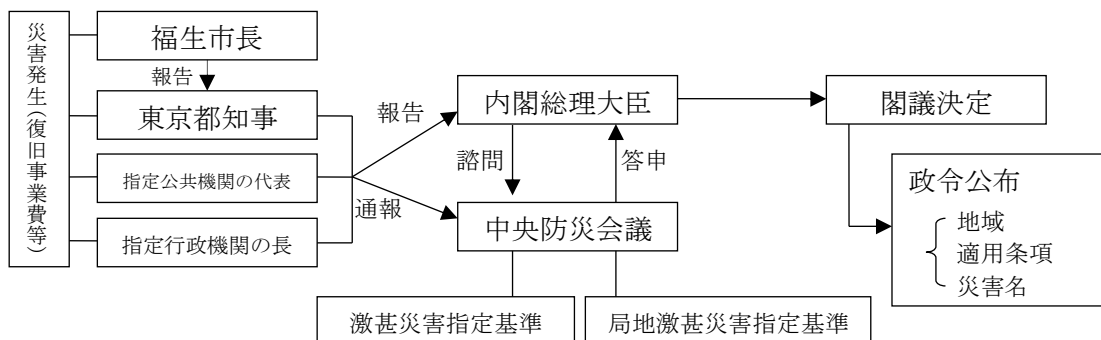
福生市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査して東京都に報告する。

東京都は、福生市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第2節 激甚災害指定の手続

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、福生市の要請により、東京都は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続を取る。

【激甚災害の指定手順】



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

第3節 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、福生市は速やかに関係調書を作成し、東京都に提出する。東京都はこれを受け、事業の種別ごとに法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

第23章 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、おおむね100から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

気象庁では南海トラフで異常な現象が観測された場合に、地震発生の可能性の高まりについて「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。

そのため、当該情報が発表された場合の福生市の対応を定めるものとする。

第1節 基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は、震度5弱程度であり立川断層帯地震と比べると影響は小さく、さらに、福生市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。

そのため、地震への災害予防及び応急対策は、第1部から第2部までで対応することを基本方針とする。

また、気象庁の発表する「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合は、社会的混乱が発生するおそれがあるため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（内閣府 平成31年3月29日）に準拠した対応を取るものとする。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

1 情報の種類

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

特に、「南海トラフ地震臨時情報」には、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

【南海トラフ地震に関連する情報】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）

【南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード等と各キーワードを付記する条件】

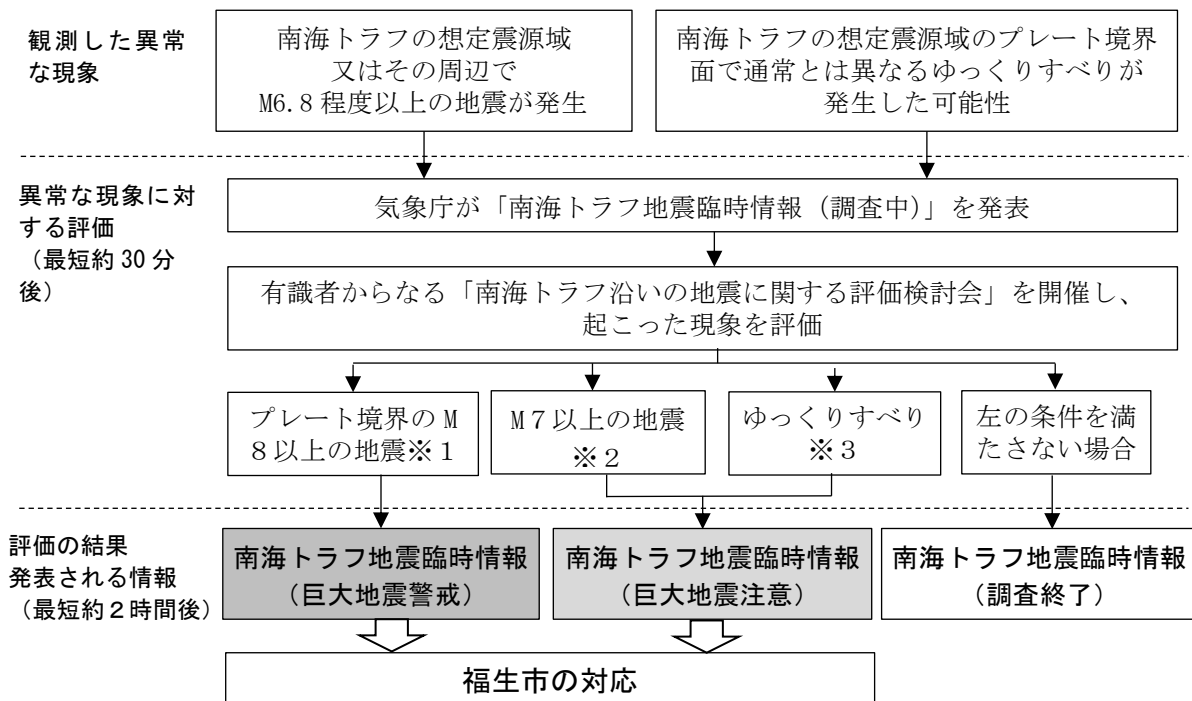
キーワード	内容
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

	・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 情報の流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりとなっている。

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、福生市は、第3節に示した対応を取る。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第3節 福生市の基本対応

南海トラフで異常現象（先発地震）が発生し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、福生市は、次の対応を取る。

（1）市民への広報

南海トラフ地震での地震に備え、室内の危険防止、水のくみ置き、備蓄の確認等呼び掛ける。

(2) 避難への対応

土砂災害警戒区域に含まれない公共施設を避難場所として指定し、区域内の住民に対し自主的な避難を促す。

なお、避難の期間は、おおむね1週間から2週間程度とされる。

第 3 部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

大規模な被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

第1節 生活復興

市民のくらしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

1 生活復興の目標

- (1) 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が実際の状況の下で、それに適応したくらしを構築していくことができるようにする。

2 生活復興の推進

- (1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、福生市は、東京都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、福生市は東京都と協力して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。

第2節 都市復興

人々がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた福生市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- 1 特に大きな被害を受けた地区のみの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。
- 2 復興の整備水準は、窮状の回復にとどまらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め市民が快適なくらしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。
- 3 市、市民、企業、東京都、国等との協働と連携による都市づくりを行う。

第3節 復興に向けた態勢の確立

市長は、地震により被害を受けた地域が福生市内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興企画部を中心に復興を推進するための組織を設置する。

第2章 復興計画の策定

東京都は、地震後2週間以内を目途に震災復興基本方針を策定し、この震災復興基本方針に基づいて、地震後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を定める。福生市は、これを踏まえ、地域の実情を加味した福生市震災復興基本方針と復興総合計画を策定する。

第1節 震災復興基本方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、東京都より地震後2週間以内を目途に作成される「震災復興基本方針」を踏まえ、東京都と協議しながら、「福生市震災復興基本方針」を定め、公表する。

震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- 1 暮らしのいち早い再建と安定
- 2 安全で快適な生活環境づくり
- 3 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 復興総合計画の策定

市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災復興総合計画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにし、地震後6か月を目途に策定し公表する。

第3節 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画を必要とする分野については、復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第3章 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要である。

合意形成を図るには、地域ごとに復興の在り方を協議する住民組織が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になる。

復興のプロセスは、その担い手により「地域力を生かした地域協働復興」、「被災者個人による自力復興」及び「行政主導による復興」という3つのパターンが考えられる。

なお、東京都では、東京の震災復興の基本目標を協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建としている。福生市は、東京都の基本目標を踏まえつつ作成する福生市の震災復興基本方針に沿って生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。

第4章 地域力を生かした分野別の復興プロセス

被災後、迅速かつ円滑に、住宅復興、くらしの復興、産業復興、都市復興を図るため、復興の全体像や復興プロセス、具体的行動などを示した災害復興マニュアル等を整備し、あらかじめ復興事業を推進するに当たっての課題を明らかにし、検討を進める。

また、被災者総合相談所を設置し、市民に対してきめ細かく対応するよう努める。

第1節 住宅復興

福生市は、東京都と協力し、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

第2節 くらしの復興

福生市は、くらしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

第3節 産業復興

福生市は、東京都と協力し、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、福生市の産業復興を図る施策を進める。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

第4節 都市復興

福生市は、東京都と協力して、被害の状況を把握し、復興態勢構築のため「家屋被害概況調査」や「家屋被害状況調査」の実施、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、「時限的市街地」づくり、「復興対象地区」の指定、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

東京都は、地震後およそ2か月を目途に「都市復興基本計画（骨子案）」を公表し、これに基づき、復興まちづくり計画、都市復興基本計画をおよそ6か月で作成すると予定している。

福生市は、これらの一連の計画と福生市基本構想、基本計画及び福生市都市計画マスタープラン等を踏まえた上で、福生市の都市復興基本計画・復興まちづくり計画の策定、復興対象地区の

設定を行う。復興を進めるに当たっては、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

第5節 被災者総合相談所の設置

福生市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。

1 開設場所

市役所内に窓口を設ける。

2 開設時期

地震後1か月程度を目途とする。

3 開設決定

詳細は災害対策本部にて決定する。

4 相談分野、相談内容

主な相談内容は次のとおりである。

- (1) 復興計画に関する事項
- (2) 住宅の再建に関する事項
- (3) 中小企業や商店街・個人商店等の経営再建に関する事項
- (4) 就業に関する事項
- (5) 生活に関する事項
- (6) 保健・衛生に関する事項
- (7) 福祉に関する事項
- (8) 子供・教育に関する事項
- (9) 税金に関する事項
- (10) 災害復興に関する上記以外の事項

